

理工学府安全衛生委員会内規

2024年改訂版

関西大学

システム理工学部

環境都市工学部

化学生命工学部

目 次

関西大学理工学府安全衛生委員会内規

第1章 総則	1
第2章 組織	1
第3章 専門委員会	2
1. 排水に関する取扱要領	3
第1章 総則	3
第2章 有害物質・環境項目等の取扱いおよび管理	3
第3章 第2実験棟	4
第4章 第4学舎排水路の管理	5
別表第1-1(環境基本法で定められた環境基準)	6
別表第1-2(吹田市下水排除基準表)	7
別表第1-3(改正水濁法地下浸透基準)	8
様式第1-1号(廃液処理水分析結果表)	9
様式第1-2号(関西大学理工系3学部水質測定記録表)	10
別紙1-1(管理要領)	11
別紙1-2(有害物質使用後の実験器具等の洗浄ルール)	12
2. 薬品および実験廃棄物に関する取扱要領	13
第1章 危険物、毒劇物および特定化学物質	13
第2章 無機系実験廃棄物	15
第3章 有機系実験廃液	16
第4章 不要試薬の廃棄	16
別紙2-1(薬品管理システム(CRIS)の導入について)	18
「薬品管理システム」により管理する“薬品類”の定義及び管理方法について	20
別紙2-2(有機系実験廃液処理要領)	21
別紙2-3(不要試薬類の廃棄方法)	25
別紙2-4(充電式電池の廃棄方法)	29
別表第2-1(危険物の品名と指定数量)	30
別表第2-2(特定危険物)	31
別表第2-3(毒物)	32
別表第2-4(劇物)	35
別表第2-5(特定毒物)	49
別表第2-6(第一種指定化学物質リスト)	50
様式第2-1号(危険物貯蔵庫保管申込書)	60
様式第2-2号(危険物保管延期申込書)	60
様式第2-3号(特定危険物, 特定毒物購入申込書)	61
様式第2-4号(無機系実験廃液処理申込書)	62
3. 高圧ガスに関する取扱要領	64
別紙3-1(高圧ガス保安法第2条による高圧ガスの定義)	66
様式第3-1号(高圧ガス新規購入届書)	67
特殊材料ガス取扱細則	70
液体窒素汲み出し手順	71
4. X線・放射線に関する取扱要領	73
別表第4-1(被ばく限度)	78
5. 病原体等に関する取扱要領	79
別表第5-1(病原体等のBSL分類)	82

6. 付録	
関係官公庁と関連法規リンク集 -----	95
一般廃棄物の廃棄方法 -----	97
実験系廃棄物の廃棄方法 -----	98
第4学舎・実験棟俯瞰図 -----	100

関西大学理工学府安全衛生委員会内規

制定 平成17年4月1日

第1章 総 則

(設 置)

第1条 関西大学システム理工学部、環境都市工学部および化学生命工学部（以下「3学部」という。）に、関西大学理工学府安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第2条 委員会は、3学部における安全衛生管理及びその運営に万全を期し、教育・研究活動の円滑をはかるため安全衛生対策ならびに安全教育等の指針について協議し、その実施の任にあたる。

2 必要に応じて、改善を指示することができる。

第2章 組 織

(構 成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理工学府長
- (2) 3学部の各学部長
- (3) 3学部の各学科より選出された者 各1名
- (4) 各種専門委員会委員長
- (5) 学部事務グループ長
- (6) 事務職員より推薦された者

2 前項第4号の委員が第3号の委員と兼任することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、理工学府長をもってあてる。
- (2) 副委員長は、委員の中から、理工学府長が任命する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会に、次の専門委員会を置く。

- (1) 排水に関する専門委員会
- (2) 薬品および実験廃棄物に関する専門委員会
- (3) 高圧ガスに関する専門委員会
- (4) 教育・研究環境に関する専門委員会
- (5) X線・放射線に関する専門委員会
- (6) その他必要と認める事項に関する専門委員会

第3章 専門委員会

(任 務)

第8条 各専門委員会は、各専門委員会の取扱要領を定め、目標を達成しなければならない。

(構 成)

第9条 各専門委員会は、3学部所属の教育職員、および事務職員のうちから理工学府長が委嘱する専門委員をもって構成する。

(委員長)

第10条 各専門委員会に委員長を置く。

2 委員長はそれぞれの所属する専門委員の中から、理工学府長が任命する。

(任 期)

第11条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議の招集)

第12条 各専門委員会は、各専門委員会委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

附 則

1 この内規は平成17年4月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に第3条第1項および第9条第1項により選出される委員の任期は、第5条第1項および第11条第1項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

附 則

この内規(改正)は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は平成28年10月28日から施行する。

排水に関する取扱要領

制定 平成17年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この取扱要領は、関西大学理工系3学部（システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工系3学部」という。）において、「排水に関する専門委員会」を設置し、水質汚濁防止法および吹田市下水道条例（以下「条例」という。）に基づく実験排水の処理および放流について、遵守すべき事項を規定することにより、有害物質・要監視項目の排水中への流入を防止することを目的とする。

(有害物質の定義)

第2条 この取扱要領において「有害物質」とは、環境基本法で定められた環境基準（別表第1-1）および下水道法施行令第9条4項に規定されている項目（別表第1-2）をいう。

(環境項目の定義)

第3条 この取扱要領において「環境項目等」とは、下水道法施行令第9条5項に規定されている項目（別表第1-2）をいう

第2章 有害物質・環境項目等の取扱いおよび管理

(有害物質の使用)

第4条 有害物質は、できる限りこれに代わる物質を用いることが望ましい。やむを得ず使用するときは、別途定めた管理要領（別紙1-1）に従うものとする。

(有害物質の購入および保有)

第5条 研究室および実験・実習場（以下「研究室等」という。）において、研究室等の責任者は、有害物質の購入および保有を最小限に止めるとともに、使用状況および保有量を常時掌握し、適正な管理をしなければならない。

2 前項の目的を達成するために、薬品管理システム（別紙2-1）を導入する。

(有害物質の回収)

第6条 研究室等が廃棄する有害物質はすべて回収して、排水中に一切投棄してはならない。

(環境項目等の遵守)

第7条 研究室等において排出される排水は、別表第1-2の環境項目等の基準を超えてはならない。

(重金属を含む無機系実験廃液)

第8条 重金属を含む無機系実験廃液は、研究室等において回収かつ貯留し、環境管理室に処理を依頼する。

(実験廃液の処理)

第9条 研究室等における廃液の処理に関しては、薬品および実験廃棄物に関する取扱要領に基づくものとする。

2 生物を扱う実験・研究で生じた廃液については、次の事項に従って研究室等責任者および実験者が

責任をもって処理すること。

(1) 微生物並びに動植物細胞の培養によって生じた廃液は、混入している生細胞を高圧熱処理により不活化し、さらに排水路でトリクロロイソシアヌル酸にて殺滅して放流する。

(2) 遺伝子組換え生物の培養液等の処理は、関西大学遺伝子組換え生物等の第2種使用等に関する管理規程（平成16年11月11日施行）に基づいて行う。

第3章 第2実験棟

(構成)

第10条 本実験棟は実験場、研究室、テクノサポートオフィス、環境管理室および廃液処理施設からなる。

(管理運営)

第11条 環境管理室および廃液処理施設の管理運営は、排水に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）があたる。

(廃液)

第12条 実験場において生じた廃液は、担当教職員が責任を持って備え付けの投入廃液記録簿（様式第1-2号）に記録し、投入する。

(一般排水)

第13条 本実験棟の一般排水には、実験廃液が流入することがあってはならない。

(廃液処理施設)

第14条 廃液処理施設での処理作業は専門業者に委託し、処理運転日報を環境管理室が保管する。

2 廃液処理施設の実験廃液処理可能なものは次のとおりである。

(1)クロム系廃液

(2)シアン系廃液

(3)一般重金属系廃液

3 廃液処理施設の実験廃液処理不可能なものは次のとおりである。

(1)有機系廃液

(2)水銀系廃液

(3)その他専門委員会が指定した廃液

4 研究室および実験・実習場で生じた処理法が不明な廃液は、環境管理室に相談のうえ専門委員会の指示を受けなければならない。

5 廃液処理施設の処理水は環境管理室が分析し、分析結果表（様式第1-1号）に結果を記録して、保存しなければならない。

6 廃液処理施設の重金属等処理水の放流は、専門委員会委員長が分析結果を確認した後、安全衛生委員長の指示によって放流しなければならない。

7 一般排水のpH、温度、放流量および化学的酸素要求量は、日報に記録して、保存しなければならない。異常を認めるときは直ちに送水を停止するとともに、専門委員会の指示を受けなければならない。

第4章 第4学舎排水路の管理

(第4学舎排水路)

第15条 第4学舎排水路(以下「排水路」という。)とは実験排水の流し口から、大学構外への最終流出口までの水路をいい、管理上つぎのとおり区分する。

- (1)室内排水路(流し口および室内の排水路)
- (2)第10排水路(第4学舎1号館西に流出口を持つ排水路)
- (3)第17排水路(第4学舎2号館研究棟横に流出口を持つ排水路)
- (4)第18排水路(第4学舎第6実験棟横に流出口を持つ排水路)
- (5)第42排水路(第4学舎第4実験棟北に流出口を持つ排水路)

(管 理)

第16条 排水路の管理は、前条(1)の水路については当該研究室等の責任者があたり、(2)から(5)については専門委員会があたる。

(室内排水路)

第17条 流し口は常に清潔に保ち、室内配管に閉塞、漏洩および破損等のあるときは、学部・大学院事務グループ理工系事務チームに速やかに連絡する。

(第10, 17, 18, 42排水路)

第18条 専門委員会の下で環境管理室が、各排水路の点検および水質検査を毎週1回実施して、その結果を関西大学理工学府水質測定記録表(様式第1-2号)に記録し保存する。また、各記録計の保守管理をするとともにその記録を保存する。

2 前項の(様式第1-2号)は吹田市下水道部に理工系3学部長名で報告する。

(異常発見時)

第19条 排水路に異常を発見したときは、直ちに専門委員会に急報し、指示を受けなければならない。

(定期点検)

第20条 専門委員会は毎年排水路の総点検を行い、その結果を安全衛生委員長に報告するとともに、必要に応じて清掃および補修を要請しなければならない。

附 則

この取扱要領は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この取扱要領(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領(改正)は、平成26年10月1日から施行する。

環境基本法で定められた環境基準
 人の健康保護に関する環境基準・要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関する環境基準	
項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	0.2 mg/L 以下
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

要監視項目及び指針値	
項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアノジン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロルヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

吹田市下水排除基準表

工場・事業場排水を下水道へ排除する場合には、次のような水質規制がかかります。

(特定施設を設置しているか、製造業であるか、1日あたりの排水量によって規制値や罰則が異なります。)

項目	単位	特定事業場 平均排水量 50立方メートル/日以上
温度	セ氏度	45, 40(製造業)
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素	mg/L	380, 125(製造業)
水素イオン濃度(pH)	-	5.0~9.0, 5.7~8.7(製造業)
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	600, 300(製造業)
浮遊物質(SS)	mg/L	600, 300(製造業)
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/L	5 4(平均排水量 1000~5000 立方メートル/日) 3(平均排水量 5000 立方メートル/日以上)
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	mg/L	30 20(平均排水量 1000~5000 立方メートル/日) 10(平均排水量 5000 立方メートル/日以上)
窒素	mg/L	240, 150(製造業)
リン	mg/L	32, 20(製造業)
沃素消費量	mg/L	220
カドミウム	mg/L	0.03
シアン	mg/L	1
有機リン	mg/L	1
鉛	mg/L	0.1
六価クロム	mg/L	0.5
砒素	mg/L	0.1
総水銀	mg/L	0.005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
チウラム	mg/L	0.06
シマジン	mg/L	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1
セレン	mg/L	0.1
ほう素	mg/L	10
ふっ素	mg/L	8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5
フェノール類	mg/L	5
銅	mg/L	3
亜鉛	mg/L	2
溶解性鉄	mg/L	10
溶解性マンガン	mg/L	10
全クロム	mg/L	2
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10
色又は臭気	-	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

別表第1-3

有害物質の地下水浸透基準（水質汚濁防止法第十二条の三、施行規則第六条の二）

項目	単位	最大（許容限度）	検出限界	備考
カドミウム及びその化合物	(カドミウム)mg/L	検出されないこと	0.001	
シアン化合物	(シアン)mg/L	検出されないこと	0.1	
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	検出されないこと	0.1	
鉛及びその化合物	(鉛)mg/L	検出されないこと	0.005	
六価クロム化合物	(六価クロム)mg/L	検出されないこと	0.04	
ひ素及びその化合物	(ひ素)mg/L	検出されないこと	0.005	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(水銀)mg/L	検出されないこと	0.0005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	0.0005	
トリクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
テトラクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.0005	
ジクロロメタン	mg/L	検出されないこと	0.002	
四塩化炭素	mg/L	検出されないこと	0.0002	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	0.002	
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	検出されないこと	シス体 0.004 トランス体 0.004	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.005	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	検出されないこと	0.0006	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	検出されないこと	0.0002	
チウラム	mg/L	検出されないこと	0.0006	
シマジン	mg/L	検出されないこと	0.0003	
チアベンカルブ	mg/L	検出されないこと	0.002	
ベンゼン	mg/L	検出されないこと	0.001	
セレン及びその化合物	(セレン)mg/L	検出されないこと	0.002	
ほう素及びその化合物	(ほう素)mg/L	検出されないこと	0.2	
ふっ素及びその化合物	(ふっ素)mg/L	検出されないこと	0.2	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(窒素)mg/L	検出されないこと	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2	2
塩化ビニルモノマー	mg/L	検出されないこと	0.0002	
1,4-ジオキサン	mg/L	検出されないこと	0.005	

備考

1 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める方法により、特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検査した場合において、その結果が当該検定方法の検出限界を下回ることをいいます。

2 (検出限界) アンモニアまたはアンモニア化合物にあつては、アンモニア性窒素 0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては、亜硝酸性窒素 0.2mg/L、硝酸化合物にあつては、硝酸性窒素 0.2mg/L

廃液処理水分析結果表

年 月 日		
グループ長	担当	係

I

処理日	年 月 日		処理担当者					
採水日	年 月 日		採水担当者					
測定日	年 月 日		測定担当者					
測定項目 および数値 (mg/L)	処 理 量		pH		SS	BOD	COD	DO
	. m ³		.		.			
	油分	フェノール類	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	弗素
			
	シアン	アルキル水銀	有機隣	カドミウム	鉛	6価クロム	砒素	総水銀
			.	.			.	
付記事項								

II

結果確認	年 月 日	排水に関する 専門委員会委員長		
特記事項				
放流許可	決裁 年 月 日	理工学府 安全衛生委員長		
特記事項				

(追記) 放流不許可の場合は、処理担当者へ連絡の上、再処理を依頼する。

関西大学理工系3学部水質測定記録表(年 月度)

環境管理室

排水口		No.10 No.42を含む	No.17	No.18
項目・単位 * : 外注分析項目				
採水年月日(曜)				
採水時刻				
天候				
気温	℃			
水温	℃			
水素イオン濃度				
透視度	度			
流量	m ³			
溶存酸素量	mg/L			
カドミウムおよびその化合物	mg/L			
シアン化合物	mg/L			
有機磷化合物	mg/L			
鉛およびその化合物	mg/L			
六価クロム化合物	mg/L			
砒素およびその化合物	mg/L			
総水銀	mg/L			
アルキル水銀化合物	mg/L			
PCB	mg/L			
トリクロロエチレン	mg/L			
テトラクロロエチレン	mg/L			
ジクロロメタン	mg/L			
四塩化炭素	mg/L			
1,2-ジクロロエタン	mg/L			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L			
チウラム	mg/L			
シマジン	mg/L			
チオベンカルブ	mg/L			
ベンゼン	mg/L			
セレンおよびその化合物	mg/L			
ほう素およびその化合物*	mg/L			
ふっ素およびその化合物	mg/L			
1,4-ジオキサン	mg/L			
フェノール類含有量*	mg/L			
銅含有量	mg/L			
亜鉛含有量	mg/L			
溶解性鉄含有量	mg/L			
溶解性マンガン含有量	mg/L			
クロム含有量	mg/L			
アンモニア性窒素	* 三項目 合計値	mg/L		
亜硝酸性窒素				
硝酸性窒素				
生物化学的酸素要求量	mg/L			
浮遊物質	mg/L			
ノルマルヘキサン抽出物質*	mg/L			
窒素含有量*	mg/L			
磷含有量*	mg/L			
沃素消費量	mg/L			
化学的酸素要求量	mg/L			
色・臭気				

水質汚濁防止法に係る管理要領(作業手順含む)

関西大学理工系3学部(システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工学府」という。)において、流し台、ドラフトチャンバー等の洗浄施設(以下、「流し台等」という。)では、有害物質を含むすべての液体(以下、「有害物質含有液体」という。)は、直接、流し台等から流さない。

さらに容器および器具等に付着した有害物質含有液体及び流し台等以外の場所での第4次洗浄(洗浄前処理方法)まで行った洗浄水は、専用の容器に回収および適正に処理する。

I 研究室等の実施事項(研究室等責任者の掌握事項について)

- a) 有害物質含有液体の保管・移動および使用・回収について
 - ① 保有する有害物質についてMSDS等で必要事項を十分に把握し、徹底して取扱者に周知すること。
 - ② 漏洩、飛散等がおこらないよう慎重に行うこと。
 - ③ 漏洩、飛散等がおこった場合に備え、吸着剤等を適切な場所に常備すること。
 - ④ 漏洩、飛散等がおこった場合、速やかに吸着剤等で除去後、吸着剤等も適切に処理を行うこと。
 - ⑤ 危険性の高い漏洩、飛散等がおこった場合には、直ちに避難を行うなど、適切な行動を取ること。
 - ⑥ 有害物質含有液体が付着した器具等は洗浄前処理を行った後、流し台等で洗浄すること。
- b) 流し台等、流し台等から床面までの配管、床面及び周囲等の付帯設備について
 - ① 日常的に流し台等および目視可能な付帯設備の異常の有無を確認しておくこと。
 - ② 亀裂等その他異常がある時、担当部署に連絡すること。

II 担当部署の実施事項

- a) 排水系統、流し台等、配管等付帯設備および有害物質含有液体保管場所の維持管理について
 - ① 排水系統、流し台等、配管等付帯設備の修理および更新等の維持管理を適切に行うこと。
 - ② 有害物質含有液体の保管場所は、地下浸透を未然に防止するための構造とすること。
- b) 有害物質含有液体の漏洩および地下浸透時の措置について
 - ① 漏洩・地下浸透箇所の漏洩・地下浸透を止める措置を行うこと。
 - ② 漏洩した有害物質含有液体を可能な限り回収し、処理すること。
 - ③ 吹田市環境保全課等、関係機関へ連絡すること。
 - ④ 汚染土壌について、適正な措置を行うこと。
 - ⑤ 漏洩・地下浸透の被害の程度に応じ、適切な情報公開を行うこと(内容は、吹田市等、関係機関へ相談)。
- c) 管理要領に沿った各点検の実施確認等について
 - ① 本管理要領に沿った各点検を、配管等付帯設備の構造基準に適応した点検頻度で、別紙の点検表に従い目視等により行うこと。
 - ② 点検表は、点検の日から3年間、担当部署で保存すること。

4次洗浄の具体的手順(洗浄前処理方法)

- ① 容器に入った使用済みの有害物質含有液体を各研究室・実験場所定の廃液タンクに投棄する。
- ② この容器を水または有機溶媒(アセトン等)を入れた洗浄ビンで4回以上内壁に沿ってむらなく丁寧に洗浄したものを上記廃液タンクに廃棄する。(1次洗浄)
- ③ ②の操作を全4回行う。(2次～4次洗浄)

なお、洗浄に有機溶媒を使用する場合、次のことに注意する。

- ・ 4次洗浄後の器具の有機溶媒をドラフト内で自然乾燥または風乾する。
- ・ 4次洗浄後の器具の有機溶媒を水で洗浄する場合は、引き続き水により洗浄前処理4次洗浄を行ない、その洗液まで廃液として難燃性有機廃液ポリタンクに回収する。

有害物質使用後の実験器具等の洗浄ルール

⚠ 一人の不注意で学内全体に迷惑が掛かります

実験終了後に残った化学薬品は、「薬品および実験廃棄物に関する取扱要領」に従って分別することになります。この後、**有害物質が少量でも付着している状態で実験器具を流し台で洗浄してしまうと、水質基準に適合しない排水が流出する可能性があります。基準値を超える有害物質を流し台から流すと、その研究室だけでなく、学内全体が実験停止になる恐れがあります。下記の洗浄ルールを遵守するようお願いします。**

洗浄ルール

- ① 容器（ビーカー等）に付着した有害物質を含む液体（原液）を各研究室・実験場所定の廃液タンクに投棄する。
- ② この容器を水または有機溶媒（アセトン等）を入れた洗浄ビンで、**内壁に沿って4回以上回しかけ、むらなく丁寧に洗浄する。**この洗浄液を上記廃液タンクに廃棄する。（1次洗浄）*
- ③ ②の操作を全4回行う。（2次～4次洗浄）



※1 回の洗浄に使用する溶媒量の目安は、器具容量の 1/50 程度です。ただし、有害物質の濃度や汚れの状況などにより洗浄量や回数は適宜判断して下さい。

万が一、有害物質が排水経路に流出した場合、直ちに下記の通り通報すること。

【事故時通報先】

テクノサポートオフィス：内線 3781～3785

環境管理室：内線 5741、6595

*通報後、事故報告書をご提出ください。

【通報の内容】

- (1) 通報者の所属・氏名 「〇〇学科〇〇研究室の〇〇です。有害物質が流出しました。」
- (2) 流出した有害物質の種類・量 「物質は〇〇で、〇〇mlです。」
- (3) 流出発生時刻及び場所 「時刻は〇〇時頃で、場所は第〇実験棟〇階の〇〇研究室内の流し台です。」
- (4) 現在の状況・流出に対する措置状況 「すぐにキムタオルに吸収させ、流出は止まりました。」

★全てが把握出来ていない時点でも通報して下さい。通報された事故は吹田市環境保全課へ連絡します。

●水質汚濁防止法に定める**有害物質**とは、下表に示す化学物質であり、これらが付着した実験器具等は、「洗浄ルール」に従って処置しなければなりません。下表より所有する有害物質にチェック（○印）を付けてください。

注) 下表赤色セルの物質を使用する場合は行政に新たな届出が必要です。使用開始時に理工系オフィスに申し出てください。

有害物質一覧(全28項目)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物*
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン

11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン

21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

※パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る

以上

薬品および実験廃棄物に関する取扱要領

制定 平成17年4月1日

(目的)

第1条 この取扱要領は、「薬品および実験廃棄物に関する専門委員会」を設置し、各種法律に基づいて、理工系3学部（システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工系3学部」という。）の薬品および実験廃棄物の取扱いについて守るべき事項を規定し、環境保全および安全衛生の向上と適正な管理を維持することを目的とする。

第1章 危険物、毒劇物および特定化学物質

(危険物および特定危険物の定義)

第2条 この取扱要領において「危険物」とは、消防法に定められた第一類から第六類までの物質（別表第2-1）をいう。

2 この取扱要領において「特定危険物」とは、危険物の中で特に危険性の高い物質を、「薬品および実験廃棄物に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）で定めたもの（別表第2-2）をいい、特に指定のない限り危険物に含む。

(毒劇物および特定毒物の定義)

第3条 この取扱要領において毒劇物および特定毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に定められた毒物（別表第2-3）、劇物（別表第2-4）および特定毒物（別表第2-5）をいう。

(特定化学物質の定義)

第4条 この取扱要領において特定化学物質とは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法 Pollutant Release and Transfer Register）に定める「第一種指定化学物質」（別表第2-6）をいう。

(管理責任者)

第5条 危険物、毒劇物および特定化学物質を取扱う研究室および実験・実習場（以下「研究室等」という。）において教職員を管理責任者（以下「責任者」という。）に定め、本専門委員会の求めに応じて届出なければならない。

2 特定毒物（別表第2-5）を取扱う者は、知事の許可を受けた者（毒物及び劇物取締法に定める特定毒物研究者）でなければならない。

(管理責任者の責務)

第6条 責任者は担当する研究室等における危険物、毒劇物および特定化学物質の使用状況および保有量を常時掌握し、その購入および保有を最小限に止めるようにしなければならない。

2 責任者は使用、保管および廃棄について、使用者を指導監督しなければならない。

3 第1項および第2項の目的を達成するために、薬品管理システム(別紙2-1)を導入する。

(危険物貯蔵庫での貯蔵)

第7条 危険物を一時的に多量保有する必要がある場合、危険物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）を使用して保管することができる。

2 保管する危険物は十分に安全な容器に収納しなければならない。

(危険物保管の申込)

第8条 保管物は容器毎に品名、数量、研究室(実験・実習場)名、責任者名および保管期間を明記し、危険物貯蔵庫保管申込書(様式第2-1号)を付して申し込まなければならない。

2 危険物の保管は一年を越えることはできない。ただし、危険物保管延期申込書(様式第2-2号)による所定の手続きをすることによって延期できる。なお、所定の手続きなき物品については保管しない。

(危険物貯蔵庫の管理責任者)

第9条 危険物の保管および貯蔵庫の管理運営は本学の危険物取扱者がこれにあたる。

2 危険物貯蔵庫の清掃および保管物の点検は、使用している責任者が必要に応じて行わなければならない。

(貯蔵庫での保管の可否)

第10条 保管の可否は、その使用状況に応じて危険物取扱者が可否を決定し、責任者に連絡する。

(貯蔵庫の事務)

第11条 貯蔵庫に関する事務取扱は学部・大学院事務グループ理工系事務チーム(以下、「事務チーム」という。)において行う。

(危険物の研究室等での貯蔵)

第12条 研究室内に置く危険物の保有量は、消防法指定数量(以下「指定数量」という。)の倍率の合計が0.1を越えてはならない。

2 指定数量の倍率の合計が0.1を越える場合は、危険物貯蔵庫保管申込書(様式第2-1号)を提出し、危険物貯蔵庫の使用許可を危険物取扱者に受けなければならない。

3 実験・実習場においては各棟毎に、指定数量の倍率の合計が0.2を越えてはならない。

4 危険物第4類(引火性液体)の保管は、不燃性のキャビネット等に収納し、耐震性のあるものでなければならない。

5 研究室等内の危険物は、入口と収納キャビネットに内容を掲示しなければならない。

(特定危険物および特定毒物の購入の手続き)

第13条 特定危険物および特定毒物の購入は、購入申込書(様式第2-3号)に所定の事項を記入して、環境管理室に提出し、専門委員会の許可を受けたうえで購入しなければならない。

(特定危険物保有の制限)

第14条 研究室等は塩素酸塩類50g以上、ピクリン酸50g以上、金属ナトリウム50g以上を保有してはならない。

(特定危険物および毒劇物の管理)

第15条 研究室等の特定危険物は、保有量を明らかにしておかねばならない。

2 特定危険物および毒劇物の貯蔵は、鍵付戸棚又は薬品キャビネットに収納し、保有量を常時掌握しておかねばならない。

3 盗難又は紛失したときは、直ちに事務チームに届ける。事務チームは専門委員会委員長あるいは危険物取扱者の判断を仰ぎ警察に届けなければならない。

(定期点検)

第16条 責任者は毎年研究室内および貯蔵庫の管理状況を点検し、専門委員会委員長に報告しなけれ

ばならない。

第2章 無機系実験廃棄物

(無機系実験廃棄物の定義)

第17条 この取扱要領において無機系実験廃棄物とは、教育研究活動にともなって生じた次の廃棄物をいう。ただし、再生可能な物質は廃棄物とはいわない。

- (1) 無機系実験廃液：実験等で生じた有機物を含まない廃液
- (2) 無機固形廃棄物：無機不要試薬等および第2実験棟廃液処理施設の汚泥
- (3) 金属関係廃棄物：実験等で生じた金属くず、その他これに類似するもの
- (4) 電気関係廃棄物：PCBを含む部品、電池（バッテリー）、水銀を使用した部品
- (5) コンクリート廃材：実験等で生じたコンクリート破片、その他これに類似するもの
- (6) その他一般廃棄物

(集積および管理)

第18条 前条の廃棄物の集積および管理については、専門委員会があたる。

- 2 汚泥集積庫、電気関係集積庫、金属関係集積庫およびコンクリート廃材置場の管理運営は専門委員会が行う。

(無機系実験廃液の処置)

第19条 無機系実験廃液は、無機系実験廃液処理申込書（様式第2-4号）に所定の事項を記入して、処理を依頼する。

- 2 受付は、授業支援グループテクノサポートチーム（以下「テクノサポートチーム」という。）が行う。
- 3 廃液の処理については、原則として専門委員会が法律で定められた専門業者に委託する。

(無機固形廃棄物の処理)

第20条 無機固形廃棄物の処理および委託は、専門委員会を通じ環境管理室に相談する。

- 2 第2実験棟廃液処理施設の汚泥は、その都度、専門業者に委託する。

(金属関係廃棄物の処置)

第21条 金属関係廃棄物は鉄系、アルミ系および銅系に分別を行い、第6実験棟・機械実習工場に持参し、処分を依頼する。

- 2 受付は、テクノサポートチームが行う。
- 3 金属関係廃棄物の処分は、専門委員会が専門業者に委託する。

(電気関係廃棄物の保管)

第22条 PCBを含む部品は、専用集積庫に持参し、保管を依頼する。

- 2 受付は、テクノサポートチームが行う。
- 3 保管物質の受付時には、保管に適するものであることを確認の上、授受する。

(電気関係廃棄物の処置)

第23条 電池の内、乾電池（一次電池）は指定された不燃物投棄場所に投棄する。

- 2 二次電池（鉛蓄電池・小型充電式電池）およびボタン電池等リサイクル可能な物は分解せずに、購

入業者か製造業者へ引取り依頼をする。引取り不可能な物のみ、一括回収時に廃棄する。（別紙 2 - 4 参照）

3 水銀を使用した部品は、製造業者もしくは専門業者に委託（排出者負担）する。
（コンクリート廃材の保管）

第 2 4 条 コンクリート廃材は、コンクリート廃材置場（第 6 実験棟北側）で保管する。

2 受付は、テクノサポートチームが行う。
（コンクリート廃材の処分）

第 2 5 条 コンクリート廃材は、専門業者に委託する。
（一般廃棄物の処置）

第 2 6 条 一般廃棄物（有害物質を含まないもの。）は、原則として「付録」の「一般廃棄物の廃棄方法」に基づき投棄する。

2 可燃物と不燃物に分別し、所定の場所へ持参する。

3 可燃物は一般ゴミ捨て場へ、不燃物は指定された期日に指定場所へ廃棄する。

4 薬品等の空容器等は、内部を十分に洗浄した後、ガラス瓶類は購入業者へ返却し、その他の空容器等は不燃物と同様の措置をとる。

第 3 章 有機系実験廃液

（有機系実験廃液の定義）

第 2 7 条 この取扱要領において「有機系実験廃液」とは、「有機系実験廃液処理要領」（別紙 2 - 2）による有機系実験廃液分類表に示されたものをいう。

（有機系実験廃液の集積および管理）

第 2 8 条 有機系実験廃液の回収は原則として専門委員会が責任を持って監督にあたる。

2 有機系実験廃液の回収については、有機系実験廃液処理要領に基づき処理するものとする。
（処理方法の不明な廃液）

第 2 9 条 処理方法の不明な廃液が発生する実験は中止すべきである。止むを得ず行うときは、事前に専門委員会に申し出る。

（処理方法に疑義があるとき）

第 3 0 条 処理方法に疑義が生じたときは専門委員会に申し出る。

（廃液処理依頼の手続き）

第 3 1 条 廃液処理を依頼する者は、有機系実験廃液処理要領に従って分別収集し、処理依頼伝票に所定の事項を記入して、環境管理室に提出する。

（処理の委託）

第 3 2 条 廃液の処理については、専門委員会が定期的に専門業者に委託し、かつ委託の記録を保存しなければならない。

第 4 章 不要試薬等の廃棄

（不要試薬等の廃棄方法）

第 3 3 条 不要試薬等の廃棄は、「不要試薬等の廃棄方法（処理要領）（別紙 2 - 3）」に基づいて、

研究室かつ学科の責任で行うものとする。

2 不要試薬等の処理は、専門業者に委託（委託者負担）する。

附 則

この取扱要領は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この取扱要領(改正)は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領(改正)は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領(改正)は、平成26年10月1日から施行する。

薬品管理システムCRISの導入について

理工系3学部では、PRTR制度、大阪府条例、吹田市下水道排除基準、化学物質の安全性影響度の評価、毒劇物取締法、覚醒剤取締法、麻薬取締法など、関係法規制に万全の体制で対応するため、平成22年3月末より、薬品管理システムCRIS（Chemical Registration Information System/島津エス・ディー）を導入しました。

このシステムを活用することにより、

1. 薬品の使用量、使用履歴、保有量の最新の情報が閲覧できる。
2. PRTR指定薬品の管理と排出量及び移動量届出書の作成ができる。
3. 保有薬品の抽出機能を利用して不要薬品や薬品保有量の削減が図れる。
4. 薬品ビンの管理用バーコードを読取るだけで、使用履歴が記録できる。
5. 使用重量は電子天秤から自動読み込みで、正確な重量管理ができる。
6. システムログイン画面のニュース欄を使って、最新情報の発信ができる。

等のすぐれた利点があります。毎年3月には、同システムに関する説明会・講習会等を行っており、各種マニュアルのダウンロードや動画による取扱説明も同システムのホームページ（画面右上のダウンロードから）より可能です。以下に、マニュアルの基本操作方法（簡易手順書）の一例をあげます。

1. 薬品管理システムの起動とログイン

The image shows a screenshot of the CRIS login page in a web browser. The browser's address bar contains the URL https://yakuhin.kansai-u.ac.jp/cris_v2_0/login.aspx. The page features a header with the CRIS logo and navigation links. A central login form includes fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), with a 'ログイン' (Login) button. The page also contains a sidebar with various notices and a main content area with news items. Three yellow callout boxes with red dashed borders provide instructions: 1. The top callout points to the address bar and says '薬品管理システムのアドレスを入力します。 https://yakuhin.kansai-u.ac.jp/cris_v2_0/login.aspx'. 2. The middle callout points to the login form and says '学内の共通IDとパスワードを入力してログインします。ログインすると「スタート」画面が表示されます。'. 3. The bottom callout points to the sidebar and says '利用可能なブラウザの制限があります。対応表を確認してください。'. A note at the bottom right states '注) 画面やデータは、サンプルです。一部実際と異なる場合があります。' (Note: Screens and data are samples. Some may differ from actual.)

2. メニュー選択とログアウト

Q&A...よくある質問がご覧いただけます。
ダウンロード...取扱説明書がダウンロードできます。

English QandA **ダウンロード** Mail

操作を終了する場合は、ログアウトをしてください。

各メニューを選択して、操作を行ってください。

注) 画面やデータは、サンプルです。
一部実際と異なる場合があります。

薬品管理システムに関する連絡先について

■学内窓口（運用全般）

安全管理課（入出庫、薬品マスター、操作全般に関すること）（バーコードラベルの配付）

E-mail : anzen@ml.kandai.jp

内線 : 6642（第4学舎1号館2階）

テクノサポートチーム（危険物倉庫運用、廃液に関すること）

E-mail : techno@ml.kandai.jp

内線 : 3784（第2実験棟1階）

CRIS登録の定義及び管理方法

薬品管理システム(CRIS)を導入するにあたり、今後、各研究室等において保有する市販の“薬品類”は、全て本システムにより管理することとする。

“薬品類”の定義(対象)および管理方法については、以下のとおりとする。

【対象】 定義		管理方法
1	毒物及び劇物取締法に定められた毒物、劇物及び特定毒物	⇒重量による使用量管理
2	消防法に定められた第1類から第6類までの危険物	⇒在庫管理 ◎納品時の管理→入庫登録 ◎使用後の管理→出庫登録
3	PRTR法(大阪府条例指定物質も含む)、吹田市下水道条例、水質汚濁防止法に定められているもの	
4	上記以外の <u>試薬専門業者</u> により納入された薬品類	

※これらも上記対象に含まれます

- ・消防法危険物の表示があるもの(消毒用エタノール(危4類-アル)等)
- ・DNA関連物質、キット品(構成品)で毒劇物が含まれるもの

■上表に含まないものとして、以下の物質については、本システムでの**管理対象外**とする。

【対象外】 定義		管理方法
1	各研究室等において合成された物質	⇒各研究室等の責任において管理すること
2	生化学関連物質 (例:抗体、酵素、血清、菌体、培地、DNA関連物質、検査キット類 等)	
3	試薬専門業者以外から購入した生活関連物質 (例:食塩、重曹、洗剤、ビタミン剤、乾燥材、カラムとその付属品 等)	
4	容器に入らないもの (金属板、ドライアイス)	

☎ 不明な点がございましたら、安全管理課(内線6642)までご連絡願います。

2019年10月1日(安全管理課)

有機系実験廃液処理要領

※詳細は有機系実験廃液処理マニュアル(安全管理課 HP 掲載)を参照すること

1 有機系廃液の受け入れルールについて

以下の廃液に関しては、廃液をポリタンクごとトラックで運搬することから、受け入れられません。

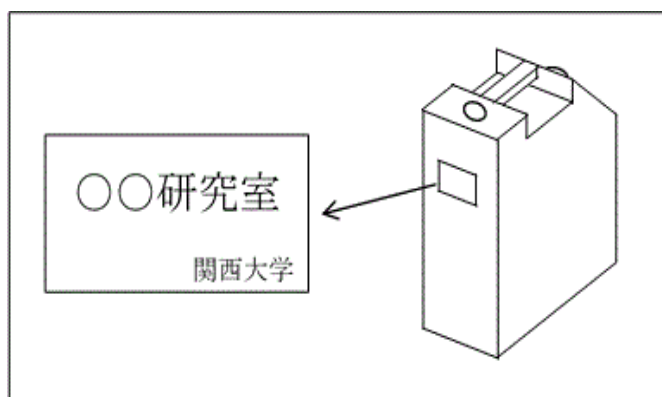
- ・指定されたポリタンク（下記*参照）以外の容器
- ・pH 調整ができていないものや2層分離しているもの
- ・ポリタンク本体やキャップに**破損がある**もの
- ・廃液がポリタンクの**8分目以上入っている**もの
- ・事前に申請した本数以上のポリタンク

2 廃液用ポリタンクの取り扱いについて

原則、配布したポリタンクのみ引き受けます。

ただし、既に使用しているポリタンクまたは不足分を研究室で購入したもののうち、下記要件を満たすものは同様に引き受けます。

- ・20L 容器（可燃性は10L）であり、ポリタンクの色を区別していること*
可燃性廃液（赤色）、**難燃性廃液**（青色）、含ハロゲン廃液（白色）
外見の形状は支給品と同等であること（トラック積載のため）
（推奨品： 瑞穂化成工業㈱ 型番：0186（赤色）、0207BL（青色）、0207（白色））
- ・容器本体やキャップに破損がないこと
- ・研究室名等の必要事項を指定された場所に記載していること（下図参照）



（タンク貼付用シールが必要な場合、テクノサポートチームまでご連絡ください。）

《有機系実験廃液 処理手順》

(1) 以下の表「有機系実験廃液の分類」の区分に従って、ポリタンク等に分別貯留してください。

*ポリタンクは指定のものを使用してください

(2) 回収日までに各自で pH を 6～8 に調整しておいてください。

（反応性の高い物質を含む場合は、それらを完全に分解し、安定な化合物に変換しておくこと）

(3) 申込締切日（原則として回収日の1週間前）までに、処理依頼伝票を環境管理室に提出してください。

*教職員発信のメールに限り、捺印を省略できます。

*2018年10月末をもってCRISからの申請に切り替えました。ただし、CRISを導入していない研究室については引き続き、処理依頼伝票にて受け付けます。

(4) 環境管理室から、搬入日時が記載された処理依頼伝票が返信されてくるので、それをポリタンクに貼付してください。

(5) 指定された搬入日時に第5実験棟裏の危険物倉庫前まで搬入してください。

(6) 搬入の際には、以下の事項に注意してください。

- ① 廃液タンクに研究室名入りラベルを貼付し、タンク No. を記入すること
- ② 側面には廃液伝票を貼付すること（読み取りバーコードが見えるように貼付する）
- ③ 廃液タンクをコンテナに入れること
- ④ コンテナと台車はゴムバンド等で固定すること
- ⑤ 廃液タンクのキャップがきちんと閉まり、廃液が漏出しないこと
- ⑥ 返却不要の廃液タンクには、A4用紙に大きく【返却不要】と明示し貼付すること
- ⑦ 廃液回収に同行している者は、保護メガネを着用すること
- ⑧ 走りながら台車をおさない、ふざけない。指定経路以外は通らず道中の段差に気を付けること



参考例

コンテナ：浅型外寸(mm)592×384×208h

ゴムバンド：自由自在バンド

(7) 搬入週の金曜日 10:00～10:15 に返却容器保管場所（下図参照）に空のタンクを受け取りに来ること

○有機系廃液搬入経路・回収場所および容器返却場所



表 有機系実験廃液の分類

分類		該当品目
可燃性廃液	一般有機廃溶媒*	酢酸エチル、アセトン、ヘキサン、ベンゼン、トルエン、アルコール、灯油等
	油脂類（動植物油・鉱物油・シリコン油）	大豆油、ごま油、機械油、切削油、真空ポンプ油、シリコン油等
難燃性廃液	5%以上の水を含む一般有機溶媒*	有機酸塩、アルコール、低級アミン塩、フェノール等の水溶液及び一般有機溶媒を少量含む水溶液
	現像液・定着液	現像液・定着液
含ハロゲン廃液	5%以上のハロゲン化物を含む一般有機溶媒	クロロホルム、塩化メチレン、四塩化炭素、テトラクロロエタン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン等、及びこれらを高濃度で含有する一般有機溶媒との混合物(但し、PCB等の有害物質を除く)

*発熱や有毒ガスの発生等を起こす物質が含まれている場合は、個別貯留するので依頼伝票に明記すること。（その際、廃液タンクは返却しません。）

有機系実験廃液処理依頼伝票

*2018年10月末をもってCRISからの申請に切り替えました。ただし、CRISを導入していない研究室については引き続き、処理依頼伝票にて受け付けます。

入力要領 2015年4月～

- 1「サンプル」の要領で桃色のセルは、すべて入力してください。入力後に水色に変わります。
- 2 安全確保の観点からも、内容物詳細欄には正確に物質名と濃度を入力してください。
- 3 下表の分類にしたがって、該当するシートのタグをクリックして入力してください。
- 4 搬入時間は決定次第、メールにて返信いたします。
- 5 その他何かありましたら、第2実験棟環境管理室(内5741)へ連絡してください。
- 6 送信先 Eco-ml@ml.kandai.jp
もしくは mailto:Eco-ml@ml.kandai.jp?subject=有機系実験廃液処理依頼

可燃性	
難燃性	
含ハロ	

有機系実験廃液分類表

分類		該当品目
可燃性	一般有機溶媒	酢酸エチル・アセトン・ヘキサン・ベンゼン・トルエン・アルコール・灯油等
	油脂類(動植物油・鉱物油・シリコン油)	大豆油・ゴマ油・機械油・切削油・真空ポンプ油・シリコン油等
難燃性	5%以上の水を含む一般有機溶媒	有機酸塩・低級アミン塩・フェノール等および一般有機溶媒
	現像液・定着液	現像液・定着液
含ハロゲン化合物	5%以上のハロゲンを含む一般有機溶媒	クロロホルム・塩化メチレン・四塩化炭素・テトラクロロエタン・トリクロロエタン等

サンプル



可燃性廃液処理依頼伝票

学部	理工	専門委員会欄					
学科	理工	搬入予定日					
研究室・実験室名	千里山	搬入時間					
責任者氏名	関大花子						
内線	0000						
内容物詳細(物質名と濃度)		分類	pH	容量(L)	本数	総容量(L)	No.
アセトン10%,メタノール10%,酢酸エチル20%,ヘキサン20%,イソプロピルアルコール40%		I a	7	18	2	36	
エタノール30%,アセトニトリル25%,イソプロパノール30%,ベンゼン15%		I a	7	12	1	12	
		I a					

不要試薬類の廃棄方法（処理要領）

※回収・申請時期は年度によって変動することがあります。

1) 回収日時

不要試薬類の回収・廃棄は年 2 回（6 月，12 月）指定の回収日に行う。（可燃性および難燃性廃液については薬品および実験廃棄物に関する取扱要領の有機系実験廃液処理要領に基づく）

2) 申請手続き

研究室責任者が、指定の期日（4 月，10 月の第 3 週金曜日）までに不要試薬の廃棄申請用紙に必要な事項を記入の上、電子メール（送付先：Eco-ml@ml.kandai.jp）で申請する。

3) 回収方法

（学内処理）第 2 実験棟処理装置

第 2 実験棟処理装置で処理可能な試薬については、環境管理室の指示に従い、研究室責任者立合いのもとで当該研究室が処理場内で処理をする。

（学外処理）学部・大学院事務グループ理工系事務チームが窓口

指定日（6 月，12 月の第 2 週金曜日）に廃棄を許可された試薬類を指定の区分ごとに分類し、指定のラベルを貼り、第 2 実験棟地下 1 階の所定の場所に搬入する。

（事前に廃棄の申請を行っていないものについては受け付けない）

4) 回収・廃棄可能な試薬類

- ① 消防法によって定められた危険物（第 1 ～ 6 類）
- ② ①以外の有機化合物
- ③ ①以外の無機化合物
- ④ 水銀含有物（水銀温度計、水銀ランプ等）
- ⑤ 注射針（感染性廃棄物）
- ⑥ 充電式電池
- ⑦ その他（委員長の許可したもの）

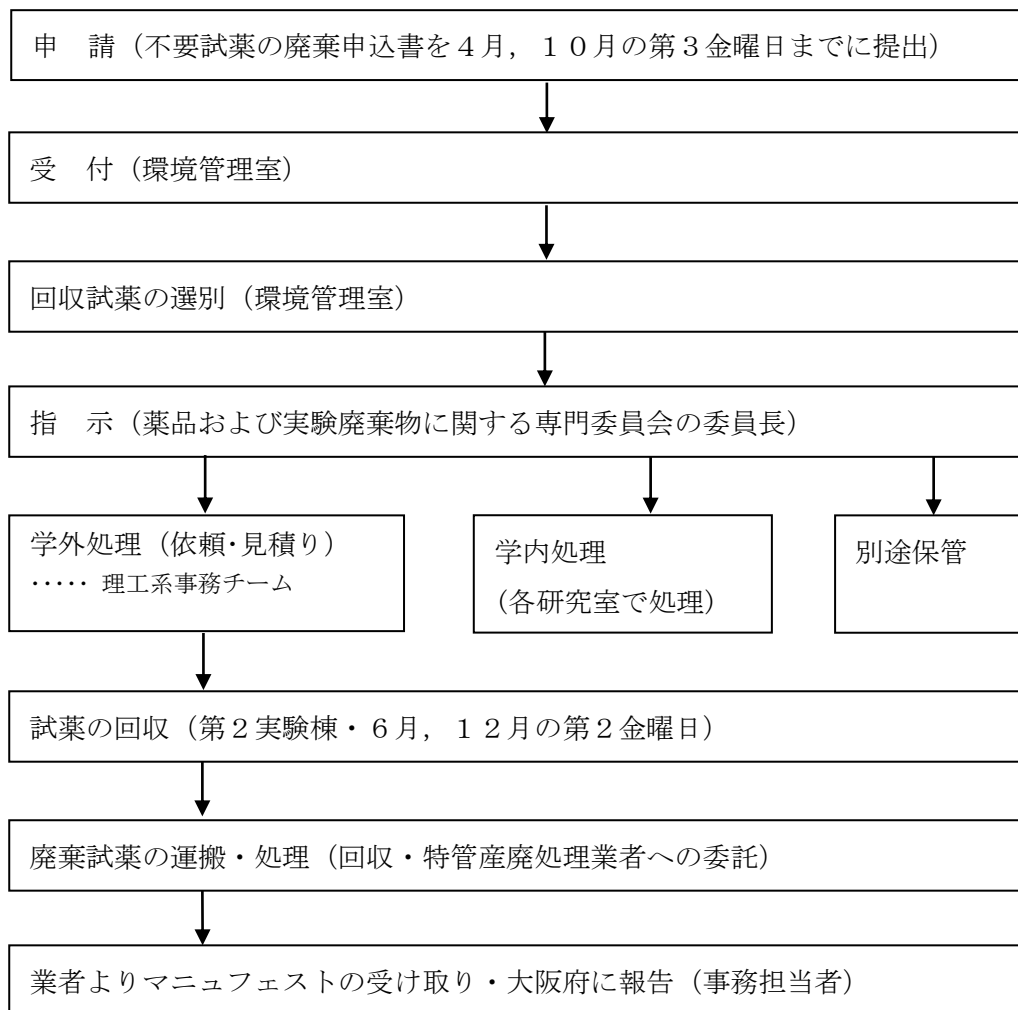
廃棄不可能なもの

PCB、ボンベ、スプレー缶等

5) 回収、運搬等の費用

各研究室負担とする。

6) 申請書のフローチャート



7) 区分

危険物 (消防法)	1類	A1
	2類	A2
	3類	A3
	4類	A4
	5類	A5
	6類	A6
毒物		B
それ以外の有機化合物		C
同 無機化合物		D
その他 (委員長の許可したもの)		E

不要試薬の廃棄申請用紙

不要試薬の廃棄申込書					申請年月日
学 部・学 科		研 究 室	研究室責任者 氏名		内 線
			印		安全衛生委員会欄
No	薬品 ID	廃棄試薬名	重量	区分	特記事項 (有害元素・反応性等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

不要試薬の廃棄用ラベル

(通常の試薬ビン用) 廃棄試薬に貼るラベル。ラベルは、はがれないようにしておくこと。

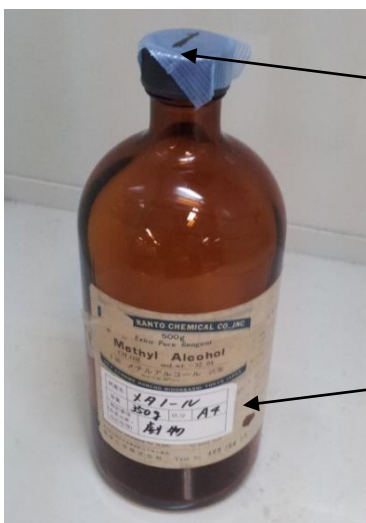
試薬名			
容量		区分	
特記事項 (有害元素・反応性等)			

試薬名			
容量		区分	
特記事項 (有害元素・反応性等)			

(小型試薬ビン用) 廃棄試薬に貼るラベル。ラベルは、はがれないようにしておくこと。

試薬名			
容量		区分	
特記事項 (有害元素・反応性等)			

試薬名			
		区分	
特記事項 (有害元素・反応性等)			



見本

廃薬品リスト(廃棄申請用紙)の連番を、対応する試薬瓶上部に記載します。シール等を使い、分かりやすいようにラベリングしてください。

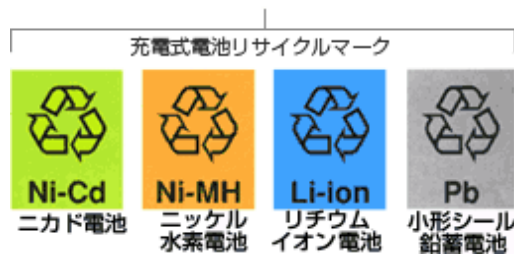
所定の項目を記載しラベルリングしてください。

充電式電池の廃棄方法（一括回収要領）

1 一括回収について

二次電池（小型充電式電池、鉛蓄電池）のほとんどがリサイクル回収可能なので、まず購入業者かメーカーに引き取りを依頼すること。

上記の引き取りが不可能な物で右のリサイクルマークが付いている物のみ、半年に一回、一括回収を環境管理室にて行う。



対象となるリサイクルマーク

2 回収時期

年2回（6月、12月）指定の回収日を行う（不要試薬の廃棄と同時とする。）

3 申請手続き

研究室責任者が指定の期日（4月、10月の第3週金曜日）までに、電池廃棄申請用紙に必要事項を記入して、環境管理室にメールで提出する。（送付先：Eco-m1@ml.kandai.jp）

申請用紙はテクノサポートセンターHP（各種様式）より「充電式電池 廃棄申請書」をダウンロードできる（<http://www.ser.eng.kansai-u.ac.jp/techno/index.htm>）

4 回収方法

指定日（6月、12月の第2週金曜日）に、申請書を廃棄電池に添付して環境管理室へ搬入する。事前に廃棄申請を行っていないものについては受け付けない。

入力要領			
1 ピンク色のセルは、すべて入力してください。入力後は緑色に変わります。			
2 リサイクルマークが[その他]を選らんだものは必ず備考欄に写真をお貼付ください。			
3 写真はできるだけ、1枚あたり500KB以下のものをご使用ください。			
電池廃棄依頼伝票			
学部	専門委員会欄		
学科	搬入予定日		
研究室・実験室名			
責任者氏名	搬入時間		
内線			
廃棄電池詳細(メーカー、型番など)	リサイクルマーク	数量	備考
1			
2			



別表第2-1 (第2条関係)

危険物の品名と指定数量

類別	品名	性質	消防法による指定数量
第1類	1 塩素酸塩類	第1種酸化性固体 第2種酸化性固体 第3種酸化性固体	50kg
	2 過塩素酸塩類		300 "
	3 無機過酸化物		1,000 "
	4 亜塩素酸塩類		
	5 臭素酸塩類		
	6 硝酸塩類		
	7 よう素酸塩類		
	8 過マンガン酸塩類		
	9 重クロム酸塩類		
	10 その他のもので政令で定めるもの		
	11 前項号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第2類	1 硫化りん		100kg
	2 赤りん		100 "
	3 硫黄		100 "
	4 鉄粉		500 "
	5 金属粉	第1種可燃性固体 第2種可燃性固体	100 "
	6 マグネシウム		500 "
	7 その他のもので政令で定めるもの		
	8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
	9 引火性固体		1,000 "
第3類	1 カリウム		10kg
	2 ナトリウム		10 "
	3 アルキルアルミニウム		10 "
	4 アルキルリチウム		10 "
	5 黄りん		20 "
	6 アルカリ金属およびアルカリ土類金属		
	7 有機金属化合物	第1種自然発火性物質および禁水性物質 第2種自然発火性物質および禁水性物質 第3種自然発火性物質および禁水性物質	10 "
	8 金属の水素化物		50 "
	9 金属のりん化物		300 "
	10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物		
	11 その他のもので政令で定めるもの		
	12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第4類	1 特殊引火物※注		50 l
	2 第1石油類(ガソリン, シンナー等)	非水溶性液体	200 "
		水溶性液体	400 "
	3 アルコール類		400 "
	4 第2石油類(灯油, 軽油, 氷酢酸等)	非水溶性液体	1,000 "
		水溶性液体	2,000 "
	5 第3石油類(重油, グリコール等)	非水溶性液体	2,000 "
水溶性液体		4,000 "	
6 第4石油類(潤滑油, マシン油等)		6,000 "	
7 動植物油類		10,000 "	
第5類	1 有機過酸化物	第1種自己反応性物質 第2種自己反応性物質	10kg
	2 硝酸エステル類		100 "
	3 ニトロ化合物		
	4 ニトロソ化合物		
	5 アゾ化合物		
	6 ジアゾ化合物		
	7 ヒドラジンの誘導体		
	8 その他のもので政令で定めるもの		
	9 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		
第6類	1 過塩素酸		300kg
	2 過酸化水素		
	3 硝酸		
	4 その他のもので政令で定めるもの		
	5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		

※注エーテル, アセトアルデヒド, 酸化プロピレン, 二硫化炭素等

別表第2-2 (第2条関係)

特定危険物

- | |
|-----------|
| 1 塩素酸塩類 |
| 2 ピクリン酸 |
| 3 金属ナトリウム |

(参考資料)

危険物の性質の概要

類別	性 質	性 質 の 概 要
第1類	酸化性固体	可燃物と混合され、熱等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する固体
第2類	可燃性固体	火炎により着火しやすい固体又は比較的低温で引火しやすい固体
第3類	自然発火性物質および禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火する危険性を有するもの又は水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生するもの
第4類	引火性液体	引火性を有する液体
第5類	自己反応性物質	加熱等による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行するもの
第6類	酸化性液体	混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体

別表第2-3

(毒物) 施行日 2020.7.1 (一部、2020.6.24)

名 称	備考、CAS Reg No. など
1 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、0.1%以下を含有するものを除く。	26628-22-8
2 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤	541-42-4
3 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤	544-16-1
4 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、1.8%以下を含有するものを除く。	アベルメクチン B1a: 65195-55-3、 アベルメクチン B1b: 65195-56-4、 B1aとB1bの混合物: 71751-41-2(1.8%以下は劇物)
5 3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤	107-11-9
6 アリルアルコール及びこれを含有する製剤	107-18-6
7 アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。	「トリエタノール・・・」は劇物
8 5-イソシアナト-1-(イソシアナトメチル)-1,3,3-トリメチルシクロヘキサノール及びこれを含有する製剤。	4098-71-9
9 O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	25311-71-1(5%以下は劇物)
10 O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	13194-48-4(5%以下は劇物)
11 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	2104-64-5(1.5%以下は劇物)
12 N-エチル-メチル-(2-クロル-4-メチルメルカプトフェニル)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤	54381-26-9
13 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤	98-09-9
14 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	10025-87-3
15 黄燐及びこれを含有する製剤	7723-14-0
16 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン及びこれを含有する製剤	297-78-9
17 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤	681-84-5
18 クラレー及びこれを含有する製剤	8063-06-7
19 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤	4170-30-3、 (trans):123-73-9、(cis): 15798-64-8
20 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤	107-20-0
21 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤	96-34-4
22 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	97-00-7
23 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤	1885-14-9
24 2-クロロピリジン及びこれを含有する製剤	109-09-1
25 3-クロロ-1,2-プロパンジオール及びこれを含有する製剤	96-24-2、(S):60827-45-4、 (R):57090-45-6
26 (クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤	100-44-7
27 五塩化燐及びこれを含有する製剤	10026-13-8
28 三塩化硼素及びこれを含有する製剤	10294-34-5
29 三塩化燐及びこれを含有する製剤	1307-96-6
30 酸化コバルト(II)及びこれを含有する製剤	1307-96-6
31 三弗化硼素及びこれを含有する製剤	7637-07-2
32 三弗化燐及びこれを含有する製剤	7783-55-3
33 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤	869-29-4
34 シアン化水素	74-90-8
35 シアン化ナトリウム	143-33-9
36 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 紺青及びこれを含有する製剤 ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤 ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤	例えば、KCN:151-50-8、Cu: 544-92-3、 Ag:506-64-9、Pb:592-05-2、 Zn:557-21-1、Ca:592-01-8 など
37 ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	298-04-4(5%以下は劇物)
38 ジエチル-S-(2-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	10311-84-9
39 ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	333-29-9(5%以下は劇物)

40	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	3078-97-5
41	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	115-90-2 (3%以下は劇物)
42	1,3-ジクロロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤	96-23-1
43	(ジクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤	98-87-3
44	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤	3347-22-6 (50%以下は劇物(有機シアン化合物))
45	ジニトロクレゾール及びこれを含有する製剤	o-ジニトロクレゾール: 1335-85-9、 4,6-ジニトロ-o-クレゾール: 534-52-1 など
46	ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤	Na: 2312-76-7
47	ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤	25550-58-7
48	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	88-85-7 (2%以下は劇物)
49	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、0.005%以下を含有するものを除く。	82-66-6 (0.005%以下は劇物)
50	ジブチル(ジクロロ)スタンタン及びこれを含有する製剤	638-18-1
51	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤	7783-60-0
52	ジボラン及びこれを含有する製剤	19287-45-7
53	ジメチル(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、4%以下を含有するものを除く。	36614-38-7 (4%以下は劇物)
54	1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	1910-42-5、2074-50-2、 4685-14-7 など
55	1,1'-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤	57-14-7
56	2,2-ジメチルプロパノイルクロライド(別名トリメチルアセチルクロライド)及びこれを含有する製剤	3282-30-2 (ピバロイルクロライド)
57	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	22781-23-3 (5%以下は劇物)
58	水銀 7439-97-6	7439-97-6
59	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、 チメロサール: 54-64-8、Cl(II): 7487-94-7、I(II): 7774-29-0、硝酸水銀(I): 10415-75-5、酢酸フェ ニル水銀: 62-38-4、酢酸水銀 (I): 631-60-7、酢 酸水銀(II): 1600-27-7、酸化 水銀(III): 21908- 53-2、酸化水銀(I): 15829-53-5、Br(II): 7789- 47-1、酸化水銀(II): 21908-53-2 (5%以下は劇物) など
	イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	
	ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤	
	ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤	
	ニ 酸化水銀 5%以下を含有する製剤	
	ホ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤	
	ヘ 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤	
ト 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤		
60	ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	57-24-9、硝酸: 66-32-0 など
61	セレン	7782-49-2
62	セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、亜セレン酸: 7783-00-8 (0.0082%以下は 劇物)、亜セレン酸 Na: 10102-18-8、 SeO2 : 7446-08-4、 セレン酸: 7783-08-6 など
	イ 亜セレン酸 0.0082%以下を含有する製剤	
	ロ 亜セレン酸ナトリウム 0.00011%以下を含有する製剤	
	ハ 硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤	
	ニ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	
ホ セレン酸ナトリウム 0.00012%以下を含有する製剤		
63	チオセミカルバジド	79-19-6、含有する製剤は劇物
64	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、0.5%以下を含有するものを除く。	79538-32-2 (0.5%以下は劇物)
65	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤	75-59-2
66	1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、65%以下を含有するものを除く。	2439-10-3 (65%以下は劇物)
67	(トリクロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤	98-07-7
68	トリブチルアミン及びこれを含有する製剤	102-82-9
69	ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして 10%以下を含有するものを除く。	55134-13-9 (10%以下は劇物)
70	ニコチン及びこれを含有する製剤	1954-11-5
71	ニコチン塩類及びこれを含有する製剤	65-30-5
72	ニッケルカルボニル及びこれを含有する製剤	13463-39-3
73	ビス(4-イソシアナトシクロヘキシル)メタン及びこれを含有する製剤	5124-30-1

74	S,S-ビス(1-メチルプロピル)＝O-エチル＝ホスホロジチオアート(別名カズサホス)及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	95465-99-9(10%以下は劇物)
75	砒素	7440-38-2
76	砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、亜ヒ酸:1327-53-3、亜ヒ酸 Na7784-46-5、Cl3:7784-34-1、ヒ酸 Na:13464-38-5、ヒ酸 K:7784-41-0、ヒ酸 HNa2:7778-43-0 などメタンアルソン酸カルシウム & メタンアルソン酸鉄は劇物
	イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤	
	ロ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤	
	ハ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤	
	ニ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤	
ホ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤		
77	ヒドラジン	302-01-2
78	2-ヒドロキシエチル＝アクリラート及びこれを含有する製剤	818-61-1
79	2-ヒドロキシプロピル＝アクリラート及びこれを含有する製剤	999-61-1
80	ブチル＝2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル＝N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	65907-30-4(5%以下は劇物)
81	弗化水素及びこれを含有する製剤	7664-39-3
82	弗化スルフリル及びこれを含有する製剤	2699-79-8
83	フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤	7789-21-1
84	1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	459-02-9、HCl:64609-06-9、(S):788123-23-9、(S)HCl:127515-13-3、(R):72522-20-4、(R)HCl:72522-24-8
85	7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン、7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の 7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-ブromo-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として 7.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。	(2R,3S):55837-20-2 除かれた「スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物の…」は劇物
86	ブromo酢酸エチル及びこれを含有する製剤	105-36-2
87	ヘキサキス(β-ジメチルフェネチル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)及びこれを含有する製剤	13356-08-6
88	ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)及びこれを含有する製剤	72-20-8
89	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤	115-29-7
90	ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤	77-47-4
91	ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤	108-98-5
92	ホスゲン及びこれを含有する製剤	75-44-5
93	メタンスルホニル＝クロリド及びこれを含有する製剤	124-63-0
94	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	2346-99-8(1.5%以下は劇物)
95	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、0.8%以下を含有するものを除く。	23135-22-0(0.8%以下は劇物)
96	メチルホスホン酸ジクロリド	676-97-1
97	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-チオアセトイミデート(別名メミル)及びこれを含有する製剤。ただし、45%以下を含有するものを除く。	16752-77-5(45%以下は劇物)
98	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	74-93-1
99	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	39603-48-0(2%以下は劇物)
100	2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	60-24-2(10%以下は劇物)
101	硫化燐	P4S3:1314-85-8、P2S5:1314-80-3 など(製剤は劇物)
102	燐化水素及びこれを含有する製剤	7803-51-2
103	六弗化タングステン及びこれを含有する製剤	7783-82-6

別表第2-4

(劇物) 施行日 2020.7.1 (一部、2020.6.24)

	名 称	備考、CAS Reg No. など
1	無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、Cl:7646-85-7、 F:7783-49-5、 SO4(7水塩):7446-20-0、 SO4:7733-02-0、 酢酸:5970-45-6、 硝酸:7779-88-6 など
	イ 炭酸亜鉛	
	ロ 雷酸亜鉛(Zinc fulminate, ZnON≡C)	
	ハ 焼結した硫化亜鉛(II)	
	ニ 六水酸化錫亜鉛	
2	亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。	7758-19-2
3	アクリルアミド及びこれを含有する製剤	79-06-1
4	アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	79-10-7
5	アクリルニトリル	107-13-1
6	アクロレイン	107-02-8
7	亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤	542-56-3
8	亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤	110-46-3
9	亜硝酸塩類	例えば、Na:7632-00-0、K: 7758-09-0 など
10	亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤	540-80-7
11	亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤	624-91-9
12	アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤	543-21-5
13	亜セレン酸 0.0082%以下を含有する製剤。ただし、容量 1L 以下の容器に収められたものであって、0.00082%以下を含有するものを除く。	7783-00-8(>0.0082%は毒物)
14	アニリン	62-53-3
15	アニリン塩類	HCl:142-04-1
16	アバメクテン 1.8%以下を含有する製剤	アベルメクテン B1a: 65195-55-3、 アベルメクテン B1b: 65195-56-4、 B1a と B1b の混合物: 71751-41-2(>1.8%は毒物)
17	2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、20%以下を含有するものを除く。	141-43-5
18	N-(2-アミノエチル)-2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	111-41-1
19	N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤。	111-40-0
20	L-2-アミノ-4-[(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィニル]ブチル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L-2-アミノ-4-[(ヒドロキシ)(メチル)ホスフィニル]ブチル-L-アラニル-L-アラニンとして 19%以下を含有するものを除く。	35597-43-4、 Na 塩:71048-99-2
21	1-アミノプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤。ただし、4%以下を含有するものを除く。	78-96-6
22	3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	2855-13-2
23	3-(アミノメチル)ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、8%以下を含有するものを除く。	1477-55-0
24	N-アルキルアニリン及びその塩類	メチル:100-61-8、 エチル:103-69-5
25	N-アルキルトリイジン及びその塩類	例えば、N-エチルメタトリイジン: 102-27-2、 N-メチルパラトリイジン:623-08-5 など
26	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、F(III):7783-56-4、 F(V):7783-70-2、 Cl(III):10025-91-9、 Cl(V):7647-18-9、 アンチモン酸鉛:13510-89-9、 水素化アンチモン:7803-52-3、 など
	イ 4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウム=ヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤	
	ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
	ハ 酸化アンチモン(III)を含有する製剤	
	ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤	
	ホ トリス(ジペンチルジチオカルバマト- <i>phs</i>)アンチモン 5%以下を含有する製剤	
ヘ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤		
27	アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア 10%以下を含有するものを除く。	7664-41-7、アンモニア水: 1336-21-6

28	2-イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	4439-24-1
29	2-イソプロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	114-26-1
30	2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	2631-40-5
31	2-イソプロピル-4-メチルピリミジン-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)及びこれを含有する製剤。ただし、5% (マイクロカプセル製剤にあっては、25%) 以下を含有するものを除く。	333-41-5
32	一水素二酸化アンモニウム(NH ₄ ・HF)及びこれを含有する製剤。ただし、4%以下を含有するものを除く。	1341-49-7
33	1,1'-イミゾ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	13516-27-3
	イ 1,1'-イミゾ(オクタメチレン)ジグアニジンとして 3.5%以下を含有する製剤(口に該当するものを除く。)	
	ロ 1,1'-イミゾ(オクタメチレン)ジグアニジナルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤	
34	可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤	例えば、酢酸ウラン: 541-09-3、 (2水)6159-44-0、 (6水)13520-83-7 など
35	エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤	107-15-3
36	O-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス) 5%以下を含有する製剤	25311-71-1 (>5%は毒物)
37	N-エチル-O-(2-イソプロポキシカルボニル-1-メチルピニル)-O-メチルチオホスホルアミド(別名プロベタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	31218-83-4
38	エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	2595-54-2
39	エチル-2-ジエトキシチオホスホリルオキシ-5-メチルピラゾロ[1,5-a]ピリミジン-6-カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤	13457-18-6
40	エチル-2,4-ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	3792-59-4
41	エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	17109-49-8
42	O-エチル=S,S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含有する製剤。ただし、3%以下を含有する徐放性製剤を除く。	13194-48-4 (>5%は毒物)
43	2-エチル-3,7-ジメチル-6-[4-(トリフルオロメチキシ)フェノキシ]-4-キノリル=メチル=カルボナート及びこれを含有する製剤	875775-74-9
44	2-エチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	29973-13-5
45	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)1.5%以下を含有する製剤	2104-64-5 (>1.5%は毒物)
46	O-エチル=S-プロピル=[(2E)-2-(シアノイミノ)-3-エチルイミダゾリジン-1-イル]ホスホチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	140163-89-9
47	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート及びこれを含有する製剤	83130-01-2
48	O-エチル-O-4-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	35400-43-2
49	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジン)ホスホチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	98886-44-3
50	4-エチルメルカプトフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	18809-57-9
51	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	75-21-8
52	エチレンクロルヒドリン及びこれを含有する製剤	107-07-3
53	エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤	106-89-8
54	エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメクチンとして 2%以下を含有するものを除く。	155569-91-8
55	塩化水素及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	7647-01-0
56	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて 10%以下を含有するものを除く。	-
57	塩化第一水銀及びこれを含有する製剤	7546-30-7
58	塩化チオニル及びこれを含有する製剤	7719-09-7
59	塩素	7782-50-5
60	塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。	例えば、Na: 7775-09-9、 K: 3811-04-9、 Ba: 13477-00-4 など
61	(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2,3-ジカルボン酸(別名エンドタール)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エンドタールとして 1.5%以下を含有するものを除く。	145-73-3
62	オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	7727-18-6
63	オキシラン-2-イルメチル=メタクリラート及びこれを含有する製剤	106-91-2
64	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-ノナクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、クロルデン及びこれらの類縁化合物の混合物 6%以下を含有するものを除く。	クロルデン: 57-74-9
65	過酸化水素及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	7722-84-1
66	過酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	1313-60-6

67	過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、17%以下を含有するものを除く。	124-43-6
68	カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質を除く。	例えば、Cl:10108-64-2、 Br:7789-42-6、 S:1306-23-6、 OH:21041-95-2、 酢酸:543-90-8、 硝酸:10325-94-7、 酸化:1306-19-0、 ステアリン酸カドミウム: 2223-93-0 など
69	カリウム	7440-09-7
70	カリウムナトリウム合金	11135-81-2
71	ギ酸及びこれを含有する製剤。ただし、90%以下を含有するものを除く。	64-18-6
72	キシレン	1330-20-7
73	キノリン及びこれを含有する製剤	91-22-5
74	無機金塩類。ただし、雷金を除く。	例えば、塩化第二金: 13453-07-1、 塩化金酸:16903-35-8、 金塩化 K:13682-61-6、 金塩化 Na:15189-51-2 など
75	無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀(AgON≡C)を除く。	例えば、I:7783-96-2、 NO3:7761-88-8、 Br:7785-23-1、 硫酸:10294-26-5、 亜硝酸銀:7783-99-5、 クロム酸銀:7784-01-2 など
76	グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、3.6%以下のものを除く。	79-14-1
77	クレゾール及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	1319-77-3、(o)95-48-7、 (m)108-39-4、 (p)106-44-5
78	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛 70%以下を含有するものを除く。	例えば、K:7789-00-6、 Ca:13765-19-0、 Na(10 水和):13517-17-4、 Pb:7758-97-6 など
79	クロルエチル	75-00-3
80	2-クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤	Cl:999-81-5
81	N-(3-クロル-4-クロルジフルオロメチルチオフェニル)-N'-ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、12%以下を含有するものを除く。	33439-45-1
82	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフェニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤	35996-61-3
83	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフェニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤	2274-67-1
84	1-クロル-1,2-ジプロムエタン及びこれを含有する製剤	598-20-9
85	2-クロル-4,5-ジメチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	671-04-5
86	クロルスルホン酸	7790-94-5
87	クロルピクリン及びこれを含有する製剤	76-06-2
88	クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容量 300 ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル 50%以下を含有するものを除く。	74-87-3
89	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	79-04-9
90	2-クロロアニリン及びこれを含有する製剤	95-51-2
91	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド及びこれを含有する製剤	129558-76-5
92	5-クロロ-N-[2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル]-6-エチルピリミジン-4-アミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。ただし、4%以下を含有するものを除く。	105779-78-0
93	クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤	109-61-5
94	クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤	105-39-5
95	クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	3926-62-3
96	1-クロロ-4-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	100-00-5
97	2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	88-73-3
98	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	160430-64-8
99	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、2%(マイクロカプセル製剤にあっては 12%)以下を含有するものを除く。	105827-78-9
100	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	111988-49-9
101	(RS)-[O-1-(4-クロロフェニル)ピラゾール-4-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート](別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	77458-01-6

102	クロロレン及びこれを含有する製剤	126-99-8
103	クロホルム	67-66-3
104	珪弗化水素酸及びこれを含有する製剤	16961-83-4
105	珪弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤	例えば、NH ₄ :16919-19-0、 K:16871-90-2、 Na:16893-85-9、 Cu:12062-24-7 など
106	五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)10%以下を含有するものを除く。	1314-62-1
107	酢酸エチル	141-78-6
108	酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	563-68-8
109	サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして1%以下を含有するものを除く。	53003-10-4
110	三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	7446-70-0
111	三塩化チタン及びこれを含有する製剤	7705-07-9
112	酸化水銀 5%以下を含有する製剤	酸化水銀(II):21908-53-2(>5%は毒物)
113	シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	420-04-2
114	4-ジアリルアミノ-3,5-ジメチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	6392-46-7
115	有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤	主な有機シアン化合物の例、 フェンバレート:51630-58-1、 シベルメトリン:52315-07-8、 トラロメトリン:66841-25-6、 エスフェンバレート : 66230-04-4、 フルバリナート :69409-94-5、 シフェノトリン:39515-40-7、 2,3-ジプロムプロピオニトリル: 4554-16-9、 アセトニトリル:75-05-8、 ベンゾニトリル:100-47-0、 アジボニトリル:111-69-3、 アセトンシアンヒドリン: 75-86-5、 エチレンシアンヒドリン: 109-78-4、 アクリルニトリル:107-13-1、 イソプロチロニトリル:78-82-0 など
	(2) [2-アセトキシ-4-(ジエチルアミノ)ベンジリデン]マロニトリル及びこれを含有する製剤	
	(3) アセトニトリル 40%以下を含有する製剤	
	(4) 4,4'-アゾビス(4'-シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤	
	(5) 5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤	
	(6) 5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-3-シアノ-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール(別名フィプロニル)1%(マイクロカプセル製剤にあっては、5%)以下を含有する製剤	
	(7) 4-アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤	
	(8) 4-アルキル-4'-シアノ-パラ-テルフェニル及びこれを含有する製剤	
	(9) 4-アルキル-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤	
	(10) 4-アルキル-4'-シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤	
	(11) 5-アルキル-2-(4-シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤	
	(12) 4-アルキルシクロヘキシル-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤	
	(13) 5-(4-アルキルフェニル)-2-(4-シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤	
	(14) 4-アルコキシ-4'-シアノビフェニル及びこれを含有する製剤	
	(15) 4-イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
	(16) (E)-ウンデカ-9-エンニトリル、(Z)-ウンデカ-9-エンニトリル及びウンデカ-10-エンニトリルの混合物((E)-ウンデカ-9-エンニトリル 45%以上 55%以下を含有し、(Z)-ウンデカ-9-エンニトリル 23%以上 33%以下を含有し、かつ、ウンデカ-10-エンニトリル 10%以上 20%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤	
	(17) 4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤	
	(18) 4-[トランス-4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
	(19) 4-[5-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)-2-ピリミジン]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
	(20) 4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)-2-フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
	(21) トランス-4'-エチル-トランス-1,1'-ビスシクロヘキサン-4-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	

(22) 4'-[2-(エトキシ)エトキシ]-4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(23) 4-[トランス-4-(エトキシメチル)シクロヘキシル]ペンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(24) 3-(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤	
(25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤	
(26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤	
(27) カプリニトリル及びこれを含有する製剤	
(28) 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-S-トリアジン-2-イルアミノ)-2-メチル-プロピオニトリル 50%以下を含有する製剤	
(29) 4-クロロ-2-シアノ-N,N-ジメチル-5-パラ-トリルイミダゾール-1-スルホンアミド及びこれを含有する製剤	
(30) 3-クロロ-4-シアノフェニル=4-エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(31) 3-クロロ-4-シアノフェニル=4-プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(32) 1-(3-クロロ-4,5,6,7-テトラヒドロピラゾロ[1,5-a]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロプ-2-イン-1-イル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤	
(33) 1-(3-クロロ-2-ピリジル)-4'-シアノ-2'-メチル-6-(メチルカルバモイル)-3-[[5-(トリフルオロメチル)-2H-1,2,3,4-テトラゾール-2-イル]メチル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサニド及びこれを含有する製剤	
(34) (E)-[(4RS)-4-(2-クロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イリデン][1H-イミダゾール-1-イル]アセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(35) 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名ミクロブタニル)及びこれを含有する製剤	
(36) (RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プチロニトリル及びこれを含有する製剤	
(37) 高分子化合物	
(38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤	
(39) N-(2-シアノエチル)-1,3-ビス(アミノメチル)ベンゼン、N,N'-ジ(2-シアノエチル)-1,3-ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN,N,N'-トリ(2-シアノエチル)-1,3-ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤	
(40) (RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)及びこれを含有する製剤	
(41) 2-シアノ-3,3-ジフェニルプロパ-2-エン酸 2-エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤	
(42) 4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニル=4-ブタ-3-エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(43) 4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニル=4-ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(44) N-(1-シアノ-1,2-ジメチルプロピル)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤	
(45) N-(1-シアノ-1,2-ジメチルプロピル)-2-(2,5-ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤	
(46) N-[(RS)-シアノ(チオフェン-2-イル)メチル]-4-エチル-2-(エチルアミノ)-1,3-チアゾール-5-カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤	
(47) 4'-シアノ-4-ピフェニル=トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)-1-シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(48) 4-シアノ-4-ピフェニル=4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(49) 4'-シアノ-4-ピフェニル=4'-ヘプチル-4-ピフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(50) 4'-シアノ-4-ピフェニル=トランス-4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)-1-シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(51) 4-シアノ-4-ピフェニル=4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(52) 4-シアノフェニル=トランス-4-ブチル-1-シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(53) 4-シアノフェニル=トランス-4-プロピル-1-シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(54) 4-シアノフェニル=トランス-4-ペンチル-1-シクロヘキサニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤	
(55) 4-シアノフェニル=4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(56) (E)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドと(Z)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミドとの混合物((E)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド 90%以上を含有し、かつ、(Z)-2-[2-(4-シアノフェニル)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]-N-[4-(トリフルオロメチル)フェニル]ヒドラジンカルボキサミド 10%以下を含有するものに限る。)(別名メタフルミゾン)及びこれを含有する製剤	
(57) (S)-4-シアノフェニル=4-(2-メチルブトキシ)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(58) (RS)-シアノ-(3-フェノキシフェニル)メチル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)1%以下を含有する製剤	
(59) (RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- α,α,α -トリフルオロ-パラトリル)-D-バリアート(別名フルバリアート)5%以下を含有する製剤	
(60) α -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)及びこれを含有する製剤	
(61) (S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパン-カルボキシラートと(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S,3S)-3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパン-カルボキシラートとの等量混合物 0.88%以下を含有する製剤	
(62) (S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)0.9%以下を含有する製剤	
(63) (S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(Z)-(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-[2-(2,2,2-トリフルオロ-1-トリフルオロメチルエトキシカルボニル)ピニル]シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤	

(64) (S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラートと(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラートとの混合物 ((S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート 91%以上 99%以下を含有し、かつ、(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート 1%以上 9%以下を含有するものに限る。)10%以下を含有するマイクロカプセル製剤	
(65) (RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート 8%以下を含有する製剤	
(66) (RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート 2%以下を含有する製剤	
(67) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(68) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(69) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(エトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(70) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(71) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(72) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(ブトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(73) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(74) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(75) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(プロポキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(76) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ヘブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(77) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-[(3E)-ペンタ-3-エン-1-イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(78) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(ベンチルオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(79) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-ベンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(80) 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ベンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤	
(81) α -シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 0.5%以下を含有する製剤	
(82) 4-(シアノメチル)-2-イソプロピル-5,5-ジメチルシクロヘキサニルカルボキサニド及びこれを含有する製剤	
(83) 2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2,4,6-トリオキソテトラヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2,3-ジヒドロ-1H-イソインドール-1-イリデン]アセトアミド(別名ピグメントイエロー185)及びこれを含有する製剤	
(84) N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含有する製剤	
(85) N-(4-シアノメチルフェニル)-2-イソプロピル-5-メチルシクロヘキサニルカルボキサニド及びこれを含有する製剤	
(86) トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤	
(87) 1,4-ジアミノ-2,3-ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤	
(88) O,O-ジエチル-O-(α -シアノベンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤	
(89) 3,3'-(1,4-ジオキソピロロ[3,4-c]ピロール-3,6-ジイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(90) シクロヘキシリデン-o-トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(91) 2-シクロヘキシリデン-2-フェニルアセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(92) シクロポリ(3?4)[ジフェノキシ、フェノキシ(4-シアノフェノキシ)及びビス(4-シアノフェノキシ)]ホスファゼン]の混合物並びにこれを含有する製剤	
(93) 2,6-ジクロルシアンベンゼン及びこれを含有する製剤	
(94) 3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニド(別名イソチアニル)及びこれを含有する製剤	
(95) 1-(2,6-ジクロロ- $\alpha\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル)-4-(ジフルオロメチルチオ)-5-[(2-ピリジルメチル)アミノ]ピラゾール-3-カルボニトリル(別名ピリプロール) 2.5%以下を含有する製剤	
(96) (E)-[(4R)-4-(2,4-ジクロロフェニル)-1,3-ジチオラン-2-イリデン](1H-イミダゾール-1-イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(97) 4-(2,2-ジシアノエテン-1-イル)フェニル=2,4,5-トリクロロベンゼン-1-スルホナート及びこれを含有する製剤	
(98) ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤	
(99) 2,6-ジフルオロ-4-(トランス-4-ピニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(100) 2,6-ジフルオロ-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(101) 2,6-ジフルオロ-4-(5-プロピルピリミジン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(102) 4-[2,3-(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル]ピロール-3-カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤	
(103) 3,7-ジメチル-2,6-オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤	
(104) 3,7-ジメチル-6-オクテンニトリル及びこれを含有する製剤	
(105) 3,7-ジメチル-2,6-ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤	
(106) 3,7-ジメチル-3,6-ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤	
(107) 4,8-ジメチル-7-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤	
(108) ジメチルパラシアンフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	

(109) 3-(6,6-ジメチルピシクロ[3.1.1]ヘプタ-2-エン-2-イル)-2,2-ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤	
(110) N-(α -ジメチルベンジル)-2-シアノ-2-フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤	
(111) 3,4-ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(112) 4,4-ジメチルシブタンニトリル及びこれを含有する製剤	
(113) 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(114) ステアロニトリル及びこれを含有する製剤	
(115) 染料	
(116) テトラクロル-メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤	
(117) 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(トリフルオロメチル)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤	
(118) 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 80.9%以上を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1R,3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 10%以下を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 2%以下を含有し、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 1%以下を含有し、かつ 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1S,3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート 0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれを含有する製剤	
(119) (4Z)-4-ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤	
(120) トリチオシクロヘプタジエン-3,4,6,7-テトラニトリル 15%以下を含有する蒸餾剤	
(121) 2-トリデセンニトリルと3-トリデセンニトリルとの混合物(2-トリデセンニトリル 80%以上 84%以下を含有し、かつ、3-トリデセンニトリル 15%以上 19%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤	
(122) 2,2,2-トリフルオロエチル=[(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル]カルバマート及びこれを含有する製剤	
(123) 2,2,3-トリメチル-3-シクロペンテンアセトニトリル 10%以下を含有する製剤	
(124) p-トルエンスルホン酸=4-[[3-[シアノ(2-メチルフェニル)メチリデン]チオフェン-2(3H)-イリデン]アミノオキシスルホンル]フェニル及びこれを含有する製剤	
(125) ノナ-2,6-ジエンニトリル及びこれを含有する製剤	
(126) パラジアンベンゼン及びこれを含有する製剤	
(127) パルミトニトリル及びこれを含有する製剤	
(128) 1,2-ビス(N-シアノメチル-N,N-ジメチルアンモニウム)エタン=ジクロリド及びこれを含有する製剤	
(129) 2-ヒドロキシ-5-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(130) 4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(131) 3-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(132) (2Z)-2-フェニル-2-ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤	
(133) ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)及びこれを含有する製剤	
(134) トランス-4-(5-ブチル-1,3-ジオキサソ-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(135) 4-[トランス-4-[2-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(136) 4-[トランス-4-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(137) 4-ブチル-2,6-ジフルオロ安息香酸 4-シアノ-3-フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤	
(138) (E)-2-(4- ϵ -ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル=2,2-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤	
(139) トランス-4'-ブチル-トランス-4-ヘプチル-トランス-1,1'-ビシクロヘキサ-4-カルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(140) 4'-[トランス-4-(3-ブチル)シクロヘキシル]-4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(141) 4-[トランス-4-(3-ブチル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(142) 2-フルオロ-4-[トランス-4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(143) (Z)-2-[2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)フェニルチオ]-2-[3-(2-メキシフェニル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデン]アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤	
(144) 2-フルオロ-4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(145) 2-フルオロ-4-[トランス-4-(E)-(プロパ-1-エン-1-イル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(146) 2-フルオロ-4-[トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(147) 2-フルオロ-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(148) 2 ² -フルオロ-3 ⁴ -プロピル[1 ¹ ,2 ¹ ,2 ² ,3 ¹ -テルフェニル]-1 ⁴ -カルボニトリル及びこれを含有する製剤	

(149)	3'-フルオロ-4"-プロピル-4-パラ-テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(150)	2-フルオロ-4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(151)	2-フルオロ-4-[トランス-4-(3-メトキシプロピル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(152)	トランス-4-(5-プロピル-1,3-ジオキサン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(153)	4-[トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(154)	4-[トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(155)	2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(156)	4-[2-(トランス-4-プロピル-トランス-1,1'-ビスシクロヘキサン-4-イル)エチル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(157)	4-[トランス-4-(1-プロペニル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(158)	3-プロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤	
(159)	4-プロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-トリフルオロメチルピロール-3-カルボニトリル(別名クロルフェナピル)0.6%以下を含有する製剤	
(160)	2-プロモ-2-(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤	
(161)	3-(シス-3-ヘキセニロキシ)プロパニトリル及びこれを含有する製剤	
(162)	4-[5-(トランス-4-ヘプチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(163)	ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤	
(164)	トランス-4-(5-ペンチル-1,3-ジオキサン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(165)	4-[トランス-4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(166)	4-[5-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(167)	4-ペンチル-2,6-ジフルオロ安息香酸 4-シアノ-3-フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤	
(168)	4-[(E)-3-ペンテニル]安息香酸 4-シアノ-3,5-ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤	
(169)	4'-[トランス-4-(4-ペンテニル)シクロヘキシル]-4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤	
(170)	4-[トランス-4-(1-ペンテニル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(171)	4-[トランス-4-(3-ペンテニル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(172)	4-[トランス-4-(4-ペンテニル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(173)	ミリストニトリル及びこれを含有する製剤	
(174)	メタジアンベンゼン及びこれを含有する製剤	
(175)	4'-メチル-2-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤	
(176)	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトシアクリレート 80%以下を含有する製剤	
(177)	2-メチルデカニトリル及びこれを含有する製剤	
(178)	3-メチル-2-ノネニトリル及びこれを含有する製剤	
(179)	3-メチル-3-ノネニトリル及びこれを含有する製剤	
(180)	2-[2-(4-メチルフェニル)スルホニルオキシイミノ]チオフェン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(181)	(Z)-[5-[4-(4-メチルフェニル)スルホニルオキシ]フェニル]スルホニルオキシイミノ]-5H-チオフェン-2-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤	
(182)	3-メチル-5-フェニルベンタ-2-エンニトリル及びこれを含有する製剤	
(183)	2-メトキシエチル=(RS)-2-(4-ヘプチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパノート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤	
(184)	4-[トランス-4-(メトキシプロピル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(185)	4-[トランス-4-(メトキシメチル)シクロヘキシル]ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤	
(186)	ラウロニトリル及びこれを含有する製剤	
116	シアン酸ナトリウム	917-61-3
117	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	5827-05-4
118	2-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、0.7%以下を含有するものを除く。	100-37-8
119	2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジニル-4-ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	23505-41-1
120	ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト 5%以下を含有する製剤	298-04-4 (>5%は毒物)
121	ジエチル-S-(2-オキソ-6-クロルベンゾオキサゾロメチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、2.2%以下を含有するものを除く。	2310-17-0
122	O,O'-ジエチル=O''-(2-キノキサリニル)=チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤	13593-03-8
123	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	786-19-6
124	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤	470-90-6
125	ジエチル-(2,4-ジクロルフェニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	97-17-6

126	ジエチル-2,5-ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	2275-14-1
127	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド 5%以下を含有する製剤	333-29-9 (>5%は毒物)
128	ジエチル=スルファート及びこれを含有する製剤	64-67-5
129	ジエチル-3,5,6-トリクロル-2-ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、1%(マイクロカプセル製剤にあつては、25%)以下を含有するものを除く。	2921-88-2
130	ジエチル-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)-チオホスフェイト(別名イソキサチオン)及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	18854-01-8
131	ジエチル-S-ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、2.3%以下を含有するものを除く。	13286-32-3
132	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト 3%以下を含有する製剤	115-90-2 (>3%は毒物)
133	四塩化炭素及びこれを含有する製剤	56-23-5
134	2-(1,3-ジオキソラン-2-イル)-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	6988-21-2
135	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパンとして 2%以下を含有するものを除く。	15263-53-3、 HCl塩:15263-52-2
136	しきみの実	5230-87-5
137	シクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤	85-43-8
138	シクロヘキシミド及びこれを含有する製剤。ただし、0.2%以下を含有するものを除く。	66-81-9
139	シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤	108-91-8
140	ジ(2-クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤	108-60-1
141	ジクロル酢酸	79-43-6
142	ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤	1587-41-3
143	2,4-ジクロル-6-ニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	609-89-2、Na 塩:64047-88-7
144	ジクロルブチン及びこれを含有する製剤	821-10-3
145	2',4'-ジクロロ- $\alpha\alpha$ トリフルオロ-4'-ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、0.3%以下を含有するものを除く。	106917-52-6
146	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	611-06-3
147	2,4-ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤	120-83-2
148	1,3-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤	542-75-6
149	2,3-ジ-(ジエチルジチオホスホロ)-パラジオキサン及びこれを含有する製剤	78-34-2
150	ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、4%以下を含有するものを除く。	101-83-7
151	ジデシル(ジメチル)アンモニウム=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、0.4%以下を含有するものを除く。	7173-51-5
152	2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、0.5%以下を含有するものを除く。	131-89-5
153	2,4-ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤	121-14-2
154	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニルアセテート及びこれを含有する製剤	2813-95-8
155	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール 2%以下を含有する製剤	88-85-7 (>2%は毒物)
156	2,4-ジニトロ-6-メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート及びこれを含有する製剤	485-31-4
157	ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)及びこれを含有する製剤。ただし、0.2%以下を含有するものを除く。	39300-45-3
158	2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル-N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバメート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤	55285-14-8
159	2,2'-ジピリジリウム-1,1'-エチレンジプロミド及びこれを含有する製剤	85-00-7
160	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン 0.005%以下を含有する製剤	82-66-6 (>0.005%は毒物)
161	3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[(3R)-1,1,3-トリメチル-2,3-ジヒドロ-1H-インデン-4-イル]-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	1352994-67-2
162	ジプロピル-4-メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤	7292-16-2
163	1,2-ジプロムエタン(別名 EDB)及びこれを含有する製剤。ただし、50%以下を含有するものを除く。	106-93-4
164	ジプロムクロルプロパン(別名 DBCP)及びこれを含有する製剤	96-12-8
165	3,5-ジプロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼン及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	3281-96-7
166	2,3-ジプロモプロパン-1-オール及びこれを含有する製剤	96-13-9、 (S):83165-36-0、 (R):83165-35-9
167	2-(ジメチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、3.1%以下を含有するものを除く。	108-01-0
168	2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤。ただし、6.4%以下を含有するものを除く。	2867-47-2
169	2-ジメチルアミノ-5,6-ジメチルピリミジル-4-N,N-ジメチルカルバメート及びこれを含有する製剤	23103-98-2
170	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアンとして 3%以下を含有するものを除く。	31895-21-3
171	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、50%以下を含有するものを除く。	124-40-3
172	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト 4%以下を含有する製剤	36614-38-7 (>4%は毒物)

173	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	2674-91-1
174	ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオモン)及びこれを含有する製剤	640-15-3
175	ジメチル-2,2-ジクロルビニルホスフェイト(別名 DDVP)及びこれを含有する製剤	62-73-7
176	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	2597-03-7
177	3-ジメチルジチオホスホリル-S-メチル-5-メトキシ-1,3,4-チアジアゾリン-2-オン及びこれを含有する製剤	950-37-8
178	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	82560-54-1
179	ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト及びこれを含有する製剤	300-76-5
180	ジメチル-S-パラクロルフェニルチオホスフェイト(別名 DMCP)及びこれを含有する製剤	3309-87-3
181	3,4-ジメチルフェニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤	2425-10-7
182	3,5-ジメチルフェニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、3%以下を含有するものを除く。	2655-14-3
183	ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	732-11-6
184	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジアミン及びこれを含有する製剤	109-55-7
185	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)5%以下を含有する製剤	22781-23-3(>5%は毒物)
186	ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	2275-23-2
187	ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフェイト(別名ジメート)及びこれを含有する製剤	60-51-5
188	ジメチル-[2-(1'-メチルベンジルオキシカルボニル)-1-メチルエチレン]-ホスフェイト及びこれを含有する製剤	7700-17-6
189	O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤	3761-41-9
190	ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	55-38-9
191	ジメチル硫酸	77-78-1
192	3-(ジメチルホスフィニルオキシ)-N-メチル-シス-クロトナミド及びこれを含有する製剤	6923-22-4
193	重クロム酸	13530-68-2
194	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤	例えば、K:7778-50-9、 Na:10588-01-9、 NH4:7789-09-5 など
195	砒酸及びこれを含有する製剤。ただし10%以下を含有するものを除く。(シュウ酸)	144-62-7
196	砒酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、砒酸として10%以下を含有するものを除く。	例えば、K2:583-52-8、 Na2:62-76-0、 (NH4)2:1113-38-8、 Ca:563-72-4、 HNNH4:14258-49-2 など
197	臭素	7726-95-6
198	硝酸及びこれを含有する製剤。ただし10%以下を含有するものを除く。	7697-37-2
199	硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。	10102-45-1
200	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	1310-58-3
201	水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアリール錫、その塩類又はこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。	例えば、水酸化トリフェニルスズ:76-87-9、 酢酸:900-95-8、塩化: 639-58-7、 フッ化:379-52-2 など
202	水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫、その塩類又はこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。	例えば、水酸化トリブチルスズ:1067-97-6、 酢酸:56-36-0、 オキシド:56-35-9、 フッ化:1983-10-4、 トリプロピルスズクロライド: 2279-76-7 など
203	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	1310-73-2
204	水酸化リチウム及びこれを含有する製剤	1310-65-2
205	水酸化リチウム-水合物及びこれを含有する製剤。ただし、0.5%以下を含有するものを除く。	1310-66-3
206	無機錫塩類	例えば、フッ化第一スズ: 7783-47-3、 硫酸:7488-55-3、 塩化第一:7772-99-8、 塩化第二:7646-78-8 など
207	スチレン及びジビニルベンゼンの共重合体のスルホン化物の 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限る。以下この号において同じ。)及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合体のスルホン化物の 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンと 7-プロモ-6-クロロ-3-[3-[(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ペリジル]-2-オキソプロピル]-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合	ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム

	塩 1%以下を含有するものを除く。	
208	スルホナール	115-24-2
209	センデュラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデュラマイシンとして 0.5%以下を含有するものを除く。	113378-31-7
210	2-チオ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-1,3,5-チアジアジン及びこれを含有する製剤	533-74-4
211	チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。	79-19-6 チオセミカルバジドは毒物
212	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	563-12-2
213	テトラクロロニトロエタン及びこれを含有する製剤	39185-89-2
214	(S)-2,3,5,6-テトラヒドロ-6-フェニルイミダゾ[2,1-b]チアゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(S)-2,3,5,6-テトラヒドロ-6-フェニルイミダゾ[2,1-b]チアゾールとして 6.8%以下を含有するものを除く。	6649-23-6、 塩酸塩:16595-80-5
215	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)0.5%以下を含有する製剤	79538-32-2(>0.5%は毒物)
216	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオシカルブ)及びこれを含有する製剤	59669-26-0
217	2,4,6,8-テトラメチル-1,3,5,7-テトラオキソカン(別名メタアルデヒド)及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	108-62-3
218	無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。	例えば、硫酸銅(II):7758-99-8 (5 水)、 7758-98-7(無水)、 無水 Cl(II):7447-39-4、 F(II):7789-19-7、 I(I):7681-65-4、 Cl(I):7758-89-6、 酢酸(II):6046-93-1、 硝酸銅:10031-43-3 など
219	1-ドデシルグアニジニウム=アセタート(別名ドジン)及びこれを含有する製剤。ただし、65%以下を含有するものを除く。	2439-10-3(>65%は毒物)
220	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン及びこれを含有する製剤	112-57-2
221	トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤	6420-47-9(左記以外のアルコールは毒物)
222	トリクロロ酢酸	76-03-9
223	トリクロロニトロエチレン及びこれを含有する製剤	4607-81-2
224	トリクロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	52-68-6
225	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤	93-76-5
226	トリクロロシラン及びこれを含有する製剤	10025-78-2
227	トリクロロ(フェニル)シラン及びこれを含有する製剤	98-13-5
228	1,2,3-トリクロロプロパン及びこれを含有する製剤	96-18-4
229	トリチオシクロヘプタジエン-3,4,6,7-テトラニトリル	49561-89-9
230	トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	78-48-8
231	トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	1493-13-6
232	トルイジン	26915-12-8、(o)95-53-4、 (m)108-44-1、(p)106-49-0
233	トルイジン塩類	例えば、塩酸塩:(o)636-21-5、 (m)638-03-9、(p)540-23-8、
234	トルイレンジアミン及びその塩類	25376-45-8
235	トルエン	108-88-3
236	ナトリウム	7440-23-5
237	鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 四酸化三鉛 ロ ヒドロオキシン炭酸鉛 ハ 硫酸鉛	例えば、F:7783-46-2、 I:10101-63-0、 酸化:1317-36-8、 硝酸:10099-74-8、 水酸化:19783-14-3、 二酸化:1309-60-0、 二塩化:7758-95-4 など
238	ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であって、ナラシンとして 10%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして 1%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。	55134-13-9(>10%は毒物)
239	二酸化アルミニウムナトリウム及びこれを含有する製剤	1302-42-7
240	1-(4-ニトロフェニル)-3-(3-ピリジルメチル)ウレア及びこれを含有する製剤	53558-25-1

241	ニトロベンゼン	98-95-3
242	二硫化炭素及びこれを含有する製剤	75-15-0
243	ノルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	25154-52-3、84852-15-3
244	発煙硫酸	8014-95-7
245	パラトルイレンジアミン	95-70-5
246	パラフェニレンジアミン	106-50-3
247	バリウム化合物。ただし、次に掲げるものを除く。	例えば、F: 7787-32-8、 Cl: 10361-37-2、 酸化: 1304-28-5、 硝酸: 10022-31-8、 酢酸: 543-80-6、 水酸化: 17194-00-2 など
	イ バリウム=4-(5-クロロ-4-メチル-2-スルホナトフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2-ナフトアート	
	ロ 硫酸バリウム	
248	ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。	88-89-1
249	ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。	NH4: 131-74-8
250	N,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン及びこれを含有する製剤	112-24-3
251	ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下のものを除く。	298-07-7
252	S,S-ビス(1-メチルプロピル)＝O-エチル＝ホスホロジチオアート(別名カズサホス)10%以下を含有する製剤。ただし、3%以下を含有する徐放性製剤を除く。	95465-99-9(>10%は毒物)
253	ヒドラジン-水和物及びこれを含有する製剤。ただし、30%以下を含有するものを除く。	7803-57-8
254	ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	109-84-2
255	2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、0.5%以下を含有するものを除く。	583-91-5
256	ヒドロキシルアミン及びこれを含有する製剤	7803-49-8
257	ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤	HCl塩: 5470-11-1
258	1-ピニル-2-ピロリジン及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	88-12-0
259	2-(3-ピリジル)-ペベリジン(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	494-52-0
260	ピロカテコール及びこれを含有する製剤	120-80-9
261	2-(フェニルパラクロルフェニルアセチル)-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、0.025%以下を含有するものを除く。	3691-35-8
262	フェニレンジアミン及びその塩類	(m): 108-45-2、(o): 95-54-5
263	フェノール及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	108-95-2
264	1- <i>t</i> -ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及びこれを含有する製剤	80060-09-9
265	ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)5%以下を含有する製剤	65907-30-4(>5%は毒物)
266	<i>t</i> -ブチル=(E)-4-(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	134098-61-6
267	ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤	1118-46-3
268	N-ブチルピロリジン	767-10-2
269	2- <i>sec</i> -ブチルフェノール及びこれを含有する製剤	89-72-5
270	2- <i>t</i> -ブチルフェノール及びこれを含有する製剤	88-18-6
271	2- <i>t</i> -ブチル-5-(4- <i>t</i> -ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン-3(2H)-オン及びこれを含有する製剤	96489-71-3
272	ブチル-S-ベンジル-S-エチルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	27949-52-6
273	N-(4- <i>t</i> -ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)及びこれを含有する製剤	119168-77-3
274	2- <i>t</i> -ブチル-5-メチルフェノール及びこれを含有する製剤	88-60-8
275	フッ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	12125-01-8
276	フッ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	7681-49-4
277	プラストサイジン S 及びこれを含有する製剤	2079-00-7
278	プラストサイジン S 塩類及びこれを含有する製剤	3513-03-9(C17H26N8O5·HCl)
279	ブルシン及びその塩類	357-57-3
280	ブロムアセトン及びこれを含有する製剤	598-31-2
281	ブロムエチル	74-96-4
282	ブロム水素及びこれを含有する製剤	10035-10-6
283	ブロムメチル及びこれを含有する製剤	74-83-9
284	1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤	109-70-6
285	2-(4-ブロモジフルオロメチルフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジル=エーテル(別名ハルフェンブロックス)及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有する徐放性製剤を除く。	111872-58-3

286	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名ディルドリン)及びこれを含有する製剤	60-57-1
287	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキササン(別名リンデン)及びこれを含有する製剤。ただし、1.5%以下を含有するものを除く。	608-73-1、 γ-1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルシクロヘキササン:58-89-9
288	ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)及びこれを含有する製剤	309-00-2
289	ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤	822-06-0
290	ヘキサ酸及びこれを含有する製剤。ただし、11%以下を含有するものを除く。	142-62-1
291	ヘキサ-1,6-ジアミン及びこれを含有する製剤	124-09-4
292	β-ナフトール及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	(β-ナフトール) 135-19-3
293	ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、11%以下を含有するものを除く。	111-14-8
294	ベンゼン-1,4-ジカルボニル=ジクロリド及びこれを含有する製剤	100-20-9
295	ベンゾイル=クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、0.05%以下を含有するものを除く。	98-88-4
296	1,4,5,6,7-ペンタクロル-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-(8,8-ジクロルメタノ)-インデン(別名ヘプタクロール)及びこれを含有する製剤	76-44-8
297	ペンタクロルフェノール(別名 PCP)及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	87-86-5
298	ペンタクロルフェノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして 1%以下を含有するものを除く。	Na 塩: 131-52-2
299	ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、11%以下を含有するものを除く。	109-52-4
300	硼弗化水素酸及びその塩類	16872-11-0、 NH ₄ : 13826-83-0、 K: 14075-53-7、 Na: 13755-29-8、 Et ₄ N: 429-06-1 など
301	ホスホン酸及びこれを含有する製剤	13598-36-2
302	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	50-00-0
303	無水クロム酸及びこれを含有する製剤	1333-82-0
304	無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、0.2%以下を含有するものを除く。	108-24-7
305	無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、1.2%以下を含有するものを除く。	108-31-6
306	メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、25%以下を含有するものを除く。	79-41-4
307	メタノール	67-56-1
308	メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、0.01%以下を含有するものを除く。	7803-55-6
309	メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤	6423-72-9
310	メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤	33972-75-7
311	メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、0.5%以下を含有するものを除く。	75-75-2
312	2-メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤	97-65-4
313	メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、40%以下を含有するものを除く。	74-89-5
314	メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤	556-61-6
315	3-メチル-5-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	2631-37-0
316	メチルエチルケトン	78-93-3
317	N-メチルカルバミル-2-クロルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2.5%以下を含有するものを除く。	3942-54-9
318	N-(2-メチル-4-クロルフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N-(2-メチル-4-クロルフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジンとして 3%以下を含有するものを除く。	6164-98-3、 塩酸塩: 19750-95-9
319	メチル=N-[2-[1-(4-クロロフェニル)-1H-ピラゾール-3-イルオキシメチル]フェニル](N-メトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロピン)及びこれを含有する製剤。6.8%以下を含有するものを除く	175013-18-0
320	メチルシクロヘキシル-4-クロルフェニルチオホスフェイト 1.5%以下を含有する製剤	2346-99-8(>1.5%は毒物)
321	メチルジクロルビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロルビニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤	カルクロホス: 6465-92-5
322	メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤	18984-32-2
323	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサミデート 0.8%以下を含有する製剤	23135-22-0(>0.8%は毒物)
324	メチルスルホナール	76-20-0
325	S-(4-メチルスルホニルオキシフェニル)-N-メチルチオカルバメート及びこれを含有する製剤	66952-49-6
326	326 5-メチル-1,2,4-トリアゾロ[3,4-b]ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)及びこれを含有する製剤。ただし、8%以下を含有するものを除く。	41814-78-2
327	N-メチル-1-ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、5%以下を含有するものを除く。	63-25-2
328	N-メチル-N-(1-ナフチル)-モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤	5903-13-9
329	2-メチルピフェニル-3-イルメチル=(1RS,2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3,3-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	82657-04-3
330	S-(2-メチル-1-ピベリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、4.4%以下を含有するものを除く。	24151-93-7
331	3-メチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	1129-41-5

332	2-(1-メチルプロピル)-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2%(マイクロカプセル製剤にあつては、15%)以下を含有するものを除く。	3766-81-2
333	メチル-(4-ブロム-2,5-ジクロルフェニル)-チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤	21609-90-5
334	メチルホスホン酸ジメチル	759-79-6
335	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミデート(別名メトミル)45%以下を含有する製剤	16752-77-5(>45%は毒物)
336	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有する製剤	39603-48-0(>2%は毒物)
337	5-メトキシ-N,N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	1019-45-0、HCl:2427-79-4
338	1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤	38212-30-5
339	1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン-塩酸塩及びこれを含有する製剤	34145-43-7
340	1-(4-メトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤	38869-47-5
341	2-メトキシ-1,3,2-ベンゾジオキサホスホリン-2-スルフィド及びこれを含有する製剤	3811-49-2
342	2-メルカプトエタノール 10%以下を含有する製剤。ただし、容量 20 L 以下の容器に収められたものであつて、0.1%以下を含有するものを除く。	60-24-2(>10%は毒物)
343	メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	68-11-1
344	モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして 8%以下を含有するものを除く。	17090-79-8、Na:22373-78-0
345	モノクロル酢酸	79-11-8
346	モノゲルマン及びこれを含有する製剤	7782-65-2
347	モノフルオール酢酸パラブromアニリド及びこれを含有する製剤	351-05-3
348	モノフルオール酢酸パラブromベンジルアミド及びこれを含有する製剤	24312-44-5
349	モルホリン及びこれを含有する製剤。ただし、6%以下を含有するものを除く。	110-91-8
350	沃化水素及びこれを含有する製剤	10034-85-2
351	沃化メチル及びこれを含有する製剤	74-88-4
352	沃素	7553-56-2
353	ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして 2%以下を含有するものを除く。	11054-70-9
354	硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤	16721-80-5
355	硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤	1313-82-2
356	硫化磷を含有する製剤。	P4S3:1314-85-8、P2S5: 1314-80-3 など (硫化磷は毒物)
357	硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、10%以下を含有するものを除く。	7664-93-9
358	硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。	7446-18-6
359	硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	Na:140-56-7
360	燐化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。	1314-84-7
361	レソルシノール及びこれを含有する製剤。ただし、20%以下を含有するものを除く。	108-46-3
362	ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤。ただし、1%以下を含有するものを除く。	5349-28-0
363	ロテノン及びこれを含有する製剤。ただし、2%以下を含有するものを除く。	83-79-4

別表第2-5
(特定毒物)

	名 称	備考、CAS Reg No. など
1	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シュラーダン)及びこれを含有する製剤	152-16-9
2	四アルキル鉛及びこれを含有する製剤	Et : 78-00-2、 Me : 75-74-1
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)及びこれを含有する製剤	56-38-2
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びこれを含有する製剤	8022-00-2、 フォル型 919-86-8、 OH 型 867-27-6
5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト(別名ホスファミドン)及びこれを含有する製剤	13171-21-6
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)及びこれを含有する製剤	298-00-0
7	テトラエチルピロホスフェイト(別名 TEPP) 及びこれを含有する製剤	107-49-3
8	モノフルオール酢酸及びその塩類及びこれらを含有する製剤	144-49-0、 Na : 62-74-8
9	モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤	640-19-7
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	20859-73-8

別表第2-6 (第4条関係)

改正後の号番号	CAS 番号 (参考)	物質名	別名	特定第一種指定化学物質	元素等に換算する化学物質	改正前の号番号
1	-	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛 (Zn) に換算	1-001
2	79-06-1	アクリルアミド				1-002
3	140-88-5	アクリル酸エチル				1-004
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩				1-003 (※)
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				1-005
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル				
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル				
8	96-33-3	アクリル酸メチル				1-006
9	107-13-1	アクリロニトリル				1-007
10	107-02-8	アクロレイン				1-008
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム				
12	75-07-0	アセトアルデヒド				1-011
13	75-05-8	アセトニトリル				1-012
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン				
15	83-32-9	アセナフテン				
16	78-67-1	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル				1-013
17	90-04-0	オルト-アニシジン				1-014
18	62-53-3	アニリン				1-015
19	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン				
20	141-43-5	2-アミノエタノール				1-016
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン	クロリダゾン			
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール	フィプロニル			1-018
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール				2-006
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール				1-021
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メトリブジン			
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン				
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロン			
28	107-18-6	アリルアルコール				1-022
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン				1-023
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)				1-024
31	-	アンチモン及びその化合物			アンチモン (Sb) に換算	1-025
32	120-12-7	アントラセン				
33	1332-21-4	石綿		○		1-026
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート				1-027
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド				
36	78-79-5	イソブレン				1-028
37	80-05-7	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA			1-029
38	4162-45-2	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール				1-031
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホス			
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート	ビフェナゼート			
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル			
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン				1-032
43	13516-27-3	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノクタジン			1-033
44	-	インジウム及びその化合物			インジウム (In) に換算	2-009
45	75-08-1	エタンチオール				
46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	キザロホップエチル			1-034
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス			1-036
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート	EPN			1-037
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン	ペンディメタリン			1-038
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート			1-039
51	149-57-5	2-エチルヘキサ酸				

52	83130-01-2	エチル＝(Z)－3－(N－ベンジル－N－[メチル(1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノ)プロピオナート	アラニカルブ			
53	100-41-4	エチルベンゼン				1-040
54	98886-44-3	O－エチル＝S－1－メチルプロピル＝(2－オキソ－3－チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート			
55	151-56-4	エチレンイミン				1-041
56	75-21-8	エチレンオキシド		○		1-042
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル				1-044
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル				1-045
59	107-15-3	エチレンジアミン				1-046
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸				1-047
61	12427-38-2	N, N'－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ			1-049
62	8018-01-7	N, N'－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'－エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ			1-050
63	85-00-7	1, 1'－エチレン－2, 2'－ビピリジニウム＝ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット			1-051
64	80844-07-1	2－(4－エトキシフェニル)－2－メチルプロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェンプロックス			
65	106-89-8	エピクロロヒドリン				1-054
66	106-88-7	1, 2－エポキシブタン				2-014
67	556-52-5	2, 3－エポキシ－1－プロパノール				1-055
68	75-56-9	1, 2－エポキシプロパン	酸化プロピレン			1-056
69	122-60-1	2, 3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル				1-057
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB 1 a 安息香酸塩及びエマメクチンB 1 b 安息香酸塩の混合物			
71	7705-08-0	塩化第二鉄				
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)				
73	111-87-5	1－オクタノール				1-058
74	1806-26-4	パラ－オクチルフェノール				1-059
75	-	カドミウム及びその化合物		○	カドミウム(Cd)に換算	1-060
76	105-60-2	イプシロン－カプロラクタム				1-061
77	156-62-7	カルシウムシアナミド				
78	105-67-9	2, 4－キシレノール				2-017
79	576-26-1	2, 6－キシレノール				1-062
80	1330-20-7	キシレン				1-063
81	91-22-5	キノリン				
82	-	銀及びその水溶性化合物			銀(Ag)に換算	1-064
83	98-82-8	クメン				
84	107-22-2	グリオキサール				1-065
85	111-30-8	グルタルアルデヒド				1-066
86	1319-77-3	クレゾール				1-067
87	-	クロム及び三価クロム化合物			クロム(Cr)に換算	1-068
88	-	六価クロム化合物		○	クロム(Cr)に換算	1-069
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン				1-071 1-072 1-073(※)
90	1912-24-9	2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1, 3, 5－トリアジン	アトラジン			1-075
91	21725-46-2	2－(4－クロロ－6－エチルアミノ－1, 3, 5－トリアジン－2－イル)アミノ－2－メチルプロピオニトリル	シアナジン			2-018
92	129558-76-5	4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－[4－(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェンピラド			
93	51218-45-2	2－クロロ－2'－エチル－N－(2－メトキシ－1－メチルエチル)－6'－メチルアセトアニリド	メトラクロール			1-076
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	○		1-077
95	79622-59-6	3－クロロ－N－(3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル)－アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ－2, 6－ジニトロ－パラートルイジン	フルアジナム			1-078
96	119446-68-3	1－([2－[2－クロロ－4－(4－クロロフェノキシ)フェニル]－4－メチル－1, 3－ジオキソラン－2－イル]メチル)－1H－1, 2, 4－トリアゾール	ジフェノコナゾール			1-079
97	611-19-8	1－クロロ－2－(クロロメチル)ベンゼン				
98	79-11-8	クロロ酢酸				1-080
99	105-39-5	クロロ酢酸エチル				
100	51218-49-6	2－クロロ－2', 6'－ジエチル－N－(2－プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール			1-081
101	15972-60-8	2－クロロ－2', 6'－ジエチル－N－(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール			1-082

102	97-00-7	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン				1-083
103	75-68-3	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C - 1 4 2 b)			1-084
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	H C F C - 2 2			1-085
105	2837-89-0	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C - 1 2 4			1-086
106	-	クロロトリフルオロエタン	H C F C - 1 3 3			1-087
107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	C F C - 1 3			1-088
108	7085-19-0 93-65-2	(RS) - 2 - (4-クロロ-オルト-トリルオキシ) プロピオン酸	メコプロップ			
109	95-49-8	オルト-クロロトルエン				1-089
110	106-43-4	パラ-クロロトルエン				
111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン				
112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン				
113	122-34-9	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCA T			1-090
114	133220-30-1	(RS) - 2 - [2 - (3-クロロフェニル) - 2, 3-エポキシプロピル] - 2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン			
115	158237-07-1	4 - (2-クロロフェニル) - N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド			
116	78587-05-0	(4RS, 5RS) - 5 - (4-クロロフェニル) - N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス			
117	107534-96-3	(RS) - 1 - パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-オール	テブコナゾール			
118	88671-89-0	2 - (4-クロロフェニル) - 2 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ヘキサニトリル	マイクロブタニル			
119	114369-43-6	(RS) - 4 - (4-クロロフェニル) - 2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ブチロニトリル	フェンブコナゾール			
120	95-57-8	オルト-クロロフェノール				
121	106-48-9	パラ-クロロフェノール				2-022
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸				2-023
123	107-05-1	3-クロロプロペン	塩化アリル			1-091
124	99485-76-4	1 - (2-クロロベンジル) - 3 - (1-メチル-1-フェニルエチル) ウレア	クミルロン			
125	108-90-7	クロロベンゼン				1-093
126	76-15-3	クロロベンタフルオロエタン	C F C - 1 1 5			1-094
127	67-66-3	クロロホルム				1-095
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル			1-096
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール				
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ) 酢酸	MCP又はMCP A			1-097
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン				
132	-	コバルト及びその化合物			コバルト (Co)に換算	1-100
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート			1-101
134	108-05-4	酢酸ビニル				1-102
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート			1-103
136	90-02-8	サリチルアルデヒド				1-104
137	420-04-2	シアナミド				
138	139920-32-4	(RS) - 2 - シアノ-N - [(R) - 1 - (2, 4-ジクロロフェニル) エチル] - 3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット			
139	66841-25-6	(S) - アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル = (1R, 3S) - 2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラブromoエチル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン			
140	39515-41-8	(RS) - アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル = 2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロバトリン			
141	57966-95-7	トランス-1 - (2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル) - 3-エチルウレア	シモキサニル			
142	615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール				
143	101-80-4	4, 4' - ジアミノジフェニルエーテル				
144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			シアン (CN) に換算	1-108
145	100-37-8	2 - (ジエチルアミノ) エタノール				1-109
146	29232-93-7	O - 2 - ジエチルアミノ - 6 - メチルピリミジン - 4 - イル = O, O - ジメチル = ホスホロチオアート	ピリミホスメチル			
147	28249-77-6	N, N - ジエチルチオカルバミン酸S - 4 - クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ			1-110
148	125306-83-4	N, N - ジエチル - 3 - (2, 4, 6-トリメチルフェニル) スルホニル - 1H - 1, 2, 4-トリアゾール - 1-カルボキサミド	カフェンストロール			1-111

149	56-23-5	四塩化炭素				1-112
150	123-91-1	1, 4-ジオキサン				1-113
151	646-06-0	1, 3-ジオキソラン				
152	15263-53-3	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ			
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラ-ト	テトラメトリン			
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン				1-114
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド				
156	27134-27-6	ジクロロアニリン				
157	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン				1-116
158	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン			1-117
159	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン				1-118
160	101-14-4	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン				1-120
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12			1-121
162	23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド			1-122
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114			1-123
164	306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCF-123			1-124
165	95-73-8	2, 4-ジクロロトルエン				
166	99-54-7	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン				
167	89-61-2	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン				1-128
168	36734-19-7	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン			
169	330-54-1	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU			1-129
170	112281-77-3	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール			
171	60207-90-1	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール			
172	153197-14-9	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン			
173	50471-44-8	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ピンクロゾリン			
174	330-55-2	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン			1-130
175	94-75-7	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA			1-131
176	1717-00-6	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCF-141b			1-132
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCF-21			1-133
178	78-87-5	1, 2-ジクロロプロパン				1-135
179	542-75-6	1, 3-ジクロロプロペン	D-D			1-137
180	91-94-1	3, 3'-ジクロロベンジジン				1-138
181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン				1-139 1-140 (※)
182	71561-11-0	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン			1-141
183	58011-68-0	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート			1-142
184	1194-65-6	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はDBN			1-143
185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCF-225			1-144
186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン			1-145
187	3347-22-6	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン			1-146
188	101-83-7	N, N-ジシクロヘキシルアミン				
189	4979-32-2	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド				
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン				
191	50512-35-1	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン			1-147
192	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP			1-148
193	298-04-4	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン			1-151
194	2310-17-0	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]	ホサロン			1-152
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス			1-153

196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP			1-154
197	121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	マラソン又はマラチオン			1-155
198	60-51-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]	ジメトエート			1-156
199	16090-02-1	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]	CIフルオレスセント260			2-032
200	25321-14-6	ジニトロトルエン				1-157
201	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール				1-158
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン				2-037
203	122-39-4	ジフェニルアミン				1-159
204	101-84-8	ジフェニルエーテル				
205	102-06-7	1,3-ジフェニルグアニジン				
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン			1-161
207	128-37-0	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	(BHT)			
208	96-76-4	2,4-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール				
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン				
210	10222-01-2	2,2-ジブプロモ-2-シアノアセトアミド	(DBNPA)			
211	-	ジブromoテトラフルオロエタン	ハロン-2402			1-162
212	30560-19-1	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート			
213	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド				
214	95-68-1	2,4-ジメチルアニリン				
215	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン				1-163
216	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン				
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	チオシクラム			
218	124-40-3	ジメチルアミン				
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド				
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩				
221	82560-54-1	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ			
222	62850-32-2	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ			1-165
223	112-18-5	N, N-ジメチルDデシルアミン				
224	1643-20-5	N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド				1-166
225	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP			1-167
226	57-14-7	1,1-ジメチルヒドラジン				2-043
227	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド			1-169
228	91-97-4	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート				
229	23564-05-8	ジメチル=4,4'- (オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル			
230	793-24-8	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン				
231	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	オルト-トリジン			1-171
232	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド				1-172
233	2597-03-7	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP			1-173
234	7726-95-6	臭素				
235	-	臭素酸の水溶性塩				
236	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル			1-174
237	-	水銀及びその化合物			水銀(Hg)に換算	1-175
238	61788-32-7	水素化テルフェニル				
239	-	有機スズ化合物			スズ(Sn)に換算	1-176
240	100-42-5	スチレン				1-177
241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩				
242	-	セレン及びその化合物			セレン(Se)に換算	1-178
243	-	ダイオキシン類		○		1-179
244	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン	ダゾメット			1-180
245	62-56-6	チオ尿素				1-181
246	108-98-5	チオフェノール				1-182
247	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス			1-183
248	333-41-5	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン			1-185

249	2921-88-2	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス			1-188
250	18854-01-8	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン			1-189
251	122-14-5	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェニトロチオン 又はMEP			1-192
252	55-38-9	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又は MPP			1-193
253	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス			1-195
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又は IBP			1-196
255	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル				1-197
256	334-48-5	デカン酸				
257	112-30-125339-17-7	デシルアルコール	デカノール			
258	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテ トラミン			1-198
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム			
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又は TPN			1-199
261	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H)-オン	フサライド			
262	127-18-4	テトラクロロエチレン				1-200
263	-	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112			1-201
264	118-75-2	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン				
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸				1-202
266	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン			2-049
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカー-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)	チオジカルブ			
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラ ム			1-204
269	505-32-8	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカー-1-エン-3-オール	イソフィトール			
270	100-21-0	テレフタル酸				1-205
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル				1-206
272	-	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)			銅 (Cu) に換 算	1-207
273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシル アルコール			
274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール				
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム				
276	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンベ ンタミン			
277	121-44-8	トリエチルアミン				
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン				
279	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン				1-209
280	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン				1-210
281	79-01-6	トリクロロエチレン				1-211
282	76-03-9	トリクロロ酢酸				
283	108-77-0	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン				1-212
284	-	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113			1-213
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン			1-214
286	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロビル			1-216
287	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール				
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-11			1-217
289	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン				
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン				
291	2451-62-9	1, 3, 5-トリリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン				1-218
292	102-82-9	トリブチルアミン				
293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン			1-220
294	118-79-6	2, 4, 6-トリプロモフェノール				1-221
295	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール				1-223
296	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				
297	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				1-224
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート				1-338 (※)
299	95-53-4 106-49-0	トルイジン				1-225 1-226 (※)
300	108-88-3	トルエン				1-227
301	25376-45-8	トルエンジアミン				1-228 (※)
302	91-20-3	ナフタレン				
303	3173-72-6	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート				

304	7439-92-1	鉛				1-230 (※)
305	-	鉛化合物		○	鉛 (Pb) に換算	1-230 (※)
306	13048-33-4	ニアクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)			
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム				
308	7440-02-0	ニッケル				1-231
309	-	ニッケル化合物		○	ニッケル (Ni) に換算	1-232
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸				1-233
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール				
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン				
313	55-63-0	ニトログリセリン				1-236
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン				1-237
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン				
316	98-95-3	ニトロベンゼン				1-240
317	75-52-5	ニトロメタン				
318	75-15-0	二硫化炭素				1-241
319	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール			
320	25154-52-3	ノニルフェノール				1-242
321	-	バナジウム化合物			バナジウム (V) に換算	1-099 (※)
322	3618-72-2	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'- (2-プロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド				2-056
323	1014-70-6	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン			1-245
324	101-90-6	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン				
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又は有機銅			1-246
326	74115-24-5	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン	クロフェンチジン			1-247
327	782-74-1	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン				
328	137-30-4	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム			1-249
329	64440-88-6	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート			1-250
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド				
331	95465-99-9	S, S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド	カズサホス			
332	-	砒素及びその無機化合物		○	砒素 (As) に換算	1-252
333	302-01-2	ヒドラジン				1-253
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル				
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド				
336	123-31-9	ヒドロキノン				1-254
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン				1-255
338	100-69-6	2-ビニルピリジン				1-256
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン				
340	92-52-4	ビフェニル				2-057
341	110-85-0	ピペラジン				1-258
342	110-86-1	ピリジン				1-259
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコール			1-260
344	96-09-3	フェニルオキシラン				1-261
345	100-63-0	フェニルヒドラジン				
346	90-43-7	2-フェニルフェノール				
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド				
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン				1-262 1-263 1-264 (※)
349	108-95-2	フェノール				1-266
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ベルメトリン			1-267
351	106-99-0	1, 3-ブタジエン		○		1-268
352	131-17-9	フタル酸ジアリル				
353	84-66-2	フタル酸ジエチル				
354	84-74-2	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル				1-270
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)				1-272
356	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル				1-273
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアアジアジン-4-オン	ブプロフェジン			1-274
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'- (4-エチルベンゾイル)-3, 5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド			1-275
359	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル				

360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル			1-276
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオネート	シハロホップブチル			1-277
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン			2-061
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン			
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾアート	フェンピロキシメート			1-278
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	BHA			
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド				2-062
367	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール				
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール				
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はBPPS			1-279
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン			1-280
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド			1-281
372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド				1-282
373	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール				
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩			ふっ素(F)に換算	1-283
375	4170-30-3	2-ブテナール				
376	23184-66-9	N-プトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール			
377	110-00-9	フラン				
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロビネブ			1-284
379	107-19-7	2-プロピル-1-オール				2-065
380	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211			1-285
381	75-27-4	プロモジクロロメタン				
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301			1-286
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル			
384	106-94-5	1-プロモプロパン				
385	75-26-3	2-プロモプロパン		○		1-287
386	74-83-9	プロモメタン	臭化メチル			1-288
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ			1-289
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン			1-291
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド				
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン				1-292
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート				1-293
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン				
393	135-19-3	ベタナフトール				
394	-	ベリリウム及びその化合物		○	ベリリウム(Be)に換算	1-294
395	-	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩				
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS			
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		○		1-295
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル			1-297
399	100-52-7	ベンズアルデヒド				1-298
400	71-43-2	ベンゼン		○		1-299
401	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物				1-300
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット			1-301
403	119-61-9	ベンゾフェノン				
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール				1-303
405	-	ほう素化合物			ほう素(B)に換算	1-304(※)
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB			1-306
407	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)				1-307
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル				1-308
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム				
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル				1-309
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		○		1-310
412	-	マンガン及びその化合物			マンガン(Mn)に換算	1-311

413	85-44-9	無水フタル酸				1-312
414	108-31-6	無水マレイン酸				1-313
415	79-41-4	メタクリル酸				1-314
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル				1-315
417	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル				1-316
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル				1-318
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマルブチル				1-319
420	80-62-6	メタクリル酸メチル				1-320
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン	(ジケテン)			
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン			1-322
423	74-89-5	メチルアミン				
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート				1-324
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC			1-325
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン			1-327
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC			1-329
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC			1-330
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル			1-331
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート	インドキサカルブ			
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート	アゾキシストロピン			
432	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンター-1,4-ジエン	アミトラズ			1-332
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム			1-333
434	23135-22-0	メチル-N',N'-ジメチル-N-[メチルカルバモイル]オキシ-1-チオオキサミイミデート	オキサミル			
435	136191-64-5	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート	ピリミノバックメチル			2-073
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン				1-335
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール				
438	1321-94-4	メチルナフタレン				
439	108-99-6	3-メチルピリジン				1-336
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド				
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール				1-339
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド	メブロンル			
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミデート	メソミル			
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート	トリフロキシストロピン			
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	クレソキシムメチル			
446	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン				1-340
447	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート				1-341
448	101-68-8	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	(MDI)			2-078
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメディファム			
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル	ビリブチカルブ			1-342
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン				1-344
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール				
453	-	モリブデン及びその化合物			モリブデン(Mo)に換算	1-346
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール				
455	110-91-8	モルホリン				
456	20859-73-8	りん化アルミニウム				
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP			1-350
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)				2-081
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)				1-352
460	1330-78-5	りん酸トリトリル				
461	115-86-6	りん酸トリフェニル				
462	126-73-8	りん酸トリノルマルブチル				1-354

大阪府条例で、取扱量及び排出量・移動量の把握及び届出の対象とする化学物質

	物質名	CAS番号	関係法令	
			労安法	毒劇法
1	エチレングリコールモノブチルエーテル	111-76-2	○	—
2	蟻酸	64-18-6	○	○
3	2-クロロ-1,3-ブタジエン（別名クロロブレン）	126-99-8	○	○
4	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○	—
5	酢酸ブチル	123-86-4	○	—
6	三塩化リン	7719-12-2	○	○
7	シクロヘキサノン	108-94-1	○	—
8	シクロヘキサン	110-82-7	○	—
9	3,3',-ジメトキシ-4,4'-ジアミノビフェニル（別名ジアニシジン）	119-90-4	○	—
10	チオセミカルバジド	79-19-6	—	○
11	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン（別名メラミン）	108-78-1	—	—
12	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキサン-1-オン（別名イソホロン）	78-59-1	○	—
13	1-ナフチルアミン	134-32-7	○	—
14	2,2',2''-ニトロトリエタノール（別名トリエタノールアミン）	102-71-6	○	—
15	1-ブタノール	71-36-3	○	—
16	2-ブタノン(別名メチルエチルケトン)	78-93-3	○	○
17	2-フランメタノール（別名フルフリルアルコール）	98-00-0	○	—
18	メタノール（別名メチルアルコール）	67-56-1	○	○
19	1-メチル-4-ニトロベンゼン（別名P-ニトロトルエン）	99-99-0	○	—
20	4-メチル-2-ペンタノン(別名メチルイソブチルケトン)	108-10-1	○	—
21	硫酸ジエチル	64-67-5	○	—
22	硫酸ジメチル	77-78-1	○	○
23	リン酸ジブチル	107-66-4	○	—
24	揮発性有機化合物（※）		—	—

様式第2-1号 (第8条、12条関係)

危険物貯蔵庫保管申込書

No.

学部 学科		研究室		内線		責任者	印 <small>記名・押印又は自署 (押印不要)</small>
申込年月日				保管場所	中庭 ・ 第5実験棟横		
品名	薬品ID	個数	容量		類別	倍数	
保管期間	原則1年間						
備考							

様式第2-2号 (第8条関係)

危険物保管延期申込書

No.

学部 学科		研究室		内線		責任者	印 <small>記名・押印又は自署 (押印不要)</small>
申込年月日				保管場所	中庭 ・ 第5実験棟横		
品名	薬品ID	個数	容量		類別	倍数	
保管期間	原則1年間						
備考							

学部 学科		研究室		内線		責任者	印 <small>記名・押印又は自署 (押印不要)</small>
申 込 年 月 日							
購 入 品 名							
数 量							
使 用 目 的							
現 保 有 量							
備 考							

*2019年3月末をもってCRISからの申請に切り替えました。ただし、CRISを導入していない研究室については引き続き、処理依頼伝票にて受け付けます。

無機系実験廃液搬入方法についてのお願い

無機廃液搬入時は、下記の写真のようにポリタンク上部には容器番号、背面には研究室名を記入し廃液がこぼれないようにコンテナに載せゴムチューブ等で止めて搬入してください。



参考:コンテナ 浅型592×384×208

ゴムチューブ 自由自在バンド

高圧ガスに関する取扱要領

制定 平成17年4月1日

(目的)

第1条 この取扱要領は、関西大学理工系3学部(システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部)において、高圧ガスに関する専門委員会を設置し、高圧ガスの取扱いおよび管理運営に関して、高圧ガス保安法に基づき高圧ガスによる災害を防止するために、高圧ガスの貯蔵、移動、消費並びに容器の取扱いを規定することにより、高圧ガスの安全な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この取扱要領において「高圧ガス」とは、高圧ガス保安法で定められたもの(別紙3-1)をいう。

(購入)

第3条 新たに既存のガス種と異なるガスを購入の場合には、学部・大学院事務グループ理工系事務チーム(以下「事務チーム」という。)の管理担当者に高圧ガス新規購入届出書「様式第3-1号」を提出の上、標示板の交付を受けたのち、発注する。

2 可燃性、毒性ガス容器を購入・消費する場合には、そのガスに対する漏洩検知器、防災工具、ガスの性質および取扱い指針に沿って、消火器、必要に応じて防護具等を設備すること。

(消費)

第4条 高圧ガスの消費すなわち消費の場所、数量および消費の方法などについては、経済産業省令で定める技術上の基準に従わなければならない。

2 容器(ボンベ)のバルブは静かに開閉すること。

3 ガスの消費は通風の良い場所で行い、かつ、その容器の温度が40℃を超えないようにしなければならない。

4 消費設備の使用開始と使用終了時には、消費施設の異常の有無を点検すること。

5 消費終了後は、速やかに容器を取扱業者に返却しなければならない。

(保管)

第5条 高圧ガスの保管は、経済産業省令に従って行わなければならない。

2 容器の保管は、転落、転倒等による衝撃およびバルブの損傷を防止するための容器転倒防止具に固定し、通風の良い場所で40℃を超えないようにしなければならない。

3 ガスの種別を、部屋の入口に標示板を貼付し表示すること。

(移動)

第6条 高圧ガスの移動に当たっては、経済産業省令で定める保安上の必要な措置を講じなければならない。

2 容器の移動には転落、転倒等による衝撃およびバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(自主検査)

第7条 高圧ガス消費者は、経済産業省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 容器の保管、使用および所在地の近辺で作業を行う者に対して、ガスの特性や取扱い、ガス洩れ等の異常時や、周辺火災等の非常時における措置について、十分な教育と訓練を定期的実施する。

3 安全総点検を定期的(年2回以上)に行う。

(高圧ガスの管理)

第8条 高圧ガスの貯蔵、保管、移動その他の取扱いについての指導・管理は、高圧ガスに関する専門委員会が当たる。

2 容器(ボンベ)の保有量を年1回専門委員会に届け出なければならない。

第9条 高圧ガスの取扱いにおいて緊急事態が発生した時には、事務チーム、授業支援グループテクノサポートチーム、管理責任者(各研究室責任教員)および取扱業者に通報する。

(特殊材料ガス)

第10条 特殊材料ガスの取扱いに関しては、別途「特殊材料ガス運営細則」に安全管理体制を定める。

(低温液化ガス)

第11条 低温液化ガスの取扱いに関しては、別途「安全の手引き」および「液体窒素汲み出し手順」に従う。

附 則

この取扱要領は平成17年4月1日から施行する

附 則

この取扱要領(改正)は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領(改正)は平成26年10月1日から施行する。

別紙 3 - 1 (第 2 条関係)

高压ガス保安法第 2 条による高压ガスの定義

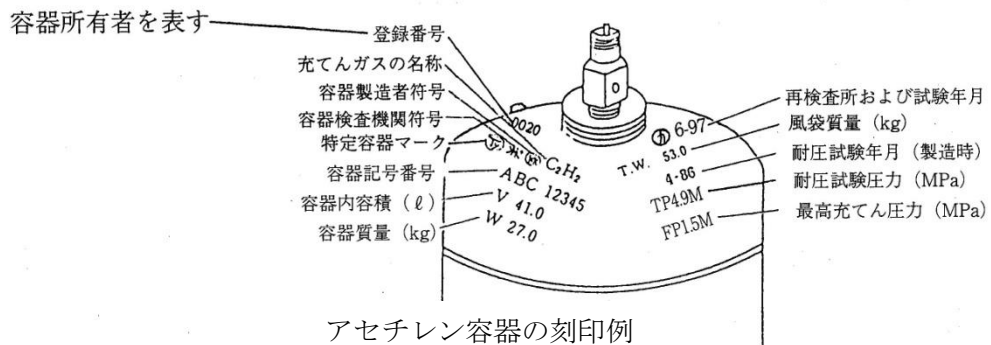
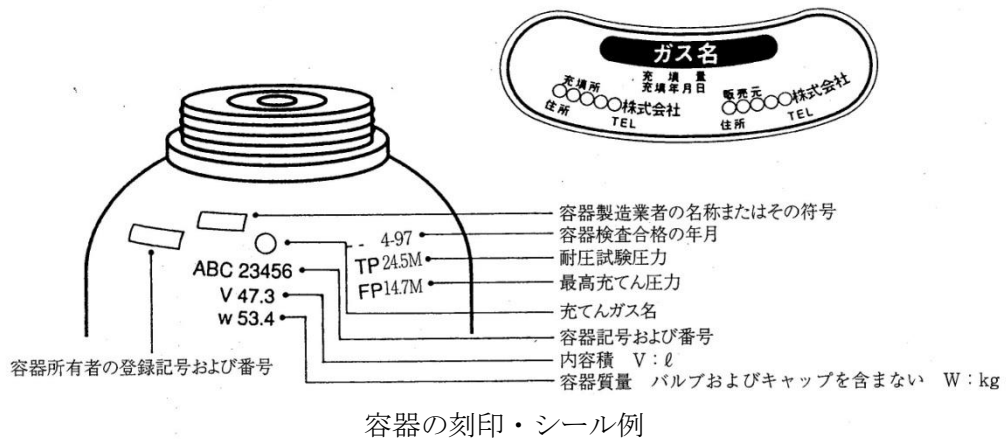
1. 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が 1 MPa 以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が 1 MPa 以上であるもの又は温度 35℃において圧力が 1 MPa 以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
2. 常用の温度において圧力が 0.2 MPa 以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が 0.2 MPa 以上であるもの又は温度 15℃において圧力が 0.2 MPa 以上となる圧縮アセチレンガス
3. 常用の温度において圧力が 0.2 MPa 以上となる液化ガスであって現にその圧力が 0.2 MPa 以上であるもの又は圧力が 0.2 MPa となる場合の温度が 35℃以下である液化ガス
4. 前号に掲げるものを除くほか、温度 35℃において圧力 0 Pa を超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの

様式第3-1号 (第3条関係)

高圧ガス新規購入届書

学部 学科		研究室		内線		責任者	印
整理番号		購入年月日	年 月 日				
名	称						
購	入 先						
容器の種類および数量							
保 管 場 所							

(参考資料)

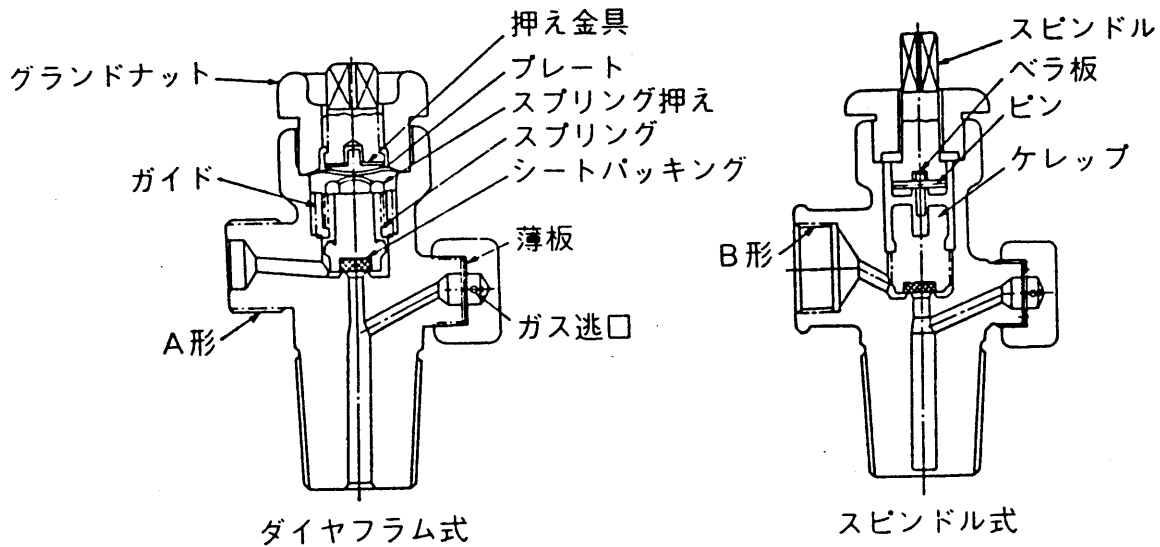


(参考資料)

高圧ガス容器の塗色と文字の色

高圧ガスの種類	容器の塗色	ガスの名称を示す文字の色	ガスの性質とそれを示す文字の色
酸素ガス	黒色	白色	
水素ガス	赤色	白色	「燃」白色
液化炭酸ガス	緑色	白色	
液化アンモニアガス	白色	赤色	「燃」赤色, 「毒」黒色
液化塩素ガス	黄色	白色	「毒」黒色
アセチレンガス	褐色	白色	「燃」白色
可燃性ガス	ねずみ色	赤色	「燃」赤色
可燃性, 毒性ガス	ねずみ色	赤色	「燃」赤色 「毒」黒色
毒性ガス	ねずみ色	白色	「毒」黒色
その他のガス	ねずみ色	白色	

容器弁にダイヤフラム式とスピンドル式容器弁を示した。ガス充填口のネジは可燃性ガスは左ネジ（プロメチル、アンモニアは右ネジ）、その他のガスは右ネジ（ヘリウムは左ネジ）である。また、充填口の形式にA形（雄ネジ）とB形（雌ネジ）があり、前者は主に関東地方で、後者は主に関西地方で使用されている。



(参考資料)

高压ガスの諸性質

種類	名称 ()容器の色	気体比重 (空気=1)	沸点 (°C)	融点 (°C)	爆発範囲 (vol%)	発火点 (°C)	腐食性	臨界温度 (°C)	臨界圧力 (atm)
圧縮ガス	アルゴン	1.3799	-185.7	-189.2	12.5~74	609	無	-122.4	48.0
	一酸化炭素	0.976	-192.2	-205.0			無	-139	34.5
	空気	1.000	-191.5	-213~225			無	-140.7	37.2
	酸素(黒)	1.1049	-182.9	-218			無	-118.4	50.1
	酸化窒素	1.27	-151	-163.7	4.0~75.6	585	無	-93	64
	水素(赤)	0.0695	-252	-259			無	-239.9	12.8
	窒素	0.9669	-195.8	-210.0			無	-147	33.5
	ネオン	0.67	-245.9	-248.6			無	-228.7	26.9
	ヘリウム	0.1380	-268.9	-272.1	5.0~15.0	537	無	-267.9	2.2
	メタン	0.554	-161.4	-182.7			無	-82.1	45.8
液化ガス	アンモニア(白)	0.58	-33.4	-77.7	15~28	651	有	132.3	111.3
	亜酸化窒素	1.529	-88.5	-90.9			無	36.5	71.7
	二酸化硫黄	2.2629	-10.0	-15.5			有	157.5	77.8
	エチレン	0.975	-103.8	-169.5	2.7~3.6	450	無	9.2	50.0
	塩化水素		-85	-112			有	51.4	81.5
	ホスゲン	1.392	8.3	-104			有	182	56
	ブタジエン	1.87	-4.4	-113	2.0~12	429	無	152	42.7
	ブチレン	1.94	-6	-146	1.8~9.7	323	無	144.7	39.5
	フッ化水素	0.988	19.4	-92.3			有	230.2	
	フッ素	1.32	-188	-223			有	155	25.0
	フレオン-22	1.41	-40.8	-160			無	96.4	48.5
	プロパン	1.56	-42.8	-189.9	2.2~9.5	466	無	96.8	42.0
	プロピレン	1.49	-47.7	-185.2	2.4~11	410	無	91.8	45.6
	硫化水素	1.175	-60.0	-82.9	4.0~44	260	有	100.4	88.9
	塩素(黄)	1.557	34.1	-100.9			有	144.0	76.1
	二酸化窒素		21.3	-9.3			有	153.0	100
	酸化エチレン	1.52	10.7	-111.3	3.6~80.0	429	無	195.8	7.2
	シアン化水素	0.96	25.0	-13.4	5.6~40	537	無	183.5	53
炭酸ガス(緑)	1.529		-78			無	31.0	72.8	
アセチレン(褐)	0.90		-81.8	2.5~80.5	299	無	35.5	61.6	

(目 的)

この保安管理体制は、特殊材料ガス（以下「特材ガス」という。）の取扱いに関する安全管理と災害防止を目的として組織される。

- 1 特材ガス使用研究室は、必ず使用場所を学部・大学院事務グループ理工系事務チーム（以下「事務チーム」という。）に届けなければならない。
- 2 特材ガス管理責任者を置かなければならない。
- 3 特材ガス取扱い主任者を置かなければならない。
- 4 特材ガス容器の受け渡し簿の作成
 - (1) 特材ガス使用研究室に特材ガスの使用一覧表と受け渡し簿を置き、必要に応じて記入する。
 - (2) 特材ガス容器の受け渡し簿の管理は特材ガス管理責任者がする。
- 5 特材ガス使用研究装置の安全管理
 - (1) 研究装置の運転日誌を作成（含特材ガスの使用量）する。
 - (2) 定期自主検査を実施し、その都度記録簿に記入する。
 - (3) 研究装置の改造・修理の都度に記録簿に記入し、管理する。
- 6 研究・実験体制と緊急事態対処
 - (1) 研究・実験体制
 - ア すべての研究・実験は2名以上で行う。
 - (2) ガス漏れが発生した場合
 - ア 全てのガスバルブを閉じる。
 - イ 換気扇だけを作動させ、他の実験装置の電源を切る。
 - ウ 事務チームと管理責任者に通報する。
 - (3) 火災が発生した場合
 - ア 全てのガスバルブを閉じる。
 - イ 実験装置の電源を切る。
 - ウ 安全を確かめ、備え付けの消火器で消火活動を行う。
 - エ 事務チームと管理責任者に通報する。
- 7 緊急通報体制
 - (1) 緊急事態（火災、ガス洩れなど）が発生した場合は、事務チーム、管理責任者および取扱業者に通報する。
 - (2) 負傷者がでた時は、安全を確認し、二次的な事故が起こらないことを確認した後、救出作業にかかると共に保健管理センターに通報し、その指示に従う。
 - (3) 負傷者がでた時で、救出作業が困難であると判断した場合は、保健管理センター、事務チーム、管理責任者に通報すると共に、その事態への対処方法の指示を仰ぐ。緊急事態収拾後、事故対策委員会を安全委員会内に設け、事故原因の究明と緊急事態収拾方法の適切さについて検討する。
- 8 保安教育と訓練
 - (1) 保安教育と訓練は、新研究生が入室した4月中に実施する。
 - (2) 保安教育は、特材ガス取扱い主任者講習会での講義、特材ガス災害防止自主基準（高圧ガス保安協会）、半導体材料ガスの取扱いマニュアル（本学）を用いて行う。保安訓練は、緊急事態を想定して行う。

液体窒素汲み出し手順

＜液体窒素汲出票の記入について＞

1. 理工学テクノサポートセンターホームページ (<http://www.ser.eng.kansai-u.ac.jp/techno/>) の各種様式より液体窒素汲出票をダウンロードし、各研究室で印刷して使用すること。
2. 学科・研究室名、汲出者氏名（学生）、責任者氏名（教員）および捺印、汲出日時、汲出場所、目的、汲出量を漏れなく記入すること。
3. 汲出量の記入間違いが無いように、換算表をよく確認すること。
4. 記入した汲出票は備え付けのポストに入れること。

＜バルブ操作について＞

1. 汲み出し時に操作するバルブは一カ所だけである。他のバルブは絶対に操作しないこと。
2. 備え付けの手袋を装着した上で作業を行い、絶対に軍手は使用しないこと。
3. 汲み出し始めはフレキシブル管・容器が冷えるまでバルブを少しずつ開け、ホースが霜付きはじめると液体窒素が出てくる。その後、反動に注意しながら徐々にバルブを開く。
4. 汲み出し中は、溢れたりしないように監視し、容器のそばから離れない。
5. 汲み出し後はバルブの栓が確実に締まっていることを確認し、施錠すること。

＜運搬について＞

1. 必ず専用の断熱容器（デュアー瓶など）を用いて運搬し、転倒防止などを必要に応じて行うこと。
2. 容器のキャップをすること。ただし、密封性の高いものは使用してはならない。
3. エレベーターで運搬する時は、酸欠事故を防ぐため同乗厳禁の措置（同乗しない旨を掲示する。）をとり、容器のみでの移動を行うこと。
4. 小型の容器はできる限り、階段にて運搬する。

＜その他＞

1. 注意事項等の詳細は、「安全の手引き」に従うこと。
2. 圧力計・液面計の異常値、異音、不審な霜付き、操作弁の不良、取出し用フレキシブル管の損傷を発見した時および取扱上の質問・問合せなどは、随時、テクノサポートオフィスまたは学部・大学院事務グループ理工系事務チームへ連絡すること。

（記入例） 液体窒素汲出票（兼 点検票）

学 科 名		研究室名・研究グループ名・研究プロジェクト名	
〇〇学科		△△研究室	
汲 出 者 氏 名		責 任 者 氏 名	
□□ ××		関大 太郎 関大印	
汲出日時	2016 年 4 月 1 日 13 時 30 分		
汲出場所 (何れかに○)	○ 第4学舎2号館横タンク ・ HRC横タンク		
目的 (何れかに○)	○ 学部研究室実験実習用 ・ 先端機構研究グループ 先端機構研究プロジェクト 用		
	液面計指示 / kPa	リッター換算 / ℓ	内部圧力計指示 / Kg/cm ²
前	12.0	1350.3	3.0
後	11.9	1338.3	2.9
汲出量		12.0 / ℓ	

(参考資料)

窒息について

室内で液体窒素が大量にこぼれた場合、急速に蒸発した窒素が、空気を押し下げ酸素濃度を下げる。酸素欠乏を認識したときには既に手遅れの場合がほとんどである。徐々に酸素濃度が低下していく場合は頭痛、めまいなどで気が付くきっかけはあるが、大量の液体窒素による短時間の窒息の場合は気が付くことができずに、酸素欠乏で倒れてしまう。窒素は無色透明で無味無臭なため、充滿している事に気付くのは困難であり、換気は必ず行うこと。息を止めても我慢できるのと低酸素濃度の空気を呼吸するのとは全く違う。濃度によっては一呼吸で倒れる。実験室で人が倒れていた場合、助けに入室すると本人も酸素欠乏で倒れかねないので、救助の時は冷静な判断が必要である。

表 酸素濃度と人間の症状

酸素濃度	症状
18%	安全の下限界、連続した換気が必要
16%	呼吸数増加、脈拍数増加、頭痛、吐き気
12%	めまい、吐き気、筋力低下（自由がきかない）
10%	中枢神経障害、意識喪失、嘔吐
8%	失神昏倒、死亡
6%	即失神、心肺停止、短時間で死亡

エックス線障害予防に関する取扱要領

制定 平成18年3月22日

(趣 旨)

第1条 このエックス線障害予防に関する取扱要領（以下「要領」という。）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号、以下「施行令」という。）および電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号、以下「電離則」という。）の規定に基づき、関西大学理工系3学部（システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工系3学部」という。）におけるエックス線装置の使用等によるエックス線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領において、「エックス線装置」とは、エックス線を発生する装置で施行令別表第2第2号の装置以外のものをいい、「放射線業務」とはエックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴うこれらの検査業務のことをいい、「エックス線業務従事者」とはエックス線装置の使用およびその他の取扱に携わる者をいう。

2 この要領において、「管理区域」とは、外部放射線による実効線量と空气中的放射線物質による実効線量との合計が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域またはそのおそれのある区域等のエックス線安全管理上区分することが必要な区域をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、理工系3学部のエックス線業務従事者および管理区域に立ち入る者のすべてに適用する。

(エックス線障害の防止に関する事項の審議)

第4条 エックス線障害の防止に関する必要な事項は、理工学府安全衛生委員会内のエックス線・放射線に関する専門委員会（以下、「専門委員会」という。）において審議するものとする。

(責 務)

第5条 理工系3学部の各学部長（以下「学部長」という。）は、専門委員会からの勧告またはエックス線作業主任者（以下「主任者」という。）の意見を尊重し、エックス線障害予防のために必要な措置を講じなければならない。

2 エックス線装置の設置、移転、もしくは主要構造部分の変更、または廃棄をしようとする者は事前に専門委員会および当該の学部長に届け出ること。

3 前項の届出を受けた当該の学部長は、法令に基づき当該エックス線装置に関する事項を速やかに労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 エックス線業務従事者および管理区域に立ち入る者は、専門委員会および主任者がエックス線障害防止のために行う指示を遵守しなければならない。

5 理工系3学部におけるエックス線装置の使用等による放射線障害の防止のため、教育職員、事務職員が協力するものとする。

(組 織)

第6条 理工系3学部におけるエックス線障害の防止に関する組織は、専門委員会の議を経て定める。

(専門委員会の構成)

第7条 専門委員会は次の者をもって構成する。

(1) 理工系3学部のエックス線装置を保有する各学部・学科より選出された者

(2) 第11条で定める主任者および代理者

(3) 学部・大学院事務グループ理工系事務チーム（以下「事務チーム」という。）グループ長（又は補佐）

(4) 上記(1)～(3)以外に専門委員会が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項に規定する委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の職務)

第8条 専門委員会は、次の事項を調査または審議し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) エックス線の安全管理に関する基本方針に関する事項

(2) エックス線の取り扱いに伴う障害の防止または災害の予防に関する事項

(3) エックス線施設の使用者に対する健康管理および被ばく管理に関する事項

(4) エックス線施設の使用者（使用予定者を含む。以下同じ。）に対する教育訓練に関する事項

(5) エックス線の安全管理上の資料および情報の収集に関する事項

(6) その他専門委員会が必要と認めた事項

(委員長)

第9条 専門委員会に、第7条第1項第1号に規定する者の中から、互選により委員長1人を置く。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議事を整理する。

3 委員長は、主任者から付議すべき事項を示して専門委員会の招集を求められたときは、すみやかにこれを開催しなければならない。

(専門委員会の運営)

第10条 専門委員会は、委員の過半数の出席でもって開催することができる。

2 専門委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって行う。

3 専門委員会の事務は、事務チームが行う。

(エックス線作業主任者および主任者代理の設置)

第11条 エックス線障害発生の防止に関する業務の監督を行わせるため、主任者を置く。

2 主任者が長期の出張、疾病等の理由によって職務を遂行できないときは、その職務を代行させるため、主任者の代理人(以下「代理人」という。)を選任しなければならない。

3 主任者および代理人は、法令に定めるところによりエックス線作業主任者免許を有する者のうちから理工学部長が選任し、必要に応じて、複数人選任することができるものとする。

(主任者の職務)

第12条 主任者は、各エックス線施設において次の業務を行う。

(1) エックス線障害の予防に関する取扱要領の制定および改廃への参画

(2) エックス線障害防止上重要な計画作成への参画

(3) 法令に基づく申請、届出および報告の審査

(4) 異常および事故の原因調査への参画

(5) エックス線装置の使用状況、施設、帳簿、書類等の監査

(6) 関係者に対する勧告および指示

(7) 専門委員会の開催の請求

(8) 学部長への意見の具申

(9) その他エックス線障害防止のために必要な業務

(エックス線装置管理責任者)

第13条 学部長は、エックス線障害の発生を防止するため、エックス線装置管理責任者をエックス線装置毎に任命しなければならない。

2 エックス線装置管理責任者は、エックス線装置の使用に当たってエックス線障害防止のために必要な措置をとるとともに、エックス線障害防止のために行う指示等をエックス線業務従事者に遵守するよう徹底させなければならない。

3 エックス線装置管理責任者は、次の標識を掲示しなければならない。

(1) エックス線装置を設置する室の入口に、エックス線装置を設置する室であることを表示する標識およびエックス線装置の種類を示す標識

(2) エックス線装置もしくはその付近の場所に、エックス線装置の定格出力を明記した標識

(3) エックス線装置表面または遮蔽装置表面に管理区域を明示する標識

4 エックス線装置管理責任者は、エックス線装置に電力が供給されている場合に、その旨を警報する装置を、管理区域境界に設けなければならない。

(エックス線業務従事者等)

第14条 エックス線業務従事者は、エックス線装置管理責任者の承認を受け、エックス線業務従事者名簿に登録されなければならない。

2 エックス線装置管理責任者は、エックス線業務従事者名簿を主任者を経て専門委員会委員長に提出しなければならない。

3 登録の有効期限は、登録をした年度内とする。

(エックス線業務従事者の遵守事項)

第15条 エックス線業務従事者は、エックス線装置を使用する際には、自他の受ける線量を最小にとどめるよう十分な注意を払わなければならないが、法律によって定められた線量限度を超えて作業を行ってはならない。

2 エックス線業務従事者は、エックス線装置の使用に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) エックス線装置の取扱に熟知していること。
 - (2) 管理区域に立ち入る場合には、ポケット線量計等の放射線測定器を装着すること。
 - (3) 異常が生じたときには、直ちにエックス線装置管理責任者に報告すること。
 - (4) 主任者および代理者ならびにエックス線装置管理責任者のエックス線障害防止のために行う指示等に従うこと。
- (管理区域の設定)

第16条 大学は、エックス線障害防止のため、エックス線使用施設においては第2条第2項の定義に基づき管理区域を設定する。

- 2 前項の管理区域は、専門委員会の議を経て定める。
 - 3 管理区域においては、人がみだりに立ち入らないよう所定の標識、エックス線障害防止のための注意事項等を掲げなければならない。
 - 4 管理区域に立ち入る者は以下の各号に掲げる事項を遵守し、エックス線障害の防止に努めること。
 - (1) 管理区域に立ち入るときは、所定の用紙にその記録を行うこと。
 - (2) ポケット線量計等の放射線測定器を指定された位置に着用すること。
 - (3) みだりに必要のない場所に立ち入らないこと。
 - (4) 飲食、喫煙、化粧等を行わないこと。
 - (5) エックス線装置を設置している室内が無人になるときは必ず施設等の処置を行うこと。
 - (6) 整理整頓に努め、必要のない物を持ち込まないとともに管理区域内の物品をみだりに持ち出さないこと。
 - (7) 主任者の指示、注意等や施設毎に定める注意事項を遵守すること。
- (管理区域への立ち入り)

第17条 次の各号に規定する者以外の者は、管理区域に立ち入ることができない。

- (1) エックス線業務従事者として登録されている者
 - (2) 学部長の委嘱を受け、エックス線装置管理責任者が一時的に立ち入ることを認めた者
- (立ち入り等の制限等)

第18条 主任者および代理者は、管理区域内において危険な行為またはこの取扱要領に著しく反する行為を行った者に対して、エックス線装置の使用、管理区域への立ち入り等を制限または禁止することができる。

- 2 主任者および代理者は、線量限度を超えた者、またはそのおそれのある者に対して、その程度に応じて、エックス線装置の使用、管理区域への立ち入り等を制限または禁止するよう当該の学部長に助言することができる。この場合、主任者および代理者は専門委員会の開催を請求し、その旨を報告しなければならない。

(エックス線業務従事者に対する教育および訓練)

第19条 エックス線装置管理責任者は、エックス線業務従事者に対し、エックス線障害防止に関する教育および訓練を受けさせなければならない。

- 2 教育および訓練の実施項目は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 放射線の人体に与える影響
 - (2) エックス線装置の安全な取扱い
 - (3) エックス線障害の防止に関する関係法令
 - (4) エックス線障害予防に関する取扱要領
 - 3 教育および訓練の実施は、エックス線装置をはじめて使用する場合にあっては使用前に、使用開始後にあっては1年を越えない期間ごととする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、第2項に掲げる項目に関し十分な知識および技能を有していると学部長が認めるものに対しては、その理由を記録することにより教育および訓練を省略することができる。
- (健康診断)

第20条 学部長は、エックス線業務従事者に対し、電離放射線健康診断を受けさせなければならない。

- 2 前項の電離放射線健康診断は、電離則第56条第1項各号に規定するものについて行うものとする。
 - 3 前項の電離放射線健康診断は、はじめて管理区域に立ち入る前およびその業務に従事した後6月を越えない期間ごとに1回行うものとする。
 - 4 学部長は、健康診断の結果に関し、その記録の写しを本人に交付しなければならない。
 - 5 学部長は、第2項および第3項で規定される電離放射線健康診断を正当な理由無く受診しないエックス線業務従事者に対してエックス線装置の使用を禁止する等の措置をとることができる。
- (エックス線障害を受けた者または受けたおそれのある者に対する措置)

第21条 学部長は、エックス線障害を受けた者または受けたおそれのある者については、その障害、疑いまたはおそれがなくなるまで、エックス線装置の取り扱いを主任者又は代理者の助言で以って禁止することができる。またその原因となったエックス線装置がその学部内にある場合には、当該エックス線装置が設置されている室を閉鎖することができる。

(線量の測定)

第22条 エックス線装置管理責任者は、各々が管理するエックス線装置に関して、エックス線障害のおそれのある場所の線量当量率の測定、および管理区域内に立ち入るエックス線業務従事者の被ばく線量の測定を行わなければならない。

2 エックス線装置管理責任者は、前項の場所の測定結果を、エックス線装置を設置する室内の見やすい場所に掲示することによって、エックス線業務従事者に周知させなければならない。

(線量の限度)

第23条 エックス線装置管理責任者は、エックス線業務従事者に、別表第4-1に定める限度を超えるエックス線を受けさせてはならない。

(記録および保管)

第24条 エックス線装置管理責任者は、次に掲げるものについて記録を作成し、学部長に報告しなければならない。

(1) 第22条に規定する場所の線量当量率の測定結果、および管理区域内に立ち入るエックス線業務従事者の被ばく線量の測定結果ならびにこれに基づいて算定した実効線量および等価線量、ならびに年度の実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合には年度ごとの累積実効線量

(2) エックス線装置の使用または検査に従事したものの作業内容等

2 エックス線装置管理責任者は、前項の記録帳簿を各年度の初めに開設し、当該年度の終了の日に閉鎖しなければならない。

3 前項の規定により閉鎖した記録帳簿は、主任者の監査を受けなければならない。ただし、エックス線業務従事者の被ばく線量の測定結果については、そのつど主任者の監査を受けなければならない。

4 学部長は、第20条の健康診断の結果の記録を、エックス線業務従事者については30年間、その他については5年間保存しなければならない。

5 学部長は、エックス線業務従事者に、第1項第1号の記録に基づき、被ばく線量の測定結果等を遅滞無く知らせなければならない。

(緊急時の措置および報告)

第25条 エックス線装置管理責任者は、エックス線業務従事者およびその他の職員・学生が著しくエックス線にさらされ、またはさらされるおそれのある不測の事態が生じた場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに、主任者または責任者（研究室等を管理する教授等の職員をいう。以下同じ。）に通報しなければならない。

2 主任者または責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに必要な措置をとり、学部長および専門委員会に報告するものとする。

3 学部長は、前項の報告を受けたときは、直ちに学長に報告するものとする。

(緊急時の診察または医療措置)

第26条 学部長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、直ちに医師の診察または治療を受けさせなければならない。

2 前条第1項に規定する場合において、著しくエックス線にさらされ、またはさらされたおそれのある者

3 別表4-1に定める実効線量の限度または等価線量の限度を超えて被ばくした者

(エックス線装置の定期検査)

第27条 エックス線装置管理責任者は、各々管理するエックス線装置を定期的に点検するとともに、専門委員会が定める項目について、年1回以上の自主点検を行わなければならない。またその結果を主任者または代理者に報告しなければならない。

2 エックス線装置管理責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときには、修理等の必要な措置を講じ、その結果を主任者または代理者に報告しなければならない。

3 主任者または代理者は、前2項の結果を取りまとめ学部長に報告しなければならない。

附 則

この取扱要領は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この取扱要領（改正）は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領（改正）は、平成26年10月1日から施行する。

別表第4-1 (第23条、第26条第3項関係)

	男性等*	女性**	妊娠中の女性
	5年間で100mSv		
実効線量	かつ	3月間で5mSv	全妊娠期間中で1mSv
	1年間で50mSv		
(緊急時)	100mSv	5mSv	—
	眼の水晶体	皮膚	腹部表面(妊娠中の女性のみ)
等価線量	1年間で150mSv	1年間で500mSv	全妊娠期間中で2mSv
(緊急時)	300mSv	1Sv	—

* 男性および妊娠する可能性がないと診断された女性をいう。

** 妊娠する可能性がないと診断された女性および妊娠中の女性を除いた女性をいう。

(ご参考)

●労働安全衛生法施行令 別表第二

二 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線(アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。第五号において同じ。)の発生を伴う当該装置の検査の業務

●電離放射線障害防止規則

第五十六条 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

●労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について

(平成13年3月30日)

第3 細部事項 3 第3条関係

(6) 放射線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造の放射線装置等を使用する場合であつて、放射線装置等の外側のいずれの箇所においても、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないものについては、当該装置の外側には管理区域が存在しないものとして取り扱って差し支えないこと。ただし、その場合であっても、装置の内部には管理区域が存在するので、第1項の「標識によって明示」することは必要であること。

この装置の例としては、次のものがあるが、これらの装置を使用する場合であっても、労働者に対しては、安全衛生教育等において、放射線の人体への影響、及び被ばくを防止するための装置の安全な取扱い等について周知させること。

ア エックス線照射ボックス付きエックス線装置であつて、外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へいされた照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し、当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造のもの

イ 空港の手荷物検査装置であつて、手荷物の出入口は、労働者の手指等が装置内に入ることがないように2重の含鉛防護カーテンで仕切られ、当該装置の外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へいされているもの

ウ 工場の製造工程で使用されている計測装置等で、製品等の出入口は、労働者の手指等が装置内に入ることがないように2重の含鉛防護カーテンで仕切られ、又は労働者の手指等が装置の内部に入った場合に放射線の照射が停止するインターロックを有し、かつ当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造であり、装置の外側での実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へいされているもの

病原体等に関する取扱要領

制定 平成23年10月1日

(目的)

第1条 この取扱要領は、関西大学理工系3学部(システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工系3学部」という)において、安全管理及び環境保全の観点から、教育、研究に供する病原体等について、適正な保管、使用、入手、分与、運搬等(以下「取扱い等」という)を行うことを目的として定める。

(定義)

第2条 この取扱要領において用いる用語は以下のように定義する。

(1) 病原体等 ウイルス、細菌、真菌、原虫、寄生虫、プリオン、及び、微生物が産生する人体に危険を及ぼす毒素をいう。

(2) バイオセーフティレベル(以下「BSL」という) 国立感染症研究所が定める病原体等安全管理規程に準じる。(別表・病原体等のBSL分類参照)

(3) 特定病原体等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という)に規定する特定一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

(4) 取扱責任者 病原体等の取扱い等を行う研究、及び、当該研究を実施する実験室等の安全管理及び環境保全等について、必要な知識と経験を有しこれを統括する者をいい、本学の常勤教員に限る。

(5) 取扱者 理工系3学部において病原体等の取扱い等に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この取扱要領は、BSL2以上の病原体等について適用し、BSL1の病原体等には適用しない。

(取扱い等の禁止)

第4条 理工系3学部においては、BSL2の病原体のうち特定一種病原体等に該当するもの、BSL3の病原体等及びBSL4の病原体等を所持してはならない。

(学部長の職務)

第5条 理工系3学部の各学部長は、理工系3学部における病原体等の安全管理及び環境保全に関する職務を総括する。

2 理工系3学部の学部長は、当該学部等における病原体等の取扱い等に関する次に掲げる職務を行う。

(1) BSL2の病原体等のうち、二種病原体等の取扱い等について、取扱責任者からの求めに応じて厚生労働省への承認申請を行い、取扱責任者に通知すること

(2) BSL2の病原体等のうち、三種病原体等および四種病原体等の取扱い等の可否を決定すること

(3) BSL2の病原体等のうち、三種病原体等について、取扱責任者が所持してから7日以内に厚生労働省近畿厚生局に届出を行うこと

(4) 特定病原体等を除くBSL2の病原体等の取扱い等の届出を受理すること

(5) BSLレベルが決定されていない病原体等について、専門委員会が決定したBSLレベルを確認すること

(6) 病原体等の取扱い等の改善勧告ならびに病原体等の取扱い等の一時停止および承認の取消し

(7) 病原体等の取扱い等の終了の承認

(8) 安全主任者の任命

(9) 取扱者の登録および抹消

(10) 取扱者の健康管理

(11) 異常事態発生時の措置

(12) 記録の保存

(13) その他病原体等の取扱い等の安全確保および環境保全に必要な事項

(病原体等に関する専門委員会)

第6条 理工系3学部の安全衛生委員会のもとに、病原体等に関する専門委員会(以下「専門委員会」という)を置く。

2 委員会は次の者をもって構成する。

(1) 安全主任者

(2) 実施学部等において病原体等の取扱い等を行う専任教育職員 若干名

(3) 実施学部等の事務長

- 3 専門委員会に委員長および副委員長を置き、前項第1号から第2号までに規定する委員の互選により選出する。
- 4 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 専門委員会は必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 専門委員会は、学部長の諮問に応じて次の事項について調査・審議し、学部長に助言または勧告するものとする。
 - (1) 病原体等の取扱い等について、法令及びこの取扱要領との整合性に関する審査
 - (2) 病原体等の取扱い等を行う施設について、法令及びこの取扱要領との整合性に関する審査
 - (3) 病原体等の取扱い等に係る教育訓練及び健康管理の指導
 - (4) 事故発生時の必要な措置及び改善に関する指導
 - (5) B S Lレベルが決定されていない病原体等のB S L分類を決定すること
 - (6) その他病原体等の取扱い等の安全確保及び環境保全に必要な事項
 - (7) 取扱要領の改廃
- 8 専門委員会の事務は理工系事務チームで行う。
- 9 専門委員会は必要に応じて安全主任者及び取扱責任者に対して、報告を求めることができる。
- 10 専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。
- 11 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 12 第2項に規定する委員に欠員が生じたときは補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(安全主任者)

第7条 実施学部等には、病原体等の取扱い等の安全確保と環境保全に関し、学部長等を補佐するため、安全主任者を1名置き、実施学部等の専任教育職員の中から学部長等が指名する。

- 2 安全主任者は、学部長等を補佐し、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 法令及びこの規定に基づき適性な病原体等の取扱い等が行われていることの確認
 - (2) 病原体等の取扱い等の安全確保と環境保全に関して、学部長等に対する必要な助言
 - (3) 病原体等の取扱い等の安全確保と環境保全に関して、取扱責任者及び取扱者に対する必要な助言又は指導
 - (4) その他病原体等の取扱い等に係る安全管理及び環境保全について必要な事項

(取扱責任者)

第8条 取扱責任者は、B S L 2の病原体等の取扱い等について、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) B S L 2の病原体等のうち、二種病原体等の取扱い等を行う場合、事前に専門委員会に対して厚生労働省への承認申請を求めること
- (2) B S L 2の病原体等のうち、三種病原体等及び四種病原体等の取扱い等を行う場合、事前に専門委員会に取扱い等の承認申請を行うこと
- (3) B S L 2の病原体等のうち、三種病原体等については、入手してから3日以内に学部長等に報告すること
- (4) 特定病原体等を除くB S L 2の病原体等の取扱い等を行う場合、事前に学部長等に届出ること
- (5) 取扱い等を行おうとする病原体等のB S Lレベルが不明である場合、専門委員会に対して分類の決定を求めること
- (6) 安全主任者の指導の下で、法令及びこの規定に基づき、適性な病原体等の取扱い等が行われていることを確認すること
- (7) 病原体等の取扱い等の安全確保と環境保全に関して、取扱者に対する必要な指導を行うこと
- (8) 取扱者名簿を作成し、専門委員会に提出すること
- (9) 取扱者に1年を超えない期間ごとに健康診断を受診させること
- (10) B S L 2の病原体等の取扱い等を行う区域を設定し、設定した区画を専門委員会に報告すること
- (11) B S L 2の病原体等の取扱い等を行う区域に取扱者以外のものを立ち入らせないこと
- (12) その他病原体等の取扱い等に係る安全管理及び環境保全について必要な事項

(取扱者)

第9条 取扱者は、取扱い等を行う病原体等に関し、その生物学的性質、人体に対する病原性、安全な取扱い方法等の十分な知識を有し、かつ、技術的修練を積まなければならない。

- 2 取扱者は、病原体等の取扱い等において、エアロゾルが発生する可能性のある作業を行う場合、安全

キャビネット内で作業しなければならない。

3 取扱者は、異常事態を発見した場合、直ちに取扱責任者に通報しなければならない。

4 取扱者は1年を超えない期間ごとに健康診断を受診しなければならない。

(病原体等の取扱いを行う区域)

第10条 病原体等の取扱い等を行う研究は、取り扱う病原体等のレベルに合わせた安全管理の設計がなされている施設や、その保管庫を設置している特定の区域で行わなければならない。

(滅菌等の措置の方法)

第11条 病原体等の滅菌等については、当該病原体等に応じた方法で処理しなければならない。

(健康管理)

第12条 学部長等は、取扱者の健康管理に常に注意を払うとともに、1年を超えない期間ごとに取扱者に健康診断を受診させなければならない。

2 前項に規定する健康診断は、定期健康診断をもって代えることができる。

(記録)

第13条 学部長等は次に掲げる記録を保存するものとする。

(1) 病原体等の取扱い等の申請書および終了届

(2) 取扱者名簿

(3) 異常事態の経過および措置

(4) 健康診断受診の記録

(5) 吹田市、厚生労働省への届出書類

2 専門委員会は専門委員会議事録を保存する。

(事故、災害時の対応及び応急処置)

第14条 事故及び災害が発生した場合には、学校法人関西大学危機管理委員会が定める理工系事故対応マニュアルに基づき、適切に対応及び応急処置をしなければならない。

(雑則)

第15条 この取扱要領に定めるもののほか、病原体等の取扱い等に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

(取扱要領の改廃)

第16条 この取扱要領の改廃は、専門委員会の議を経て行う。

附 則

この取扱要領は、平成23年10月1日から施行する。

1. 病原体等のBSL分類

国立感染症研究所においては別表1に定める基準により病原体等のBSLを下記のごとく分類する。

註：①特定病原体等は、一種病原体等（一種）から四種病原体等（四種）と示す。

②ヒトへの病原性がないか低いものを*で示す。

③媒介節足動物を用いる実験の場合は別途個別に考慮する。

④ここに記載されていない病原体等については、十分なリスク評価を得るまで個別に考慮するものとする。

1. ウイルス及びプリオン

(ウイルス名は"Virus Taxonomy, Report of the International Committee on Taxonomy of Viruses, 2005"の表記を用いた。科、属、種の順に記載した。)

●BSL 1

弱毒生ワクチン（細胞培養痘そうワクチン以外の痘そうワクチンを除く）及び*Adeno-associated virus*

●BSL 2

Adenoviridae

Mastadenovirus

*Canine adenovirus (Infectious canine hepatitis virus)**

Human adenovirus A

Human adenovirus B

Human adenovirus C

Human adenovirus D

Human adenovirus E

Human adenovirus F

*Murine adenovirus A**

Simian adenovirus

Arenaviridae

Arenavirus

*Lymphocytic choriomeningitis virus*⁴⁾

Arteriviridae

Arterivirus

*Lactate dehydrogenase-elevating virus (LDV)**

Astroviridae

Mamastrovirus

Human astrovirus

Bornaviridae

Bornavirus

Borna disease virus

Bunyaviridae

Orthobunyavirus

Bunyamwera virus

California encephalitis virus
Simbu virus
 Caliciviridae
 Norovirus
 Norwalk virus
 Sapovirus
 Sapporo virus
 Vesivirus
 *Feline calicivirus**
 Coronaviridae
 Coronavirus
 Human coronavirus 229E
 Human coronavirus OC43
 Human coronavirus NL63
 *Bovine coronavirus**
 *Canine coronavirus**
 *Feline infectious peritonitis virus**
 *Infectious bronchitis virus (Avian infectious bronchitis virus)**
 *Murine hepatitis virus¹⁾ **
 *Porcine epidemic diarrhea virus**
 *Rat coronavirus**
 *Sialodacryoadenitis virus**
 *Transmissible gastroenteritis virus**
 Flaviviridae
 Flavivirus
 Apoi virus
 Aroa virus
 Dengue virus (四種)
 Ilheus virus
 Japanese encephalitis virus (四種) (at, m, ML-17, S⁻株を除く)
 Langat virus
 Rio Bravo virus
 Yokose virus
 Hepacivirus
 Hepatitis C virus
 Unassigned
 Hepatitis G virus
 Hepadnaviridae
 Orthohepadnavirus
 Hepatitis B virus
 Hepeviridae
 Hepevirus
 Hepatitis E virus
 Herpesviridae
 Cytomegalovirus
 Human herpesvirus 5
 Ictalurivirus
 *Caviid herpesvirus 1 (Guinea pig herpesvirus)**
 Lymphocryptovirus
 *Cercopithecine herpesvirus 12 (Herpes virus papio)**
 Human herpesvirus 4

Rhadinovirus
 Human herpesvirus 8
 Saimiriine herpesvirus 2
Roseolovirus
 Human herpesvirus 6
 Human herpesvirus 7
Simplexvirus
 *Cercopithecine herpesvirus 16 (Herpes virus papio 2)**
 Human herpesvirus 1
 Human herpesvirus 2
Varicellovirus
 *Felid herpesvirus 1 (Feline viral rhinotracheitis virus)**
 Human herpesvirus 3
 *Suid herpesvirus 1 (Pseudorabies virus)**
Orthomyxoviridae
 Influenzavirus A
 Influenza A virus (四種) (H5N1またはH7N7の弱毒株*註、H2N2、
 新型インフルエンザ等感染症の病原体(「厚生労働大臣が
 定める三種病原体等及び四種病原体等」(平成19年厚生労働
 省告示第202号)に規定されるものに限る)
 *Influenza A virus*²⁾
 Influenzavirus B
 Influenza B virus
 Influenzavirus C
 Influenza C virus
Papillomaviridae
 Papillomavirus
 Human papillomavirus
Paramyxoviridae
 Avulavirus
 *Newcastle disease virus*¹⁾
 Metapneumovirus
 Human metapneumovirus (hMPV)
 Morbillivirus
 *Canine distemper virus**
 Measles virus
 Pneumovirus
 Human respiratory syncytial virus
 *Murine pneumonia virus (Pneumonia virus of mice)**
 Respirovirus
 Human parainfluenza virus 1
 Human parainfluenza virus 3
 *Sendai virus*¹⁾
 Rubulavirus
 Mumps virus
 Human parainfluenza virus 2
 Human parainfluenza virus 4
Parvoviridae
 Erythrovirus
 B19 virus
 Parvovirus

*Canine parvovirus**
*Feline panleukopenia virus**
*Kilham rat virus (Rat virus)**
*Lapine parvovirus**

Picornaviridae

Cardiovirus

Encephalomyocarditis virus
Saffold virus(SAFV)
*Theilovirus**

Enterovirus

Human enterovirus A
Human enterovirus B
Human enterovirus C
Human enterovirus D
Poliovirus (四種) (ワクチン株を除く)

Hepatovirus

Hepatitis A virus

Kobuvirus

Aichi virus

Parechovirus

Human parechovirus

Rhinovirus

Human rhinovirus A
Human rhinovirus B

未分類

Cosa virus

Polyomaviridae

Polyomavirus

BK polyomavirus
JC polyomavirus
*Murine polyomavirus**
Simian virus 40

Poxviridae

Molluscipoxvirus

Molluscum contagiosum virus

Orthopoxvirus

Cowpox virus
*Ectromelia virus (Mousepox virus)^{1) *}*
Monkeypox virus^{3) (三種)}
*Rabbitpox virus**
Vaccinia virus (細胞培養痘そうワクチンを除く)

Yatapoxvirus

Tanapox virus
Yaba monkey tumor virus

Reoviridae

Orbivirus

*Bluetongue virus**

Rotavirus

*Rotavirus A**
Rotavirus B

- Rotavirus C*
- Rotavirus D*
- Rotavirus E*
- Retroviridae*
 - Deltaretrovirus*
 - Primate T-lymphotropic virus 1 (Human T-lymphotropic virus 1)**
 - Primate T-lymphotropic virus 2 (Human T-lymphotropic virus 2)**
 - Gammaretrovirus*
 - Feline leukemia virus**
 - Gibbon ape leukemia virus**
 - Murine leukemia virus**
 - Lentivirus*
 - Feline immunodeficiency virus**
 - Simian immunodeficiency virus*
- Rhabdoviridae*
 - Lyssavirus*
 - Rabies virus (三種) (CVS, ERA, Flury Fuenzalida S-51, Fuenzalida S-91, Kelev, LEP, Nishigahara, Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株)*
 - Rabies virus (HEP, RC・HL株)*
 - Vesiculovirus*
 - Vesicular stomatitis Alagoas virus*
 - Vesicular stomatitis Indiana virus*
- Togaviridae*
 - Alphavirus*
 - Bebaru virus*
 - O'nyong-nyong virus*
 - Sindbis virus*
 - Rubivirus*
 - Rubella virus*
- Unassigned-Family*
 - Deltavirus*
 - Hepatitis delta virus*
 - Anellovirus*
 - Torque Teno virus (TTV)*
- Prions*
 - Mammalian Prions (Agents of Spongiform Encephalopathies)*
 - Scrapie**
 - Bovine spongiform encephalopathy (BSE)³⁾*
 - Creutzfeldt-Jakob disease (CJD)⁴⁾*

1) 小動物実験を行う場合はABSL3とする（但し、サル類を除く。）

2) H5または H7の強毒株は、除く。

*註 以下のいずれかの基準に適合するものとする。

- 1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと
- 2 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること
- 3 HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

- 3) 動物実験を行う場合で、BSE prionをマウスに感染させる場合はABSL2とする。ウシ型、ヒト型の prion遺伝子を導入したマウス及びサル類にBSE prionを感染させる場合は、ABSL3とする。その他の動物prionの動物実験は個別に考慮する。
- 4) 動物実験を行う場合はABSL3とする。

● B S L 3

Bunyaviridae

Hantavirus

- Hantaan virus* (三種)
- Seoul virus* (三種)
- Dobrava-Belgrade virus* (三種)
- Puumala virus* (三種)
- Andes virus* (三種)
- Sin Nombre virus* (三種)
- New York virus* (三種)
- Bayou virus* (三種)
- Black Creek Canal virus* (三種)
- Laguna Negra virus* (三種)

Phlebovirus

- Rift Valley fever virus* (三種)

Coronaviridae

Coronavirus

- Severe acute respiratory syndrome (SARS) coronavirus* (二種)

Flaviviridae

Flavivirus

- Kyasanur Forest disease virus* (三種)
- Omsk hemorrhagic fever virus* (三種)
- Louping ill virus*
- Murray Valley encephalitis virus*
- Powassan virus*
- St. Louis encephalitis virus*
- Tick-borne encephalitis virus* (三種)
- West Nile virus* (四種)
- Yellow fever virus* (17D vaccine strainを除く) ^{5), 6)} (四種)

Herpesviridae

Simplexvirus

- Cercopithecine herpesvirus* ^{5), 6)} (三種) (Bウイルス)

Orthomyxoviridae

Influenzavirus A

- Influenza A virus* (四種) (H5N1又はH7N7の強毒株、および新型インフルエンザ等感染症の病原体(「厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等」(平成19年厚生労働省告示第202号)に規定されるものを除く)
- Influenza A virus* ⁷⁾

Paramyxoviridae

Henipavirus

- Nipahvirus* ^{5), 6)} (三種)
- Hendra virus* ^{5), 6)} (三種)

Reoviridae

Coltivirus

Colorado tick fever virus

Retroviridae

Lentivirus

Human immunodeficiency virus 1

Human immunodeficiency virus 2

Rhabdoviridae

Lyssavirus

Rabies virus (三種) (CVS, ERA, Flury Fuenzalida S-51, Fuenzalida S-91, Kelev, LEP, Nishigahara, Paris Pasteur, PM, PV, SAD, Vnukovo-32株及びHEP, RC・HL株を除く)

Lagos bat virus, Mokola virus 他

Togaviridae

Alphavirus

Chikungunya virus

Eastern equine encephalitis virus (三種)

Getah virus Mayaro virus

Semliki Forest virus

Venezuelan equine encephalitis virus (三種)

Western equine encephalitis virus (三種)

- 5) 診断検査のための少量培養に限る。それ以外の場合はBSL4とする。
- 6) 取扱いについては、別途規定のマニュアルに従うこと。
- 7) H5またはH7の強毒株

● B S L 4

Arenaviridae

Arenavirus

Guanarito virus (一種)

Sabia virus (一種)

Junin virus (一種)

Lassa virus (一種)

Machupo virus (一種)

Bunyaviridae

Nairovirus

Crimean-Congo hemorrhagic fever virus (一種)

Filoviridae

Ebola virus

Ivory Coast ebolavirus (一種)

Reston ebolavirus (一種)

Sudan ebolavirus (一種)

Zaire ebolavirus (一種)

Marburg virus

Lake Victoria marburgvirus (一種)

Poxviridae

Orthopoxvirus

Variola virus (major, minor) (一種)

2. 細菌

● B S L 1

BSL2に属さない細菌で、健常者への病原性がないか低いもの、及びBCGワクチン株。

● B S L 2

(ヒトから分離されるものすべてがあげられているわけではない。必要に応じ別途考慮する。)

Acinetobacter

A. baumannii

Actinomadura

A. madurae

A. pelletieri

Actinomyces

A. bovis

A. israelii

A. pyogenes

A. viscosus

Aeromonas

A. hydrophila (毒素原性株)

A. sobria (毒素原性株)

Arcanobacterium

A. haemolyticum

A. pyogenes

Bacillus

B. cereus (毒素原性株)

Bacteroides

B. fragilis

Bartonella

B. bacilliformis

B. clarridgeiae

B. elizabethae

B. henselae

B. quintana

B. vinsonii

Bordetella

*B. bronchiseptica**

B. holmesii

B. parapertussis

B. pertussis

Borrelia 全菌種

Burkholderia

B. cepacia

Calymmatobacterium

C. granulomatis

Campylobacter

C. coli

C. jejuni

C. fetus

Chryseobacterium

C. meningosepticum

Citrobacter

*C. freundii**

*C. rodentium**

Cilia-associated respiratory(CAR)

*Bacillus**

Clostridium

C. botulinum (二種)

C. chauvoei

C. difficile

C. haemolyticum

C. histolyticum

C. novyi

C. perfringens (毒素原性株)

C. piliforme (Tyzzer's disease)*

C. septicum

C. sordelli

C. sporogenes

C. tetani

Corynebacterium

C. diphtheriae

C. jeikeium

*C. kutscheri**

C. pseudodiphtheriticum

C. pseudotuberculosis

C. ulcerans

Enterobacter

E. aerogenes

E. cloacae

Enterococcus

E. faecalis

E. faecium

Erysipelothrix

E. rhusiopathiae

Escherichia

E. coli (*E. coli*,K12株,B株並びその誘導體除く)

E. coli (四種) (腸管出血性大腸菌に限る)

Francisella

F. tularensis subsp. *holarctica* (LVS株に限る)

F. novicida

F. philomiragia

Fusobacterium

F. necrophorum

Haemophilus

H. actinomycetemcomitans

H. aegyptius

H. ducreyi

H. influenzae

Helicobacter

*H. bilis**

*H. hepaticus**

H. pylori

Klebsiella

K. oxytoca

K. pneumoniae

Legionella
全菌種 (*Legionella*-like organisms含む)
Leptospira
 *L. interrogans sensu lato*の全血清型
Listeria
 L. monocytogenes
Moraxella
 M. catarrhalis
Mycobacterium
 M. abscessus
 M. avium
 M. chelonae
 M. flavescens
 M. fortuitum
 M. gadium
 M. gordonae
 M. haemophilum
 M. intracellulare
 M. kansasii
 M. leprae
 M. lepraemurium
 M. malmoeense
 M. marinum
 M. neoaurum
 M. nonchromogenicum
 M. paratuberculosis
 M. rhodesiae
 M. scrofulaceum
 M. simiae
 M. shimoidei
 M. szulgai
 M. thermoresistibile
 M. ulcerans
 M. xenopi
Mycoplasma
 *M. arthritidis**
 M. fermentans
 M. hominis
 *M. neurolyticum**
 M. pneumoniae
 *M. pulmonis**
Neisseria
 N. gonorrhoeae
 N. meningitidis
Nocardia
 N. asteroides
 N. brasiliensis
N. farcinica
 N. otitiscaviarum
Pasteurella
 P. multocida (動物のみに疾病を起す
 血清型は除く)
 *P. pneumotropica**
 P. ureae

Plesiomonas
 P. shigelloides
Proteus
 P. mirabilis
 P. penneri
 P. vulgaris
Pseudomonas
 P. aeruginosa
Rhodococcus
 R. equi
*Salmonella*¹⁾
 BSL3を除く全血清型
Serratia
 S. marcescens
Shigella
 *S. spp.*全菌種
 S. sonnei (四種)
 S. dysenteriae (四種)
 S. flexneri (四種)
 S. boydii (四種)
Staphylococcus
 S. aureus
Streptobacillus
 S. moniliformis
Streptococcus
 S. agalactiae
 S. dysgalactiae
 S. equi
 S. pneumoniae
 S. pyogenes
 S. sanguinis
 S. zooepidemicus^{3)*}
Treponema
 T. carateum
 *T. cuniculi**
 T. pallidum
 T. pertenue
Ureaplasma
 U. urealyticum
Vibrio
 V. cholerae
 V. cholerae (四種)
 (血清型O1, O139に限る)
 V. fluvialis
 V. mimicus
 V. parahaemolyticus
 V. vulnificus
Yersinia
 Y. enterocolitica
 Y. pseudotuberculosis

ボツリヌス毒素 (二種)
志賀毒素 (四種)

<クラミジア、リケッチア>

Chlamydomphila

C. pecorum

C. pneumoniae

*C. psittaci*²⁾ (四種)

Chlamydia

C. trachomatis

Simkania

S. negevensis

Ehrlichia

E. canis

E. chaffeensis

E. sennetsu

- 1) 動物実験においては別途考慮する。
- 2) 大量 (20リットルを目途) に増殖させる場合はBSL3とする。
- 3) 小動物実験を行う場合はABSL3とする。(但し、サル類を除く。)

● B S L 3

Bacillus

B. anthracis (二種)

B. anthracis (34F2, Davis株)

Brucella

B. spp. 全菌種

B. abortus (三種)

B. canis (三種)

B. suis (三種)

B. melitensis (三種)

Burkholderia

B. mallei (三種)

B. pseudomallei (三種)

Francisella

F. tularensis (二種)

(亜種ツラレンシス及びホルアークティカ。ただし LVS 株は除く)

F. tularensis (亜種ツラレンシスB38 株)

Mycobacterium

M. africanum

M. bovis (BCGを除く)

M. tuberculosis (四種)

(多剤耐性菌を除く)

M. tuberculosis (三種)

(多剤耐性菌に限る)

Pasteurella

P. multocida (B:6, E:6, A:5, A:8, A:9)

Salmonella

S. enterica

serovar Paratyphi A (四種)

serovar Typhi (四種)

Yersinia

Y. pestis (二種)

<クラミジア、リケッチア>

Coxiella

*C. burnetii*¹⁾ (三種)

Orientia

O. tsutsugamushi

Rickettsia

(Spotted fever group)

R. japonica (三種)

R. rickettsii (三種)

Spotted fever group *R. spp.*

(Epidemic typhus group)

R. prowazekii (三種)

Epidemic typhus group *R. spp.*

- 1) 分類上はレジオネラ目コクシエラ科コクシエラ属だが、従来どおりリケッチアに記載する。

3. 真 菌

● B S L 1

B S L 2 及び 3 に属さない真菌

● B S L 2

Aspergillus fumigatus
Candida albicans
Cladosporium carrionii
Cladosporium trichoides
 (*C. bantianum*)
Cryptococcus neoformans
Exophiala dermatitidis

Fonsecaea pedrosoi
Microsporium canis
Sporothrix schenckii
Trichophyton
T. mentagrophytes
T. verrucosum

● B S L 3

Blastomyces dermatitidis
Coccidioides immitis (三種)
*Histoplasma capsulatum*¹⁾

Histoplasma farciminosum
Paracoccidioides brasiliensis
Penicillium marneffe

1) *H. capsulatum* var *capsulatum* と *H. capsulatum* var *duboisii* の両 variantを含む。

註 : *Aspergillus* spp., *Chaetomium* spp., *Fusarium* spp., *Myrothecium* spp.,
Penicillium spp. の毒素産生株はBSL2扱いとする。

4. 寄生虫

ヒト及び実験動物に疾病を起こす原虫類、吸虫類、条虫類及び線虫類等を規制の対象とする。ただし、()内は特に指定する発育期あるいは、その他の制約条項を示し、従ってそれ以外の発育期あるいは制約条項に該当しない場合は、規制の対象としない。特に指定のない場合は全発育期を指す。

● B S L 1

B S L 2 に属さない原虫類、吸虫類、条虫類及び線虫類

● B S L 2

原虫類
Acanthamoeba 属
Babesia 属
Balamuthia mandrillaris
Balantidium coli
Brachiola 属
Cryptosporidium 属
C. parvum (四種)
 (遺伝型 I 型、II 型に限る)
Cyclospora 属
Eimeria 属
Encephalitozoon 属
Enterocytozoon 属
Entamoeba 属
Giardia 属
Isospora 属

Leishmania 属
Naegleria 属
Neospora caninum
Nosema 属

Plasmodium 属
Pleistophora 属
Sarcocystis 属
Theileria 属
Toxoplasma gondii
Trachipleistophora 属
Trichomonas vaginalis
Trypanosoma 属
Vittaforma 属

吸虫類

Schistosoma 属 (セルカリア)

上記以外の吸虫類 (メタセルカリア)

条虫類

Diphyllobothrium 属 (擬充尾虫)

Echinococcus 属 (虫卵、原頭節)

Taenia solium (虫卵、囊虫)

線虫類

*Ascarididae*科 (感染幼虫包蔵卵)

*Anisakinae*科 (感染幼虫)

*Angiostrongylus*属 (感染幼虫)

*Strongyloides*属 (感染幼虫)

*Trichinella*属 (感染幼虫)

●BSL3

なし

上記BSL2に指定された寄生虫のうち *Leishmania*、*Trypanosoma* 及び *Plasmodium* の媒介昆虫を用いた、又は *Schistosoma*、*Angiostrongylus* 等の媒介貝を用いた感染実験、並びに *Toxoplasma gondii*、*Echinococcus*属 を用いての本来の終宿主での感染実験を行う時は、通常の微生物学的操作で感染は防ぎ得るものの、伝播者あるいは終宿主が排泄する嚢子、卵、幼虫等を実験施設内で処理するため、別途指定の実験施設を使用する。

指定寄生虫を用いての感染実験

[媒介動物を用いての感染実験]

媒介昆虫を用いた *Leishmania*、*Trypanosoma* 及び *Plasmodium*等の感染実験にあたっては、媒介昆虫は完備せる飼育用昆虫ケージに入れ、二重の密閉扉を有する実験室内で行う。

また、媒介貝を用いた *Schistosoma*、*Angiostrongylus* 等の感染実験に当たっては実験貝は完備した飼育装置内で飼育し、実験終了後の使用水並びに装置は熱処理可能な施設で行う。

[終宿主を用いての感染実験]

T. gondii 感染のネコ、*Echinococcus* 属感染のイヌ等を用いた実験に際しては完全な尿尿処理を行い得るケージを用いて排泄物の処理を行うと共に、実験終了後はケージ並びに実験室が熱処理できる施設で行う。

(付録)

関係法令一覧

関係官公庁

(1)	環境省	
(2)	経済産業省	
(3)	厚生労働省	
(4)	農林水産省	
(5)	文部科学省	
(6)	大阪府	
(7)	吹田市	

廃棄物処理業者

(1)	大阪薬研株式会社	
(2)	大東衛生株式会社	
(3)	日曹金属株式会社	
(4)	野村興産株式会社 (イトムカ鉱業所)	
(5)	メスキュード奈良	

環境関連法規

環境保全に係る法規		
(1)	環境基本法	
(2)	大気汚染防止法	大防法
(3)	水質汚濁防止法	水濁法
(4)	土壌汚染対策法	土対法
(5)	下水道法	
(6)	騒音規制法	
(7)	悪臭防止法	
(8)	震動規制法	
(9)	工業用水法	
(10)	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	ビル用水法
(11)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	種の保存法
(12)	環境影響評価法	環境アセスメント法
(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律	温対法
(14)	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	環境配慮促進法
(15)	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境教育等促進法
(16)	生物多様性基本法	

資源・廃棄物に係る法規		
(17)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃掃法
(18)	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	バーゼル法
(19)	循環型社会形成推進基本法	
(20)	資源の有効な利用の促進に関する法律	資源有効利用促進法
(21)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	容器包装リサイクル法
(22)	特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
(23)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	グリーン購入法
(24)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設リサイクル法
(25)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	食品リサイクル法
(26)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	P C B 特別措置法
化学物質等に係る法規		
(27)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	P R T R 法
(28)	消防法	
(29)	吹田市火災予防条例	
(30)	高圧ガス保安法	
(31)	農薬取締法	
(32)	毒物及び劇物取締法	毒劇法
(33)	麻薬及び向精神薬取締法	麻向法
(34)	化学物質の審査及び構造等の規制に関する法律	化審法
(35)	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	化学兵器禁止法
(36)	サリン等による人身被害の防止に関する法律	サリン防止法
(37)	ダイオキシン類対策特別措置法	
(38)	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	オゾン層保護法
(39)	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	
健康・安全に係る法規		
(40)	労働安全衛生法	安衛法
(41)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	放射線障害防止法
(42)	電離放射線障害防止規則	電離則
実験動物に関する規程		
(43)	関西大学動物実験規程	

(付録)

一般廃棄物の廃棄方法

廃棄物の種類		回収日	摘要	廃棄場所
可燃物 不燃物	[一般ゴミ] 紙・木・繊維類	平日毎日	大きな物品（廃棄物）は、小さく（分解および壊す等）して投棄して下さい。	第4学舎1号館東横側（理工系オフィス裏） 指定位置に分別投棄 用意したカゴ（種別ごとに表示） にいれる。
	プラスチック・ビニール・ ゴム・ポリエチレン類	平日毎日		
	金属くず	平日毎日		
	ガラス・陶磁器類	平日毎日		
	蛍光灯	平日毎日		
	ビン・カン	隔日		
	ペットボトル類	平日毎日		
コンクリート片・鋳さい がれき類	随時	第6実験棟北側コンテナへ投棄 して下さい。		
機械装置・器具備品類および部品 （パソコンおよび周辺機器含む） なお、備品ラベルのあるものは、 廃棄手続きが完了するまで廃棄 できません。ハードディスク等の 記憶装置は、個人情報完全に消 去してから、廃棄してください。	重量物および大型物品（廃棄物）は、目 処として、2人程度で運搬出来る重量範 囲。 これ以外の重量物および大型物品（廃棄 物）については、業者委託とし、各研究 室の負担とする。	第4学舎1号館東横側（オフィス 裏） 毎週月曜日 14：30～16：00 ※毎週平日火曜日に回収 上記時間帯以外の投棄は禁止 （学外より無断投棄する恐れあ り）		
[古紙] 新聞・冊子類等	原則として月1回 25日に回収	1号館東横側（オフィス裏）教授 棟下に随時置いておく。		
[焼却文書] 機密文書	年2回 6月・12月に回収	係より、事前に日時、場所を連絡		

業者が回収しない物品

[家電リサイクル製品] フリーザー・冷凍庫・冷蔵庫・テ レビ・洗濯機・空調機 [その他] 液体物、ライター、バッテリー、 リチウムイオン電池等が内蔵され た電子機器類（タブレット端末等） など	新規購入時に、廃棄物品の引取り料も含め、各研究室・学科で業者委託を 原則とする。 次項の“実験系廃棄物の廃棄方法”を参照すること。
---	---

実験系廃棄物の廃棄方法^{*1}

	廃棄物の種類	回収日	注意事項	回収場所
1	不要試薬	年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入時に数量調査を行い指定の様式でリストを作成し申込書を提出して下さい。 ・実験廃液は対象外です。 ・水銀含有物(水銀温度計、水銀ランプ等)は割れない様に保管して下さい。 	第2実験棟 BF 環境管理室
	試薬および不明薬品 ^{*2}			
	水銀含有製品 注射針			
2	実験廃液	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の様式(原則 CRIS)でリストを作成し申請して下さい。 ・詳細は処理マニュアルおよび「薬品および実験廃棄物に関する取扱要領」を参照して下さい。 ・(無機系廃液)有機物の混入は極力避けて下さい。 	第5実験棟裏危険物倉庫前
	無機系実験廃液	週1回		第2実験棟 BF 排水処理場
3	薬品付着物 ^{*3}	月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・一般可燃ゴミと区別して下さい。 ・有機系実験廃液回収日に搬入して下さい。 ・廃棄申請は指定の様式で申請して下さい。 ・薬品が付着しているかどうか疑わしいものは、薬品が付着したものとみなして廃棄して下さい。 ・袋の形状は無色透明ポリ袋で、内容量は1袋当たり10kg以下として下さい。 ・薬品が付着していないもの(異臭や有害性がないもの)は研究棟・各実験棟の所定場所に設置された“緑色の専用ボックス”に廃棄して下さい。 ・詳細は処理マニュアルを参照して下さい。 	第5実験棟裏危険物倉庫前 (一時保管/第4種可燃のみ) 第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏)倉庫内
	可燃廃棄物 (薬品が付着したプラスチック製器具、ゴム・シリコン製器具、手袋、アルミホイル、その他薬品が付着した可燃物) 不燃廃棄物 (薬品が付着したシリカゲル、アルミナ、活性炭、モレキュラーシーブ、セライト、樹脂、ガラス)			
4	金属関係廃棄物	平日 毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・金属の種類(マグネシウム削り粉など)によっては、水分と反応して発火する危険性があるため、不活化して廃棄して下さい。 	第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏) 不燃物廃棄場所
5	電池	年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は処理マニュアルおよび「薬品および実験廃棄物に関する取扱要領」第23条を参照して下さい。 ・液漏れしないように保管して下さい。 ・リサイクル可能なものは、1. 不要試薬もしくは購入業者に回収を依頼して下さい。 ・乾電池は、絶縁テープを貼らず中身が見える袋(研究室名を明記)に入れて廃棄して下さい。 ・ボタン電池類は、火災予防上、一つずつテープ等で絶縁して廃棄して下さい。 	第2実験棟 BF 環境管理室
	鉛蓄電池(バッテリー、UPS)、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池 乾電池、ボタン電池	週1回		第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏)倉庫内
6	一斗缶	平日 毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・一斗缶は中身を空にして、潰すか、そのままの形で廃棄して下さい。雨水が缶内部に入り込まない様に注ぎ口を下に向けた状態で廃棄して下さい。 	第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏) 不燃物廃棄場所
7	ガラスくず	平日 毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品類が付着しているものは洗浄後廃棄して下さい。ただし、薬品類の除去が困難な場合は、3. 薬品付着物として廃棄して下さい。 	第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏) 不燃物廃棄場所
8	コンクリート廃材	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱廃棄物：コンクリート、粘土、砂、砂利、石、煉瓦、砥石、木材、金属類(粉体物是否)、シリカゲル ◆対象外：薬品付着物、ペットボトル、ガラス類、薬品、紙類、液体、スプレー缶 	第6実験棟中庭
9	試薬ビン	平日 毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・ビン内部を十分に洗浄乾燥しキャップを外した上でガラスくずとして廃棄して下さい。洗浄液は必ず集めて2. 実験廃液で処理して下さい。ただし、薬品類の除去が困難な場合は、3. 薬品付着物として廃棄して下さい。 ・(ポリ容器)容器内部を十分に洗浄乾燥後、“緑色の専用ボックス”に廃棄して下さい。 	第4学舎1号館東横側 (理工系オフィス裏) 不燃物廃棄場所
	ガラス以外	平日 毎日		
10	スプレー缶	平日 毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を使い切り火の気のない風通しのよい屋外で穴を開け金属くずとして廃棄して下さい。(穴あけ作業で危険を伴う際は教職員立会いのもと実施すること。) 	
11	感染性廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の取り扱い「関西大学動物実験規程」を参照して下さい。 ・血液付着物は1. 不要試薬として処理して下さい。 ・液漏れしないように保管して下さい。 ・感染性廃棄物と識別できるように容器に表示して下さい。 	
	実験動物 血液付着物等			
12	その他		<ul style="list-style-type: none"> PCB、アスベスト等 ・特別な処理が必要です。以下にお問い合わせください。 	

- ※1 実験系廃棄物（実験系廃液・試薬ビン・その他実験に伴い発生した実験系廃棄物）を一般ゴミとして排出することおよび不法に投棄することは厳禁です。上記の回収日に搬入して下さい。
- ※2 内容物が不明の廃薬品の処分は、処理費用が高額なため、日ごろから発生させないように日常の管理を徹底してください。やむを得ず廃棄する場合は、性状情報（液体・固体、無機物・有機物、可燃性・難燃性、有毒性、有害性など）を可能な限り調べ、廃棄申請をして下さい。
- ※3 回収の際は下表の分類表に従い個別に搬入して下さい。
- ※4 第1種回収ゴミは、不要試薬時に申請下さい。

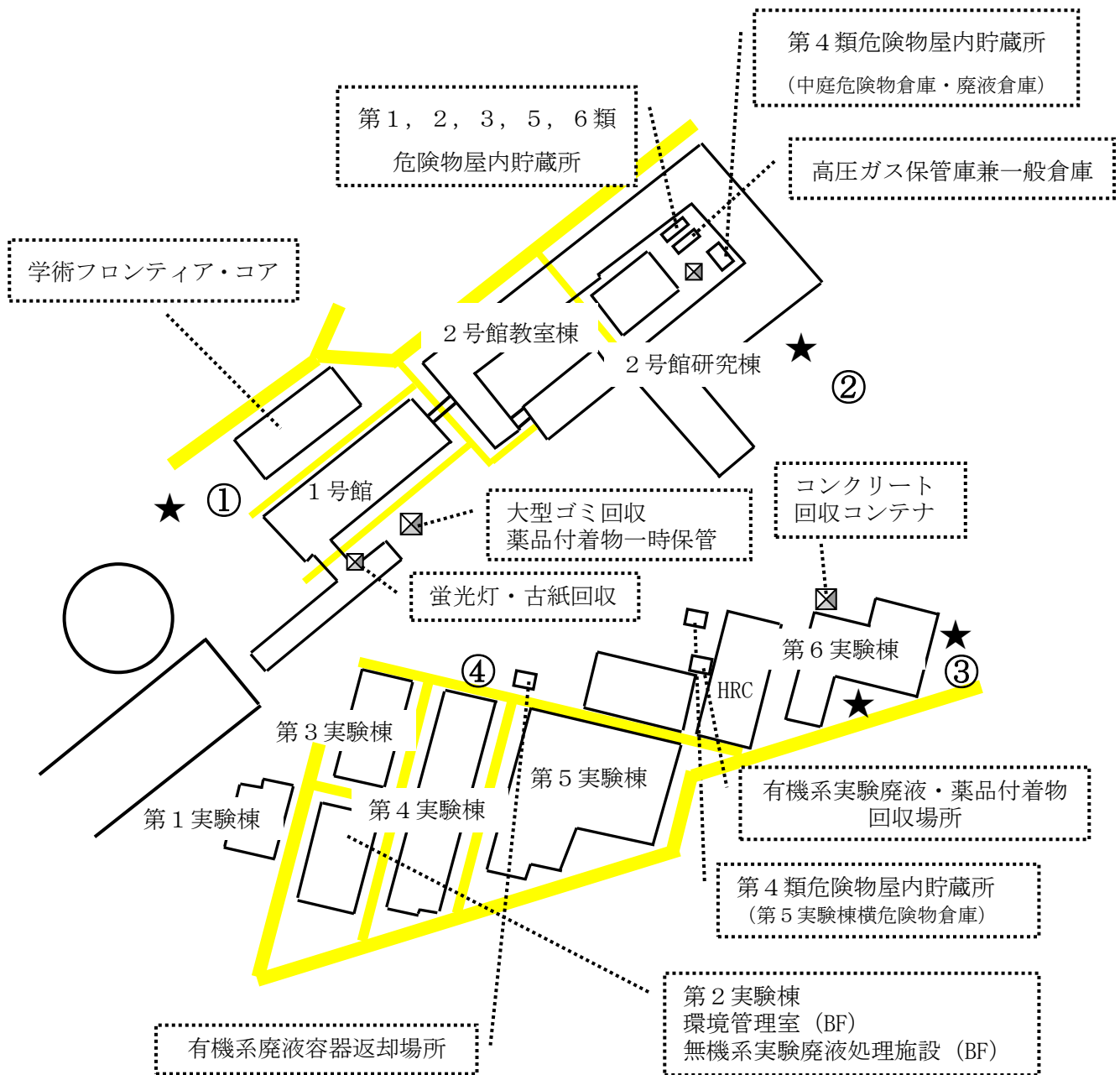
分類	対象物
第1種回収ゴミ ^{※4}	Hg（水銀）含有物
第2種回収ゴミ	Pb（鉛）、Cr（六価クロム）、Cd（カドミウム）、As（ヒ素）、Se（セレン）、CN（シアン）含有物
第3種回収ゴミ	有機リン化合物、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、ベンゼン、チオベンカルブ、1,4-ジオキサン 含有物
第4種回収ゴミ	①②③以外の薬品付着物

問い合わせ先

理工系オフィス：内線 3729～3731

テクノサポートオフィス：内線 3781～3785 mail: techno@ml.kandai.jp

環境管理室：内線 5741、6595 mail: Eco-ml@ml.kandai.jp



- ①第10排水路 (第4学舎1号館西に流出口)
- ②第17排出路 (第4学舎2号館研究棟横に流出口)
- ③第18排出路 (第4学舎第6実験棟横に流出口)
- ④第42排出路 (第4学舎第4実験棟北に流出口)
- ★中和槽

第4学舎・実験棟俯瞰図